

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年4月7日

【会計年度】 自 平成31年1月1日 至 令和1年12月31日

【発行者の名称】 欧州評議会開発銀行  
(Council of Europe Development Bank)

【代表者の役職氏名】 ロルフ・ウェンツェル  
(Rolf Wenzel)  
総裁  
(Governor)

【事務連絡者氏名】 弁護士 柴田 弘典  
同 甲立 亮  
同 深田 大介  
同 中山 希

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1120

【縦覧に供する場所】 該当なし

## 第1【募集（売出）債券の状況】

該当事項なし

## 第2【外国為替相場の推移】

該当事項なし

### 第3【発行者の概況】

#### 1【発行者が国である場合】

該当事項なし

#### 2【発行者が地方公共団体である場合】

該当事項なし

#### 3【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

注(1) 会計年度中、取引は各取引で用いられた通貨で記載されている。欧州評議会開発銀行(以下「当行」又は「CEB」という。)の勘定は2019年12月31日現在の以下の為替レートに基づき、ユーロで作成されている。

| 略称  | 通貨         | 通貨対ユーロ* | 略称  | 通貨           | 通貨対ユーロ* |
|-----|------------|---------|-----|--------------|---------|
| ALL | アルバニア・レク   | 121.60  | HRK | クロアチア・クーナ    | 7.4395  |
| AUD | オーストラリア・ドル | 1.5995  | HUF | ハンガリー・フォリント  | 330.53  |
| BRL | ブラジル・レアル   | 4.5157  | JPY | 日本円          | 121.94  |
| CAD | カナダ・ドル     | 1.4598  | NOK | ノルウェー・クローネ   | 9.8638  |
| CHF | スイス・フラン    | 1.0854  | NZD | ニュージーランド・ドル  | 1.6653  |
| CNY | 中国人民元      | 7.8205  | PLN | ポーランド・ズローティー | 4.2568  |
| CZK | チェコ・コルナ    | 25.408  | SEK | スウェーデン・クローナ  | 10.4468 |
| DKK | デンマーク・クローネ | 7.4715  | TRY | トルコ・リラ       | 6.6843  |
| GBP | 英ポンド       | 0.85080 | USD | 米ドル          | 1.1234  |
| HKD | 香港ドル       | 8.7473  |     |              |         |

\* 表中の数字は四捨五入されている。

(2) 当行の会計年度は暦年である。

(3) 本書に記載の表中の数値が四捨五入されている場合、合計は数値の総和とは必ずしも一致しない。

#### (1)【設立】

##### a. 設立の根拠、設立年月日及び沿革

当行は、1956年4月16日の欧州評議会閣僚委員会によって設立された。当初、当行の主な目的は第二次世界大戦直後における欧州諸国へ又は欧州諸国間で移住した難民の再定住化に関する社会プログラムに融資を行うことであった。当行はその後、その活動の範囲を、自然災害又は生態学的災害の被災者への援助の提供及び欧州の社会的統合の強化に直接貢献するその他の社会的目標の支援へと拡大してきた。かかるその他の社会的目標には現在、教育及び職業訓練、衛生、公共住宅、中小零細企業(MSMEs)における雇用、都市及び地方の生活水準の改善、環境保護、歴史的及び文化的な遺産の保存並びに行政及び司法による公共サービスのインフラストラクチャーの分野が含まれる。

当行の活動期間は限定されていない。

当行はフランス共和国ストラスブルグ市67075に所在し、事業活動の本部はフランス共和国 パリ市75116 クレベール通り55番に所在する。

b. 目的

1956年4月16日の欧州評議会閣僚委員会の決議によって採択された定款(その後の改正を含む。以下「定款」という。)によれば、当行の主たる目的は、貸付又は債務の保証を行うことにより、欧州における社会的統合を推進することである(詳細については、定款第2条を参照のこと。)

当行は、その目的に一致した運用を条件として、定款の授権に基づき資金を借り入れ、拠出金を受け入れることができる。

c. 加盟

定款により下記の者(以下「加盟国」という。)が当行に加盟することができる。

- ( ) 欧州評議会の全ての加盟国
- ( ) 当行の理事会が承認したその他の欧州の国
- ( ) 当行の理事会が承認した欧州に重点を置いている国際機関

定款を受諾し、それぞれ額面1,000ユーロで当行より発行される参加証書を引き受けることにより加盟国となる。

当行の加盟国は、当行の義務に対して責任を負わない。

当行の加盟国は全て、当行の理事会が設定する条件の下に、当該暦年終了の6ヶ月前に通知をなすことによって、当行から脱退することができる。

2019年12月31日現在、当行の加盟国は41ヶ国である。

現在の加盟国は以下のとおりである。

|              |           |
|--------------|-----------|
| アルバニア        | リヒテンシュタイン |
| ベルギー         | リトアニア     |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ | ルクセンブルク   |
| ブルガリア        | マルタ       |
| クロアチア        | モルドバ共和国   |
| キプロス         | モンテネグロ    |
| チェコ共和国       | オランダ      |
| デンマーク        | 北マケドニア    |
| エストニア        | ノルウェー     |
| フィンランド       | ポーランド     |
| フランス         | ポルトガル     |
| ジョージア        | ルーマニア     |
| ドイツ          | サンマリノ     |
| ギリシャ         | セルビア      |
| バチカン         | スロバキア共和国  |
| ハンガリー        | スロベニア     |
| アイスランド       | スペイン      |
| アイルランド       | スウェーデン    |
| イタリア         | スイス       |
| コソボ          | トルコ       |
| ラトビア         |           |

d. 法的地位並びに特権及び免責

法的地位

当行は、欧州評議会に付属し、その最高権威の下で運営される。欧州評議会の特権及び免責に関する一般協定に係る1959年3月6日付第三議定書(以下「第三議定書」という。)によって、当行は法人格を有し、特に以下の事項を行う能力を有する。

- (a) 契約の締結
- (b) 不動産及び動産の取得及び処分
- (c) 訴訟の提起
- (d) 当行の法定の目的に関わる取引の遂行

当行の運営、行為及び契約は、第三議定書、定款及び定款に基づき制定された諸規則により規律される。さらに、一定の場合には国家の法令が適用されうる。但し、それは当行が当該法令の適用に明示的に同意し、かつ、当該法令が第三議定書及び定款に抵触しない範囲に限られる。

第三議定書に基づき、当行は、当行が被告である場合、加盟国又は当行が貸付契約を締結し、若しくは債務保証をした国の裁判管轄に服する。

特権及び免責

第三議定書に基づき、当行は、特に加盟国内で下記の特権及び免責を享受する。

- (a) 法令上の一般的救済方法によって争うことのできない強制執行可能な判決が当行に対して送達される前における、当行の財産及び資産に対するあらゆる形式の没収、差押え又は強制執行からの免除。
- (b) 行政措置又は立法措置による当行の財産及び資産に対する搜索、徴用、没収、収用又はその他あらゆる形式の差押えからの免除。
- (c) 当行の財産及び資産に対するあらゆる性質の制限、規制、支配及び支払停止の免除。
- (d) 通貨の種類を問わず、通貨を保有し、口座を管理し、通貨を交換する権利、並びに送金先の国及び送金元の国を問わず、その資金をあらゆる国内外に自由に送金する権利。
- (e) 全ての直接税及び一定の間接税からの免除。

e. 本邦との関係

なし。

(2) 【資本構成】

定款に基づき、下記の者が当行の加盟国となることができる。

- a. 欧州評議会の全ての加盟国
- b. 当行の理事会が承認した欧州評議会の加盟国でないその他の欧州の国
- c. 当行の理事会が承認した欧州に重点を置いている国際機関

定款を受諾し、当行より発行される参加証書を引受けることにより加盟国となる。参加証書はそれぞれ額面1,000ユーロで発行される。当行の各加盟国はそれぞれ保有する参加証書1通につき1票の投票権を有する。

## 2019年12月31日現在引受済資本金

(単位：千ユーロ)

| 加盟国          | 引受済資本金    | 請求未了資本金   | 請求済資本金  | 引受済資本金割合 |
|--------------|-----------|-----------|---------|----------|
| フランス         | 915,770   | 814,114   | 101,656 | 16.735%  |
| ドイツ          | 915,770   | 814,114   | 101,656 | 16.735%  |
| イタリア         | 915,770   | 814,114   | 101,656 | 16.735%  |
| スペイン         | 597,257   | 530,958   | 66,299  | 10.914%  |
| トルコ          | 388,299   | 345,197   | 43,102  | 7.096%   |
| オランダ         | 198,813   | 176,743   | 22,070  | 3.633%   |
| ベルギー         | 164,321   | 146,083   | 18,238  | 3.003%   |
| ギリシャ         | 164,321   | 146,083   | 18,238  | 3.003%   |
| ポルトガル        | 139,172   | 123,724   | 15,448  | 2.543%   |
| スウェーデン       | 139,172   | 123,724   | 15,448  | 2.543%   |
| ポーランド        | 128,260   | 114,023   | 14,237  | 2.344%   |
| デンマーク        | 89,667    | 79,712    | 9,955   | 1.639%   |
| フィンランド       | 69,786    | 62,039    | 7,747   | 1.275%   |
| ノルウェー        | 69,786    | 62,039    | 7,747   | 1.275%   |
| ブルガリア        | 62,459    | 55,526    | 6,933   | 1.141%   |
| ルーマニア        | 59,914    | 53,264    | 6,650   | 1.095%   |
| スイス          | 53,824    | 43,229    | 10,595  | 0.984%   |
| アイルランド       | 48,310    | 42,948    | 5,362   | 0.883%   |
| ハンガリー        | 44,788    | 39,816    | 4,972   | 0.818%   |
| チェコ共和国       | 43,037    | 38,260    | 4,777   | 0.786%   |
| ルクセンブルク      | 34,734    | 30,878    | 3,856   | 0.635%   |
| セルビア         | 25,841    | 22,973    | 2,868   | 0.472%   |
| クロアチア        | 21,376    | 19,003    | 2,373   | 0.391%   |
| キプロス         | 19,882    | 17,676    | 2,206   | 0.363%   |
| スロバキア共和国     | 18,959    | 16,854    | 2,105   | 0.346%   |
| アルバニア        | 13,385    | 11,899    | 1,486   | 0.245%   |
| ラトビア         | 12,808    | 11,387    | 1,421   | 0.234%   |
| エストニア        | 12,723    | 11,311    | 1,412   | 0.233%   |
| 北マケドニア       | 12,723    | 11,311    | 1,412   | 0.233%   |
| リトアニア        | 12,588    | 11,191    | 1,397   | 0.230%   |
| スロベニア        | 12,295    | 10,930    | 1,365   | 0.225%   |
| アイスランド       | 10,144    | 9,018     | 1,126   | 0.185%   |
| マルタ          | 10,144    | 9,018     | 1,126   | 0.185%   |
| ジョージア        | 9,876     | 8,780     | 1,096   | 0.180%   |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ | 9,689     | 8,614     | 1,075   | 0.177%   |
| モンテネグロ       | 6,584     | 5,853     | 731     | 0.120%   |
| コソボ          | 6,559     | 5,831     | 728     | 0.120%   |
| モルドバ共和国      | 5,488     | 4,878     | 610     | 0.100%   |
| サンマリノ        | 4,867     | 4,206     | 661     | 0.089%   |
| リヒテンシュタイン    | 2,921     | 2,374     | 547     | 0.053%   |
| バチカン         | 137       | 107       | 30      | 0.003%   |
| 2019年合計      | 5,472,219 | 4,859,802 | 612,417 | 100.000% |
| 2018年合計      | 5,472,219 | 4,859,802 | 612,417 |          |

### (3)【組織】

当行は、以下の理事会、管理委員会、総裁及び監査委員会といった機関により、組織化、管理及び監督が行われている。

#### a. 理事会

理事会は、議長(ドミニク・ラミオ(Dominique LAMIOT))及び各加盟国の1名の代表者によって構成される。

理事会は、当行の活動に関する全般的な方向性について設定し、当行の加盟国となるための条件を決定し、増資の決定を行い、年次報告書、計算書類及び当行の一般貸借対照表の承認を行っている。理事会は、理事会及び管理委員会の議長を選任し、総裁及び監査委員会の委員の任命を行う。

#### b. 管理委員会

管理委員会は、議長(ミグレ・タスキエネ(Miglé TUSKIEN<sup>016</sup>))及び各加盟国の1名の代表者によって構成される。

管理委員会は、運営方針についての立案及び監督並びに当行の加盟国政府によって提出された投資事業の承認を含む、理事会に委譲された権限を行使する。また、同委員会は、当行の運営予算に関する投票を行う。

#### c. 総裁

総裁は、当行の法定代理人である。総裁は、当行の事業の代表であり、(管理委員会の全般的な監督の下)当行の職員に対する責任を有する。

総裁は、管理委員会のガイドラインに従い、当行の財務方針を指揮し、全ての取引において当行を代表する。総裁は、当行に提出された融資依頼についての技術的、財務的側面に関する審査を行い、管理委員会にこれらの照会を行う。

総裁はロルフ・ウェンツェル(Rolf WENZEL)氏である。同氏は、カルロ・モンティチェッリ(Carlo MONTICELLI)氏(財務戦略)、ロザ・マリア・サンチェス-ジェブラ・アロンソ(Rosa María SÁNCHEZ-YEBRA ALONSO)氏(社会開発戦略)及びトマス・ポーチェック(Tomáš BO<sup>016</sup>EK)氏(対象グループ諸国)の3名の副総裁によって補佐されている。

#### d. 監査委員会

監査委員会は、理事会によって任命された3名のメンバーで構成されている。同委員会は、外部監査人によって年次決算書が審査された後、その正確性について検証を行う。

CEBの理事、管理及び統制組織の事務局員は、欧州評議会開発銀行の部分協定の事務局員から提供される(組織の事務総長はジェルジ・ベルゴウ(György BERGOU))。

a. 理事会

理事会は、理事会自体によって選出される議長及び各加盟国によって任命される代表者各1名により構成される。2019年末現在(特段の記載がある場合を除き)の構成員は以下のとおりである。

|  |              |
|--|--------------|
| ドミニク・ラミオ(Dominique LAMIOT)(フランス)                                     | 議長           |
| エミール・ルッファー(Emil RUFFER)(チェコ共和国)<br>特命全権大使、欧州評議会チェコ共和国常任代表、在ストラスブルグ   | 副議長          |
| アルバナ・ドートラリ(Albana DAUTLLARI)<br>特命全権大使、欧州評議会アルバニア常任代表、在ストラスブルグ       | アルバニア        |
| ジル・ヘイヴァート(Gilles HEYVAERT)<br>特命全権大使、欧州評議会ベルギー常任代表、在ストラスブルグ          | ベルギー         |
| イヴァン・オーリッチ(Ivan ORLIĆ)<br>特命全権大使、欧州評議会ボスニア・ヘルツェゴビナ常任代表、在ストラスブルグ      | ボスニア・ヘルツェゴビナ |
| カティア・トドロヴァ(Katya TODOROVA)<br>大使、欧州評議会ブルガリア常任代表、在ストラスブルグ             | ブルガリア        |
| トマ・ガリ(Toma GALLI)<br>特命全権大使、欧州評議会クロアチア常任代表、在ストラスブルグ                  | クロアチア        |
| スピロス・アッタス(Spyros ATTAS)<br>特命全権大使、欧州評議会キプロス常任代表、在ストラスブルグ             | キプロス         |
| エミール・ルッファー(Emil RUFFER)<br>特命全権大使、欧州評議会チェコ共和国常任代表、在ストラスブルグ           | チェコ共和国       |
| エリック・ラーセン(Erik LAURSEN)<br>特命全権大使、欧州評議会デンマーク常任代表、在ストラスブルグ            | デンマーク        |
| ラスムス・ルミ(Rasmus LUMI)<br>特命全権大使、欧州評議会エストニア常任代表、在ストラスブルグ               | エストニア        |
| ニナ・ノードストロム(Nina NORDSTRÖM)<br>特命全権大使、欧州評議会フィンランド常任代表、在ストラスブルグ        | フィンランド       |
| ジャン・バティスト・マッティ(Jean-Baptiste MATTEI)<br>大使、欧州評議会フランス常任代表、在ストラスブルグ    | フランス         |
| イラクリ・ギヴィアシュヴィリ(Irakli GIVIASHVILI)<br>大使、欧州評議会ジョージア常任代表、在ストラスブルグ     | ジョージア        |
| ロルフ・マファエル(Rolf MAFÄEL)<br>特命全権大使、欧州評議会ドイツ常任代表、在ストラスブルグ               | ドイツ          |
| パナイオティス・ベグリティス(Panayiotis BEGLITIS)<br>特命全権大使、欧州評議会ギリシャ常任代表、在ストラスブルグ | ギリシャ         |
| マルコ・ガンシ(Marco GANCI)<br>特使、欧州評議会パチカン常任オブザーバー、在ストラスブルグ                | パチカン         |
| アグネシュ・ケルテース(Ágnes KERTÉSZ)<br>特命全権大使、欧州評議会ハンガリー常任代表、在ストラスブルグ         | ハンガリー        |
| クリスチャン・アンドリ・ステファンソン(Kristján Andri STEFÁNSSON)<br>大使、アイスランド大使館、在パリ   | アイスランド       |
| ブレイファン・オーレイリー(Breifne O' REILLY)<br>特命全権大使、欧州評議会アイルランド常任代表、在ストラスブルグ  | アイルランド       |
| ミケーレ・ジャコメリ(Michele GIACOMELLI)<br>大使、欧州評議会イタリア常任代表、在ストラスブルグ          | イタリア         |
| ミモザ・アーメタジ(Mimoza AHMETAJ)<br>コソボ総領事、在ストラスブルグ                         | コソボ          |



|  |           |
|--|-----------|
| イヴァルス・パンデュール(Ivars PUNDURS)<br>特命全権大使、欧州評議会ラトビア常任代表、在ストラスブルグ         | ラトビア      |
| ダニエル・オスペルト(Daniel OSPELT)<br>特命全権大使、欧州評議会リヒテンシュタイン常任代表、在ストラスブルグ      | リヒテンシュタイン |
| ライマ・ユレヴィチエネ(Laima JUREVIČIENĖ)<br>特命全権大使、欧州評議会リトアニア常任代表、在ストラスブルグ     | リトアニア     |
| ステファン・ミュラー(Stephan MÜLLER)<br>特命全権大使、欧州評議会ルクセンブルク常任代表、在ストラスブルグ       | ルクセンブルク   |
| ジョセフ・A・フィレッティ(Joseph A. FILLETTI)<br>大使、欧州評議会マルタ常任代表、在ストラスブルグ        | マルタ       |
| ゾラン・ジャンコビッチ(Zoran JANKOVIĆ)<br>特命全権大使、欧州評議会モンテネグロ常任代表、在ストラスブルグ       | モンテネグロ    |
| ローランド・ボッカー(Roeland BÖCKER)<br>特命全権大使、欧州評議会オランダ常任代表、在ストラスブルグ          | オランダ      |
| ゾラン・バーブトフ(Zoran BARBUTOV) 方<br>臨時代理大使、欧州評議会北マケドニア常任代表、在ストラスブルグ       | 北マケドニア    |
| エリザベス・ワラス(Elisabeth WALAAS)<br>特命全権大使、欧州評議会ノルウェー常任代表、在ストラスブルグ        | ノルウェー     |
| ヤヌシュ・スタインチェク(Janusz STAŃCZYK)<br>特命全権大使、欧州評議会ポーランド常任代表、在ストラスブルグ      | ポーランド     |
| ジョアン・マリア・カブラル(João Maria CABRAL)<br>特命全権大使、欧州評議会ポルトガル常任代表、在ストラスブルグ   | ポルトガル     |
| コリーナ・ツェルゲル(Corina CĂLUGĂRU)<br>大使、欧州評議会モルドバ共和国常任代表、在ストラスブルグ          | モルドバ共和国   |
| ラヴァン・ルス(Razvan RUSU)<br>特命全権大使、欧州評議会ルーマニア常任代表、在ストラスブルグ               | ルーマニア     |
| シルヴィ・ボリーニ(Sylvie BOLLINI)<br>特命全権大使、欧州評議会サンマリノ共和国常任代表、在ストラスブルグ       | サンマリノ     |
| アレクサンドラ・ジュロビッチ(Aleksandra DJUROVIĆ)<br>特命全権大使、欧州評議会セルビア常任代表、在ストラスブルグ | セルビア      |
| マレク・エストック(Marek EŠTOK)<br>特命全権大使、欧州評議会スロバキア共和国常任代表、在ストラスブルグ          | スロバキア共和国  |
| アンドレイ・スラブニチャー(Andrej SLAPNIČAR)<br>特命全権大使、欧州評議会スロベニア常任代表、在ストラスブルグ    | スロベニア     |
| マニエル・モントッピオ(Manuel MONTOBBIO)<br>特命全権大使、欧州評議会スペイン常任代表、在ストラスブルグ       | スペイン      |
| マーテン・エンバーグ(Mårten EHNBERG)<br>特命全権大使、欧州評議会スウェーデン常任代表、在ストラスブルグ        | スウェーデン    |
| クリスチャン・ミューリ(Christian MEUWLY)<br>大使、欧州評議会スイス常任代表、在ストラスブルグ            | スイス       |
| カーン・エセネル(Kaan ESENER)<br>特命全権大使、欧州評議会トルコ常任代表、在ストラスブルグ                | トルコ       |

## 理事会の構成

理事会は議長及び各加盟国によって任命される代表者各1名により構成される。各加盟国は、各々代表者代行1名を任命することができる。欧州評議会の事務総長は、会議に参加し、又は代理人を出席させることができる。

理事会は当行の最高機関である。定款に定められた目的を変更する権利を除いて、理事会は当行に関するあらゆる権限を有する。

## 理事会の権限

理事会は以下の事項を行う。

- (a) 欧州評議会の加盟国が当行の加盟国になるための条件を決定する。
- (b) 欧州評議会の加盟国でない欧州の国及び欧州に重点を置いている国際機関が当行の加盟国になることを承認し、かかる承認の条件を決定し、かかる加盟国の引き受ける参加証書の数を決する。
- (c) 定款に添付の表に記載されている加盟国間の資本の配分の調整を行う。
- (d) 資本を増減し、払い込まれる引受済資本の割合及び払込期日を定める。
- (e) 定款に定められた目的の遵守を確保する。  
当行の年次報告書、計算書類及びその他の財務書類を承認する。  
機関の活動に関する一般ガイドラインを定める。
- (f) 当行の運営を停止若しくは終了させ、又は清算時にその資産を分配する。
- (g) 加盟国の資格を停止させる。
- (h) 定款を変更する(但し、定められた目的の変更を除く。 )。
- (i) 定款を解釈し、定款の解釈又は適用に関わる決定に対する異議申立てに対する判断を下す。
- (j) 他の国際機関との協力に関する一般協定の締結を承認する。
- (k) 理事会の議長及び管理委員会の委員長を選任する。
- (l) 総裁を任命し、総裁の提案に基づき、必要に応じて1人以上の副総裁(その内の1人が総裁の不在時には総裁を代行する。)を任命し、それらを解任し、又は辞任の承認を行う。
- (m) 監査委員会の委員を任命する。
- (n) 外部監査人を任命し、在任期間を定める。
- (o) 手続規定を定める。
- (p) 定款で明示的に理事会に付与されたその他の権限を行使する。

理事会は、管理委員会の提案に基づき上記(d)及び(f)に関する決定をなし、上記(c)、(m)及び(n)については、管理委員会の意見を聴取した後に決定をなす。管理委員会は、財務上の影響を及ぼすその他全ての決定に対して意見を表明する。

上記 に定められた権限以外の全ての権限は管理委員会に委譲される。

定款により管理委員会に委譲された権限は、例外的な場合かつ特定の期間のみ、理事会が再び保有できる。

理事会は年に1度開催される。理事会は、必要に応じて追加的に開催することができる。

理事会は、必要に応じて、国際機関の代表者、又はその他の利害関係者を招待し、その手続に参加させることができる。但し、投票権は与えない。

投票及び決議

会議における理事会の決議は、加盟国の代表者の3分の2が出席した場合にのみ有効となる。

決議は投票により行われる。賛成票及び反対票のみが多数決の判定に関し有効となる。

会議間において、書面により決議することができる。

当行の各加盟国は、保有する参加証書1通につき、1票の投票権を有する。

払込期限が到来した資本金の一部を期限に払込まない加盟国は、かかる未払が継続する限り、その期限の到来した未払金額に関して投票権を行使できないものとする。

決議は、賛成又は反対の票を投じた加盟国の過半数及び投票数の3分の2以上の多数をもってなされるものとする。

以下の事項は、賛成又は反対の票を投じた加盟国の4分の3以上及び投票数の4分の3以上の多数をもって決議される。

- (a) 上記「理事会の権限」に規定される決議
- (b) 新規加盟国の加盟に起因しない、上記「理事会の権限」(c)に従い承認される定款に添付されている配分表の調整
- 上記「理事会の権限」(f)及び(h)に記載されている決議は、投票した加盟国の満場一致により採択される。

b. 管理委員会

管理委員会は、理事会が任命する委員長及び当行の各加盟国の代表者各1名により構成される。2019年末現在(特段の記載がある場合を除き)の構成員は以下のとおりである。

|  |              |
|--|--------------|
| ミグレ・タスキエネ(Miguel TUSKIEN)(リトアニア)<br>財務省副大臣、在ビリニュス                | 委員長          |
| エンドレ・トゥルク(Endre TÖRÖK)(ハンガリー)<br>国家経済省国際金融部門部長代理、在ブタペスト          | 副委員長         |
| エリオン・ルーチ(Erjon LUÇI)<br>財務省大臣代理、在ティラナ                            | アルバニア        |
| ロナルド・デ・スワート(Ronald DE SWERT)<br>連邦財務局ベルギー財務省国際及び欧州金融業務部長、在ブリュッセル | ベルギー         |
| リエルカ・マリッチ(Ljerkica MARIĆ)<br>連邦監督機関理事長代理、在サラエボ                   | ボスニア・ヘルツェゴビナ |
| ゲルガナ・ベレムシュカ(Gergana BEREMSKA)<br>財務省国際金融機関及び協力理事局局長、在ソフィア        | ブルガリア        |
| スティペ・ズパン(Stipe ŽUPAN)<br>財務省大臣補佐官、在ザグレブ                          | クロアチア        |
| キリアコス・カコウリス(Kyriakos KAKOURIS)<br>財務省管理財務局局長、在ニコシア               | キプロス         |
| ペトル・パヴェレク(Petr PAVELEK)<br>財務省公共事業予算担当大臣代理、在プラハ                  | チェコ共和国       |
| ステーン・リュ・ラーセン(Steen Ryd LARSEN)<br>財務省顧問、在コペンハーゲン                 | デンマーク        |
| リーナ・ライゴ(Riina LAIGO)<br>財務省EU及び国際部門顧問、在タリン                       | エストニア        |
| アルト・エノ(Arto ENO)<br>財務省財務顧問、在ヘルシンキ                               | フィンランド       |

|  |           |
|--|-----------|
| ステファン・タバリエ(Stéphane TABARIÉ)<br>経済財務省財務部二国間関係及び欧州金融機関部門部長、在バリ            | フランス      |
| ニコロス・ガグア(Nikoloz GAGUA)<br>財務省大臣代理、在トビリシ                                 | ジョージア     |
| クリストフ・ハルツァー(Christof HARZER)<br>財務省多国間開発銀行部門部長( A 2)、在ベルリン               | ドイツ       |
| パナギオティス・アンドラサキス(Panagiotis ANDRESAKIS)<br>経済・開発省国際組織局国際経済組織・開発銀行課課長、在アテネ | ギリシャ      |
| ファビオ・サレルノ師(Reverend Fabio SALERNO )<br>欧州評議会パチカン常任オブザーバー代理、在ストラズブルグ      | パチカン      |
| エンドレ・トゥルク(Endre TÖRÖK)、管理委員会副委員長<br>国家経済省国際金融部門部長代理、在ブタペスト               | ハンガリー     |
| オーラヴル・シグルズソン(Ólafur SIGURÐSSON)<br>外務省外国貿易経済局局長、在レイキャビク                  | アイスランド    |
| デス・オリアリー(Des O'LEARY)<br>財務省国際金融機関部門部長、在ダブリン                             | アイルランド    |
| ジェルソミーナ・ヴィゴロッチェ(Gelsomina VIGLIOTTI)<br>経済財務省財務部門国際金融関係課課長、在ローマ          | イタリア      |
| ラム・ミタ(Lum MITA)<br>財務省国際金融協力部門部長、在プリシュティナ                                | コソボ       |
| インタ・ヴァサラウゼ(Inta VASARAUDZE)<br>財務省経済分析部門部長、在ラトビア                         | ラトビア      |
| ダニエル・オスペルト(Daniel OSPELT)<br>特命全権大使、欧州評議会リヒテンシュタイン常任代表、在ストラズブルグ          | リヒテンシュタイン |
| ダリウス・トラケリス(Darius TRAKELIS)<br>財務省EU及び国際部門部長、在ビリニユス                      | リトアニア     |
| アルセーヌ・ジャコビー(Arsène JACOBY)<br>財務省多国間事業、開発及びコンプライアンス部門部長、在ルクセンブルク         | ルクセンブルク   |
| ジョゼフ・リカリ(Joseph LICARI)<br>元欧州評議会マルタ代表、在スウィーキー                           | マルタ       |
| ドラガン・ダルマノビッチ(Dragan DARMANOVIĆ)<br>財務省財務局局長、在ポドゴリツァ                      | モンテネグロ    |
| ヤン・ハイスマ(Jan HEIDSMA)<br>外務省顧問、在ハーグ                                       | オランダ      |
| デヤン・ニコロフスキ(Dejan NIKOLOVSKI)<br>財務省国際金融関係及び公債管理部門部長、在スコピエ                | 北マケドニア    |
| バンタ・ワイサー(Bente WEISSER)<br>外務省国際開発金融機関部門上級顧問、在オスロ                        | ノルウェー     |
| ピョートル・ノヴァック(Piotr NOWAK)<br>財務省事務次官、在ワルシャワ                               | ポーランド     |
| ジョゼ・アゼヴェド・ペレイラ(José AZEVEDO PEREIRA)<br>財務省経済政策及び国際事業部部長、在リスボン           | ポルトガル     |
| ドゥミトロ・ウドレア(Dumitru UDREA)<br>財務省事務次官、在チシナウ                               | モルドバ共和国   |
| ボニ・クク(Boni CUCU)<br>国家財政省国際金融関係総局局長、在ブカレスト                               | ルーマニア     |
| ニコラ・チェカロリ(Nicola CECCAROLI)<br>財務省顧問、在サンマリノ                              | サンマリノ     |
| ゾラン・チロヴィッチ(Zoran ČIROVIĆ)<br>元セルビア共和国証券委員会委員長、在ベオグラード                    | セルビア      |

|   |          |
|---|----------|
| エヴァ・ゴンカルヴェソヴァ(Eva GONCALVESOVÁI)<br>財務省国際関係部部長、在ブラティスラヴァ            | スロバキア共和国 |
| マルティン・ズドヴィッチ(Martin ZDOVC)<br>財務省国際金融局事務次官、在リュブリャナ                  | スロベニア    |
| レオナルド・ロドリゲス(Leonardo RODRÍGUEZ)<br>経済企業省財務及び国際金融事務国際金融機関局長代理、在マドリッド | スペイン     |
| エヴァ・ヴィベルグ(Ewa WIBERG)<br>財務省国際部門部長、在ストックホルム                         | スウェーデン   |
| ダニエル・パーチマイヤー(Daniel BIRCHMEIER)<br>多国間協力部門経済事務局連邦部門部長、在ベルン          | スイス      |
| ケマル・チャタイ・イミルギ(Kemal Çatay İmirci)<br>財務庁対外経済関係局長、在アンカラ              | トルコ      |

### 管理委員会の権限及び構成

定款に従い、管理委員会は理事会により委譲された全ての権限を有する。

管理委員会は、理事会により任命された任期3年(任期を3年とする第2期目の再任可能)の委員長及び各加盟国により任命された代表者各1名により構成される。各加盟国は代表者代行1名を任命することができる。欧州評議会の事務総長は、会議に参加し、又は代理人を出席させることができる。

管理委員会は、委員長により又は5名の委員による要求により、年に最低4回招集される。

管理委員会は、必要に応じて、国際機関の代表者、又はその他の利害関係者を招待し、その手続に参加させることができる。但し、投票権は与えない。

### 投票及び決議

会議における管理委員会の決議は、加盟国の代表者の3分の2が出席した場合にのみ有効となる。

当行の各加盟国は、保有する参加証書1通につき、1票の投票権を有する。

決議は多数決により行われる。賛成票及び反対票のみが多数決の判定に関し有効となる。

会議間において、書面により決議することができる。

払込期限の到来した資本金の一部を期限内に払込まない加盟国は、かかる未払が継続する限り、その期限の到来した未払金額に関して投票権を行使できないものとする。

しかしながら、管理委員会は、以下の決議事項については、賛成又は反対の票を投じた加盟国の過半数及び投票数の過半数をもって決議するものとする。

- (a) 上記「理事会の権限」 (c)、(d)、(f)、(m)及び(n)に従い、理事会に対してなされる提案及び意見
- (b) 管理委員会の手続規定の採択又は改正

さらに、管理委員会は賛成又は反対の票を投じた加盟国の過半数及び投票数の3分の2以上の多数をもって、定款第13条litt.c.に規定された許容性に関する意見を得ていない投資事業に関連した決議を行うものとする。

管理委員会は、随時その委員の一部から成る委員会を設置し、その委員会に対し別途指定した権限を委譲することができる。

### c. 総裁

総裁は、当行の全ての取引において当行を代表する。総裁は、管理委員会の指示と監督の下に、当行の日常の管理業務を行う。総裁は、管理委員会が明示的に承認しない限り、資金の借入、貸付又は債務保証をしない。

総裁は理事会の決議によって5年の任期で1回限り再選されうる。

ロルフ・ウェンツェル(Rolf WENZEL)が当行の総裁である。同氏は、2016年4月8日に、2016年12月18日から始まる5年の任期について再選された。

総裁は、2019年12月31日現在3名の副総裁により補佐される。

- ・ カルロ・モンティチェッリ(Carlo MONTICELLI) 副総裁(財務戦略担当)
- ・ ロザ・マリア・サンチェス-ジェブラ・アロンソ(Rosa María SÁNCHEZ-YEBRA ALONSO) 副総裁(社会開発戦略担当)
- ・ トマス・ボーチェック(Tomáš BOŘEK) 副総裁(対象グループ諸国担当)

総裁は、管理委員会によって承認された職務の内容を考慮に入れて副総裁の責任を決定する。

副総裁は、5年の任期で1回限り再選されうる。

#### d. 監査委員会

監査委員会は、理事会が任命した3名の委員で構成され、2019年の監査証明を担当する監査委員会の構成は以下のとおりである。

- ・ クリスチャン・トルナイ(Krisztián TOLNAI)(ハンガリー)  
国家経済省財政監査部門特別監査員、在ブタペスト
- ・ ルドミラ・ポパ(Ludmila POPA)(モルドバ共和国)  
財務省PIFC制作部門長代理、在キシナウ
- ・ ヤセック・ドミニク(Jacek DOMINIK)(ポーランド)  
財務省国際協力部門顧問長、在ワルシャワ

監査委員会は、毎年、当行の会計を調査し、運営に関する計算書類及び貸借対照表が適切であることを確認する。監査委員会報告書には、貸借対照表及び運営に関する計算書類が帳簿と一致しているか否か、並びに各会計年度末現在の当行の状況を正しくかつ公正に示しているか否かが明記される。

#### (4)【業務の概況】

##### a. プロジェクト向融資

2019年度において、CEBIは加盟国24ヶ国に対して4十億ユーロ近い貸付を承認した。これらの貸付は、欧州各地の13.9十億ユーロの投資総額を集めることになる。

\* CEB加盟国の全リストについては、「(1)設立 c. 加盟」を参照のこと。

##### 持続可能かつ包括的な成長の支援

CEBの投資は、欧州の持続可能かつ包括的な成長に寄与している。本活動路線に基づき融資したプロジェクトは、社会公共インフラストラクチャーの開発、雇用の創出及び維持、労働市場へのアクセスの確保並びに手頃な価格の公共住宅支援の提供に重きを置いている。

CEBの融資は、加盟国が直面する社会的課題に対する柔軟な統合ソリューションの実施をますます支援している。公共部門のインフラストラクチャー及びサービスへの投資は、気候変動緩和及び適応手段並びに/又は社会的弱者を対象とする特定の活動と結びついている。そのため、本活動路線(持続可能かつ包括的な成長)に基づき承認された一部の融資とその他2つの活動路線(難民、避難民及び移民の統合並びに気候変動対策)に関連する融資との間で、ある程度重複する部分が存在する。

2019年度において、CEBIは持続可能かつ包括的な成長を全面的又は部分的に支援するため、43件の貸付を承認した。これらの貸付の50%近くは、中央政府から課される複雑かつ長期的な社会問題に対処する任務が増加している地方自治体、地域及び国有/地方自治体所有の企業に関するものである。

地方の借入人の増加は、当行が、経済的及び社会的包摂の実現、生活水準の改善並びに多様性の向上に重点を置きながら、包括的かつ持続可能な欧州の都市及び地域の開発を支援していることを証明している。

本活動路線に基づくCEBの融資は、以下の事項を可能にする。

- MSMEによる手頃な価格の融資ソリューションへのアクセス：2019年度において、CEBIは0.8十億ユーロのMSME向融資を承認した。資金調達、新たな生産的資産の購入及び新たな施設の建設/拡張の実施による受益者の新規事業の立上げや既存事業の拡大を可能にする。また融資は、企業によるエネルギー効率の改善を含む革新的技術及び工程の最適化への投資を支援する。

CEBの貸付が支援する融資ソリューションは、2018年度同様リーシングを含む一方、小規模企業及び低所得世帯は、引き続きこの分野における当行の主要な対象の2つである。

- 分野をまたいだ都市部及び地方のインフラストラクチャーの改善：2019年度において、加盟国10ヶ国における分野をまたいだ都市部及び地方のインフラストラクチャーへの投資を支援するため、CEBIは0.6十億ユーロを超える貸付を承認した。

これらの貸付は、都市及び地域の公共交通機関、持続可能な移動性ソリューション、給水及び汚水収集システムの開発、公共住宅並びに高齢者介護といった多様な活動をカバーしている。

これらは、当行のパートナーが分野をまたいだ戦略を策定した時又は緊急の優先事項のための予算面での支援を必要とする時に、柔軟で統合された融資ソリューションを提供するCEBの取組みの一環である。

これらの貸付の一部は、EUとの共同投資による支援である。

- 教育及び職業訓練：CEBIは、加盟国4ヶ国における教育インフラストラクチャーの建設及び復旧を支援するため、2019年度において0.6十億ユーロ超を動員した。将来的な投資は、デイケア施設、スポーツ施設及び幼稚園から最先端の研究機関及び職業訓練施設まで及び、エネルギー効率策は全てのプロジェクトで目標となる一方、1つのプログラムでは特定災害(地震)の防災に関する活動を伴う。

- 手頃な価格の公共住宅支援：CEBは、低所得世帯及び/又は一人親世帯、避難民、移民及び難民、高齢者並びに障害者等の社会的弱者のための持続可能な手頃な価格の住宅供給支援に融資している。2019年度単年で、当行はドイツ、アイルランド及びモンテネグロにおける手頃な価格の公共住宅供給支援に融資するため、0.5十億ユーロ近くを承認した。全てのリノベーション工事には修復及びエネルギー効率の改善措置が含まれる。あるプロジェクト(シュトゥットガルトにおける手頃な価格の公共住宅の拡大)の場合、CEBの融資は市の建築遺産の保全にも寄与する。
- 保健医療のインフラストラクチャー及びサービスへの投資：人的資源としての公衆衛生への投資及び保健医療への公平なアクセスの促進は、欧州の社会的統合にとって必要不可欠である。そのため、病院や高齢者及び障害者向けの常設介護施設の建設並びに近代医療機器の購入は、CEBの優先分野である。  
本分野の要素に取り組むこともある、先述した分野をまたいだ都市部及び地方のインフラストラクチャーへの投資に加え、当行は、ボスニア・ヘルツェゴビナ、フランス、エストニア及びセルビアにおける特定の保健医療プロジェクトのため、100百万ユーロ超を承認した。これらのプロジェクトは、精神科及び小児科のユニット/病院並びに最先端の研究施設の近代化に重点を置いている。
- 適切な拘置環境：2019年度に本分野において承認された追加の10百万ユーロの貸付は、キシノウにおける新たな刑務所施設の完成を支援する。また、欧州刑事施設規則(EPR)に対応したインフラストラクチャー及び関係者向けの適切なトレーニングへの支援も行う。この貸付は、刑務所の過密状態により全体的に不衛生な現在の拘留状況を改善するためのモルドバ共和国政府への支援に貢献する。

### ベルギーの万人のためのグリーン教育インフラストラクチャーへの投資

貸付金：300百万ユーロ

借入人：ベルギーのフランス語共同体(Communauté française de Belgique)

対象となる受益者：ワロニア・ブリュッセルの児童及び教師

以下の事項のため、合計1.3十億ユーロを超える投資により、本プロジェクトはワロニア・ブリュッセルの既存の学校インフラストラクチャーの拡張及び修復を目指している。

- 24歳以下の若年層の大幅な増加に対応し、最新の学習環境を提供する。
- インフラストラクチャーの使いやすさを改善することで、障害者の包摂を促進する。
- 特別教育プロジェクトを通じた取組みを含め、移民及び難民の子供の統合を促進する。同伴者のいない少数民族向けの新たな居住施設も建設される。
- エネルギー効率策の実施及び再生可能エネルギー資源の活用計画により、既存の及び将来の教育インフラストラクチャーの二酸化炭素排出量を削減する。

### ボスニア・ヘルツェゴビナの零細企業向融資

貸付金：5百万ユーロ

借入人：マイクロフィン(Mikrofin)

対象となる受益者：ボスニア・ヘルツェゴビナの低所得者、小規模起業家(特に女性起業家)、小規模農家及び一般家庭

小規模事業は、ボスニア・ヘルツェゴビナの経済において重要な役割を果たしており、失業率がEU加盟国の平均より非常に高い国において主要な雇用の源泉である。本プロジェクトは、零細企業及び



自営業による生産的投資及び収入を生む活動のための資金調達を支援する。従来の金融システムにアクセスできない約3,800の零細企業、農家及び家族経営の事業者が、CEBの資金の恩恵を受けると見込まれる。

#### **ポーランドのMSME向けのリース・ソリューション**

貸付金：120百万ユーロ

借入人：SGイクイップメント・リーシング(SG Equipment Leasing)

対象となる受益者：ポーランドのMSME

MSME分野の雇用は、ポーランドの労働力全体の3分の2を超えている。しかし、従来の銀行は、一般に破産率が高いためリスク水準の高い新規事業及び初期段階の事業へのサービス提供を敬遠する。そのため、融資への不十分なアクセスは、引き続きMSME発展のための重要な課題であり、本分野のさらなる発展に対する主要な障壁である。

本プロジェクトは、建設業、卸売業、小売業及び製造業等の広範囲な分野において事業を行うMSMEが実施する適格な投資にリース又は貸付の形で融資する。その結果、本プロジェクトは、新たな常勤及び季節的な仕事の創出並びに既存の雇用の保護を促進する。SGイクイップメント・リーシングとの過去の融資契約を通じて達成された成果に基づき、本プロジェクトは約2,850のMSMEを支援し、3,800の新たな仕事の創出に寄与すると見込まれる。

#### **ポーランドのシフィエンティクシシュ地方におけるインフラストラクチャー投資**

貸付金：34.2百万ユーロ

借入人：シフィエンティクシシュ地方

対象となる受益者：1.2百万人の住民

ポーランド南東部に位置するシフィエンティクシシュは、ポーランドで2番目に小さい地方である。CEBの融資は、同地方がポーランドのその他の地方と同等になるよう開発し、社会的包摂を促進するよう設計された一連の投資からなるシフィエンティクシシュの2023年開発戦略を支援する。かかる投資には、既存の公共交通システム及び道路網の改良並びに既存の医療インフラストラクチャーの近代化が含まれる。これらの投資により同地方の公共サービス及び周辺地域との接続が改善され、その結果地元住民にとって公共サービス及び地方の労働市場へのアクセスが向上する。

#### **フランスのメトロポール・エクス・マルセイユ・プロヴァンス(Métropole Aix-Marseille-Provence)向けの持続可能な移動性ソリューション**

貸付金：100百万ユーロ

借入人：メトロポール・エクス・マルセイユ・プロヴァンス

対象となる受益者：メトロポール・エクス・マルセイユ・プロヴァンスの住民

メトロポール・エクス・マルセイユ・プロヴァンスは、2016年に92の地方自治体で設立された地方間公共協力メカニズムである。2百万人近い住民を抱えるメトロポール・エクス・マルセイユ・プロヴァンスは、欧州で最も密集した大都市圏である。過去数年間にわたる公共交通インフラストラクチャーへの投資の遅れ及び分断された地方の労働市場により、通勤渋滞が生じてきた。

本プロジェクトは、同地方の移動性アジェンダの一環としてマルセイユの地下鉄網の近代化を支援する。マルセイユの地下鉄は1977年に開通し、2路線で構成され、一部が地下を走っており、28の駅で年間約80百万人を輸送する。地下鉄は、現在1977年から1984年に製造された36編成で運行されている。完全自動化並びに乗客のアクセス及び安全性の向上のため、全てのインフラストラクチャー及び

全車両が一新される。「ネオマ(Neomma)」又はヌーヴォー・メトロ・デ・マルセイユ(Nouveau Métro de Marseille)として知られる本プロジェクトは、地方交通の使用を2025年度までに大都市圏全体でおよそ50%増加させ、温室効果ガスの排出量を削減する予定である。

### **ドイツのブランデンブルグ州における都市部及び地方での社会的投資**

貸付金：150百万ユーロ

借入人：ブランデンブルグ州投資銀行(Investitionsbank des Landes Brandenburg)

対象となる受益者：ブランデンブルグ州の低所得者、障害者、高齢者、移民及び難民並びに様々な住民

ブランデンブルグの住民は2.5百万人で、ドイツで10番目に人口の多い州である。同州はドイツ再統一により1990年に再建され、高度工業化地域及び農村地域で構成される。本プロジェクトには、新たなユニットの建設及び既存の施設の改修を通じた、手頃な価格での賃貸住宅の提供が含まれる。新たな住宅ユニットは、特に子供のいる家庭、障害者、高齢者、移民、難民及び避難民に恩恵をもたらす。

また、CEBの融資は、ブランデンブルグ州全体の都市部及び地方における社会的投資を支援する。これらには、デジタル・インフラストラクチャー及びデジタル・サービスの開発を通じたものを含む、学校、道路網及び公共交通システムの近代化が含まれる。

### **イタリアの教育インフラストラクチャーの回復への投資**

貸付金：300百万ユーロ

借入人：預託貸付公庫(Cassa Depositi e Prestiti S.p.A.)

対象となる受益者：イタリア全域の児童及び教師

本プロジェクトに基づくCEBの融資により、イタリア全域で、特に事故及び地震による被害を受けた学校が改良及び改修され、学校の安全性が向上する。小中学校の受入能力も向上し、その結果全員にとってより質の高い教育が可能となる。

融資は、その他の欧州の金融機関及び国際金融機関の支援を受ける2.7十億ユーロの投資プログラムである、イタリアの学校建設計画の実施に寄与する。預託貸付公庫(CDP)は契約を締結し、リージョン(イタリアの一次行政区画)が作成し、2018年から2020年の学校投資計画に含まれる優先順位に基づきリージョン経由で地方自治体、地方及び大都市に資金を割り当てる。

### **アイルランドのエネルギー効率の高い公共住宅**

貸付金：150百万ユーロ

借入人：住宅金融庁(Housing Finance Agency)

対象となる受益者：アイルランドにおいて公共住宅の提供に責任を負う認定住宅供給機関(AHBs)及び地方当局(LAs)

本プロジェクトは、過去10年にわたる公共住宅の需要の増加に対処するため、アイルランドを支援することを目指している。特に、2019年から2022年の期間、エネルギー効率の高い新たな住居の建設及びアイルランド全域の既存の賃貸公共住宅の改修のため、AHBs及びLAsが求める資金の一部を供給する。低所得世帯、社会福祉の対象者、高齢者、障害者及びホームレスは、新たな住宅ユニットの対象となる。

本プロジェクトは、本分野における住宅金融庁との過去の連携を活用する。また、本プロジェクトは、公共住宅の供給を加速させ2021年度までに47,000ユニット増加させるという、*アイルランド再建：住宅・ホームレス問題に関する行動計画*(2016年7月)に基づく政府の計画の一環でもある。

### エストニアの最先端の精神科施設

貸付金：25百万ユーロ

借入人：北エストニア・メディカル・センター(North Estonia Medical Centre)

対象となる受益者：エストニアの患者及び医療関係者

本プロジェクトに基づき、現在の北エストニア・メディカル・センター(エストニア最大の病院)の医療キャンパスに最新の精神科施設が建設される。運用を開始すると、新施設により、患者に対し専門分野を横断した精神科治療における欧州最高水準の治療が可能になる。新たなインフラストラクチャー及びサービスにより、年間約3,200人の入院患者及び約85,000人の通院患者が恩恵を受けると見積もられている。

新たな最先端クリニックは、スタッフの労働環境も大きく改善し、現在エストニア国外に居住し働いている精神病専門家が帰国する契機となる可能性もある。さらに、エネルギー効率への配慮も、新施設の設計及び建設の特徴である。

### 難民、避難民及び移民の統合

難民、移民及び避難民の援助は、CEBの規則上の優先事項の1つである。本活動路線に基づく当行の支援は、緊急時の支援及び社会的包摂に対する長期的な融資を含んでいる。

長期的活動は、多分野統合プログラムの一部であることが多い。2019年度において、CEBIは、ベルギー、ドイツ、スペイン及びスウェーデンの難民、避難民及び移民の統合に貢献する複数の貸付を承認した。資金調達は、公共住宅の開発、教育及び職業訓練への平等なアクセス、起業能力の改善並びに手頃な価格のMSME向融資に対して行う。

本活動路線に基づく貸付は、CEBが運営している移民及び難民基金(MRF)並びにEU及びその他のCEBへの二国間支援者からの助成金で行われる活動を補っている。

本活動路線に基づく2019年度の助成金支援活動に関するさらなる詳細は、本書の「d. 協力関係及び支援者 支援者」の項目に記載されている。

### スペインのマイクロ信用供与を通じた社会的包摂の促進

貸付金：100百万ユーロ

借入人：ヌエヴォ・マイクロバンク(Nuevo MicroBank)

対象となる受益者：スペイン全域の小規模事業、小規模企業及び個人

スペインの失業率は近年減少しつつあるものの、2019年末現在で依然14.7%であった。EU圏外からの移民コミュニティ(全人口の約5%に相当)でみると、失業率は25%に上昇した。

本プロジェクトは、従来の金融システムへのアクセスが限られているか又はアクセスできない小規模事業、小規模企業並びに移民及び社会的弱者家族等の個人による金融資源へのアクセスを容易にすることにより、スペインにおける雇用創出の支援及び社会的包摂の促進を目指している。本プロジェクトは、13,272人(うち、30%が女性及び10%が移民)が恩恵を受けたCEBによる過去の融資プロジェクトを基礎としている。

### スウェーデンのストックホルム市の幼稚園/学校

貸付金：200百万ユーロ

借入人：ストックホルム市

対象となる受益者：移民及び難民を含む、ストックホルムに居住する児童及び教師

ストックホルム市は、950,000人の住民を擁するスウェーデン最大の都市である。人口は常に増加しており、2040年までに1.3百万人に達すると見込まれる。ストックホルムの人口全体の32%超が移民又はスウェーデン以外の出身者と考えられる。本プロジェクトは、児童数の増加並びに移民及び難民を統合するための特定の教育プロセスの提供の必要性の両方に対処するため、幼稚園及び小学校が必要となる追加の受入能力の創出を目指している。本プロジェクトは、特にストックホルムの全14地区において、36の新たな教育施設の建設及び36の既存施設の修復、改修又は拡張を支援する。投資により、児童18,000人分の追加定員及びより良い学習環境が整備される。

### ドイツのニュルンベルクにおける公共住宅

貸付金：110百万ユーロ

借入人：wbgニュルンベルク不動産株式会社(wbg Nürnberg GmbH Immobilienunternehmen)

対象となる受益者：低所得者、高齢者、障害者、学生、一人親世帯並びに移民及び難民

ニュルンベルクは、バイエルンで2番目に大きい都市であり、国内及びEU加盟国からの移民並びに多数の難民がEU圏外から到着したことにより、近年は人口が著しく増加している。本プロジェクトは、819の新たな住居の建設、既存ユニットの近代化並びに不動産、土地及び既存住居の購入を含む公共住宅に関するサブ・プロジェクトに融資する。既存住居の改良により、障害者にとっての使いやすさが向上し、エネルギー及び水利用の効率が改善される。

### 気候変動対策：緩和策及び適応策の開発

CEBIは、二酸化炭素排出量を削減し、気候変動に対する回復力の高い社会を構築するプロジェクトを支援している。また、気候変動に関する検討事項を他のプロジェクトの立案及び実行に組み入れるため、CEBIはパートナーと協働している。かかる目的のため、また当行の運営がパリ協定と次第に合致するよう、CEBIは以下の原則を奨励するプロジェクトの審査・監視システムを導入している。

- プロジェクトが国の低排出方針に従うこと。
- プロジェクトの気候変動に対する回復力を高めるため、物理的な気候リスクを特定すること。
- 気候変動に関する融資の優先順位をつけ、目標を定め、報告すること。
- 気候変動に関する指標を審査し、監視し、報告すること。

CEBIは、社会包摂的な気候変動対策プロジェクトの支援を目指している。つまり、当行は、気候変動の緩和・適応プロジェクトを融資する際に、社会の利益の最適化を試みている。

2019年度において、CEBIは、本活動路線に基づき1十億ユーロ超の貸付を承認した。融資は、単独のプロジェクト及びプロジェクトの一部を対象とする。年度中に承認された融資全体の26%に相当し、気候変動の緩和策に関する703百万ユーロ及び適応策に関する334百万ユーロで構成される。

### リトアニアの住宅のエネルギー効率改善

貸付金：100百万ユーロ

借入人：政府

対象となる受益者：低所得者を含むリトアニアの住民

リトアニアの住宅ストックには、約39,000の集合住宅(800,000のアパート)が含まれている。その90%は1993年より前の技術基準に基づき建設されており、建物外面の低耐熱性、不十分な暖房システ

ム及び適切な換気設備の欠如により、エネルギー性能が低い傾向にある。これらの建物の年間熱消費量は、1993年より後に建設された集合住宅と比べて2倍である。

本プロジェクトは、リトアニア全域でのエネルギー効率の改善及び約230の集合住宅の改修を支援する。約8,000から9,000世帯が、生活の質の向上、快適な住環境及びエネルギー費用の削減による直接の恩恵を受ける。さらに、改修により約15,000トンの二酸化炭素の削減が見込まれる。

### **セルビアの持続可能な水道及び下水道サービス**

貸付金：200百万ユーロ

借入人：政府

対象となる受益者：セルビアの住民

本プロジェクトは、セルビアの気候変動適応プランに沿って、給水及び排水管理への投資に融資する。給水については、60の地方自治体における優先的措置を通じた水道網の近代化に資金が充当される。かかる措置により、セルビアの人口の30%近くに相当する2百万人を対象に給水の無駄を削減し、給水範囲を拡大し、水質を向上させる。

本プロジェクトは、1.1百万ユーロの技術支援助成に支えられている。かかる助成は、革新プロジェクトのためのイタリア基金、スロバキア包括的成長口座及びスペイン社会的統合口座からの250,000ユーロの拠出により資金提供されている。さらに、CEBの社会配当金勘定から350,000ユーロを拠出した。

### **ギリシャの洪水防止策**

貸付金：70百万ユーロ

借入人：政府

対象となる受益者：アッティカ、マケドニア中部及びペロポネソスの住民

近年、ギリシャは豪雨による深刻な洪水に複数回見舞われており、死傷者並びにインフラストラクチャー及び住宅への甚大な被害が発生している。CEBが提供する貸付は、排水溝及び排水管並びに保水構造等、政府の洪水リスク管理計画の一部である洪水防止策に融資される。本プロジェクトにより、今後ますます頻発かつ激化が予想されるギリシャの洪水からの回復力が高まり、当該地域の住民に対する気候変動の影響を軽減する。また、ヴラブロナのアルテミス神殿等、同国の豊かな文化遺産の一部をなし、洪水被害を受けやすい場所に位置する遺跡も保護する。

### **イタリアの気候変動適応及び災害対策への投資**

貸付金：50百万ユーロ

借入人：ジェノバ市

対象となる受益者：ジェノバの住民

本プロジェクトは、ジェノバが取り組む自然災害からの回復力向上及び自然災害に対する脆弱性の軽減への主要な投資を支援する。特に、都市の地形が原因で同市が特にさらされやすい洪水及び地滑り等の気候変動による影響を軽減する。かかる投資はまた、労働力が減少する経済の脆弱性及び同市の高齢化に関連した社会的課題にも対処する。

CEBの支援は、死傷者を出した2018年のモランディ橋の悲惨な崩落及びその後の同市及び周辺地域の住民への負担を受けて、ジェノバにとっての重要な局面で行われる。

## 承認された事業(国ごと)

(単位：千ユーロ)

| 国            | 2019年     |        | 2018年     |        | 2015年から2019年の<br>累積合計 |        |
|--------------|-----------|--------|-----------|--------|-----------------------|--------|
|              | 金額        | %      | 金額        | %      | 金額                    | %      |
| ベルギー         | 300,000   | 7.53   |           |        | 791,400               | 4.51   |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ | 26,135    | 0.66   | 4,500     | 0.12   | 41,635                | 0.24   |
| ブルガリア        |           |        |           |        | 370,000               | 2.11   |
| クロアチア        | 200,000   | 5.02   | 50,000    | 1.28   | 350,000               | 2.00   |
| キプロス         | 40,000    | 1.00   |           |        | 72,000                | 0.41   |
| チェコ共和国       | 185,000   | 4.64   | 300,000   | 7.70   | 935,000               | 5.33   |
| エストニア        | 25,000    | 0.63   |           |        | 25,000                | 0.14   |
| フィンランド       | 50,000    | 1.26   | 220,000   | 5.64   | 410,000               | 2.34   |
| フランス         | 221,200   | 5.55   | 42,000    | 1.08   | 1,233,800             | 7.03   |
| ジョージア        | 25,000    | 0.63   | 5,000     | 0.13   | 46,500                | 0.27   |
| ドイツ          | 381,200   | 9.57   | 380,000   | 9.75   | 1,613,200             | 9.20   |
| ギリシャ         | 70,000    | 1.76   |           |        | 72,000                | 0.41   |
| ハンガリー        |           |        | 167,000   | 4.28   | 232,700               | 1.33   |
| アイスランド       |           |        |           |        | 10,000                | 0.06   |
| アイルランド       | 150,000   | 3.77   |           |        | 668,000               | 3.81   |
| イタリア         | 420,000   | 10.55  | 447,000   | 11.47  | 1,367,000             | 7.79   |
| ラトビア         |           |        | 15,000    | 0.38   | 77,000                | 0.44   |
| リトアニア        | 125,000   | 3.14   | 15,000    | 0.38   | 175,000               | 1.00   |
| マルタ          |           |        |           |        | 29,000                | 0.17   |
| モルドバ共和国      | 20,000    | 0.50   | 12,000    | 0.31   | 32,000                | 0.18   |
| モンテネグロ       | 20,000    | 0.50   |           |        | 70,000                | 0.40   |
| オランダ         | 310,000   | 7.78   | 400,000   | 10.26  | 1,176,600             | 6.71   |
| 北マケドニア       |           |        |           |        | 10,000                | 0.06   |
| ポーランド        | 340,332   | 8.54   | 566,429   | 14.53  | 2,392,807             | 13.64  |
| ポルトガル        |           |        | 145,000   | 3.72   | 305,000               | 1.74   |
| ルーマニア        | 150,000   | 3.77   | 179,000   | 4.59   | 554,000               | 3.16   |
| セルビア         | 324,000   | 8.13   | 250,000   | 6.41   | 574,000               | 3.27   |
| スロバキア共和国     | 50,000    | 1.26   | 50,000    | 1.28   | 749,500               | 4.27   |
| スロベニア        |           |        | 50,000    | 1.28   | 100,000               | 0.57   |
| スペイン         | 250,000   | 6.28   | 600,000   | 15.39  | 1,947,000             | 11.10  |
| スウェーデン       | 200,000   | 5.02   |           |        | 560,000               | 3.19   |
| トルコ          | 100,000   | 2.51   |           |        | 550,000               | 3.14   |
| 合計           | 3,982,867 | 100.00 | 3,897,929 | 100.00 | 17,540,142            | 100.00 |

支出済融資(国ごと)

(単位：千ユーロ)

| 国            | 2019年     |        | 2018年     |        | 2015年から2019年の<br>累積合計 |        |
|--------------|-----------|--------|-----------|--------|-----------------------|--------|
|              | 金額        | %      | 金額        | %      | 金額                    | %      |
| アルバニア        | 13,600    | 0.48   | 13,800    | 0.50   | 38,991                | 0.33   |
| ベルギー         | 212,500   | 7.47   | 42,500    | 1.53   | 415,000               | 3.52   |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ | 12,423    | 0.44   | 13,737    | 0.50   | 63,760                | 0.54   |
| ブルガリア        | 60,000    | 2.11   | 60,000    | 2.16   | 302,500               | 2.56   |
| クロアチア        | 47,674    | 1.67   | 37,776    | 1.36   | 258,324               | 2.19   |
| キプロス         | 11,500    | 0.40   | 14,500    | 0.52   | 67,000                | 0.57   |
| チェコ共和国       | 200,000   | 7.03   | 150,000   | 5.41   | 745,000               | 6.31   |
| フィンランド       | 125,000   | 4.39   | 110,000   | 3.97   | 425,000               | 3.60   |
| フランス         | 26,607    | 0.93   | 121,830   | 4.39   | 814,777               | 6.90   |
| ジョージア        | 3,402     | 0.12   | 1,323     | 0.05   | 21,501                | 0.18   |
| ドイツ          | 95,340    | 3.35   | 163,701   | 5.90   | 722,192               | 6.12   |
| ハンガリー        | 43,012    | 1.51   | 73,287    | 2.64   | 240,029               | 2.03   |
| アイスランド       | 5,000     | 0.18   |           |        | 10,000                | 0.08   |
| アイルランド       | 70,000    | 2.46   | 85,000    | 3.06   | 271,000               | 2.30   |
| イタリア         | 259,779   | 9.13   | 212,000   | 7.64   | 624,929               | 5.30   |
| ラトビア         | 3,600     | 0.13   |           |        | 3,600                 | 0.03   |
| リトアニア        | 15,986    | 0.56   | 30,000    | 1.08   | 115,986               | 0.98   |
| モルドバ共和国      | 1,877     | 0.07   | 6,999     | 0.25   | 21,349                | 0.18   |
| モンテネグロ       | 13,091    | 0.46   | 8,467     | 0.31   | 43,308                | 0.37   |
| オランダ         | 147,057   | 5.17   | 544,517   | 19.63  | 741,575               | 6.28   |
| 北マケドニア       | 14,137    | 0.50   | 7,393     | 0.27   | 69,347                | 0.59   |
| ポーランド        | 346,565   | 12.17  | 550,405   | 19.85  | 1,803,591             | 15.28  |
| ポルトガル        | 85,000    | 2.99   |           |        | 121,000               | 1.03   |
| ルーマニア        | 42,290    | 1.49   | 20,851    | 0.75   | 214,697               | 1.82   |
| セルビア         | 139,200   | 4.89   | 26,000    | 0.94   | 226,200               | 1.92   |
| スロバキア共和国     | 252,000   | 8.85   | 3,963     | 0.14   | 771,463               | 6.54   |
| スロベニア        | 10,000    | 0.35   | 25,000    | 0.90   | 95,000                | 0.80   |
| スペイン         | 249,953   | 8.78   | 197,000   | 7.10   | 1,341,453             | 11.37  |
| スウェーデン       | 174,998   | 6.15   | 48,280    | 1.74   | 223,278               | 1.89   |
| トルコ          | 165,000   | 5.80   | 205,000   | 7.39   | 989,789               | 8.39   |
| 合計           | 2,846,591 | 100.00 | 2,773,329 | 100.00 | 11,801,639            | 100.00 |

[次へ](#)

承認された事業(相手方別)

(単位：千ユーロ)

| 国            | 相手方  | プロジェクトの概要  | 金額      |
|--------------|--|--|---------|
| ベルギー         | ベルギーのフランス語共同体  | ベルギーのフランス語共同体の教育分野、すなわち若者を支援するための保育施設、小中学校、高等教育機関並びに行政インフラストラクチャーの建設及びリノベーションに対する投資。最終受益者は、移民及び難民の子供を含む既存及び将来の教育機関における生徒、学生及びスタッフであり、新しい施設及び改修された施設並びにさらなる環境の創出から恩恵を受ける。 | 300,000 |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ | 政府   | 特に精神医療分野へのインフラストラクチャー投資、新しい施設の建設、損傷したインフラストラクチャー又は一時的なインフラストラクチャーの再建及び適応並びに備品並びに医療機器及び非医療機器の供給。最終受益者は、国内の10,000を超える患者及び医療スタッフである。  | 11,135  |
|              | MKDマイクロフィンD.O.O.バニャ・ルカ(MKD Mikrofin D.O.O. Banja Luka)                     | 収入を生む活動の創出及び保護並びに自営業の創出及び保護だけでなく零細企業の創出及び発展を支援するためのマイクロ・ローン商品を通じた生産性のある投資。最終受益者は、銀行からの融資を制限されているか、一切融資を受けることができないボスニア・ヘルツェゴビナの低所得者、零細起業家、特に女性起業家、小規模農家及び一般家庭である。         | 5,000   |
|              | プロクレジット銀行D.D.サラエヴォ(Procredit Bank D.D. Sarajevo)                           | 生産的固定資産の取得及び営業所の建設又は増築などの投資並びに運転資本。最終受益者は、国内の適格なMSMEの従業員であり、新たな正規雇用及び季節雇用の創出並びに既存の雇用の維持による恩恵を受ける。  | 10,000  |
| クロアチア        | クロアチア復興開発銀行(Croatian Bank for Reconstruction and Development)              | 都市及び地方の公共インフラストラクチャーの近代化及び復旧への投資だけでなくMSMEの利益となる生産性のある投資プロジェクト。最終受益者は、クロアチア国内のMSMEの従業員及び求職者並びに町、自治体及び地域の住民であり、改善された公共インフラストラクチャー及びサービスの恩恵を受ける。                            | 200,000 |
| キプロス         | 政府   | 飲料水の輸送のためのインフラストラクチャーを建設することにより、キプロスの現在及び将来の飲料水の必要量の一部を確保する給水システムを強化するための投資。このプロジェクトは約400,000人の住民又は総人口の42%に直接恩恵をもたらす。  | 40,000  |
| チェコ共和国       | ブルノ上下水道(Brno Waterworks and Sewerage)                                      | ブルノ - モドジツェ廃水処理プラントの汚泥ラインの再建及び増築のための投資。最終受益者は、南モラビア地域の住民の大半を占める広範なブルノ地域の住民であり、廃水収集及び廃水処理の改善による恩恵を受ける。  | 35,000  |
|              | SG エクイップメントファイナンス・チェコ共和国s.r.o.(SG Equipment Finance Czech Republic s.r.o.) | MSME並びに地方及び都市の公共インフラストラクチャーの復旧及び近代化を目的とするサブ・プロジェクトのための生産性のある投資。最終受益者は、雇用の創出及び維持による恩恵を受けるMSMEの従業員及び求職者並びにチェコ共和国及びスロバキア共和国内の公共サービス、主に輸送に対する投資による恩恵を受ける自治体及び地域の住民である。       | 150,000 |



|        |  |  |         |
|--------|--|--|---------|
| エストニア  | Pohja Eesti Regionaalhaigla - 北エストニア・メディカル・センター (NEMC)       | タリンにあるNEMC医療キャンパスに、古くなった既存の複合施設に代わる新たな精神科クリニックの建物を建設。最終受益者は、改善された精神科ケアサービス及び治療の質、安全性及びそれらへのアクセスにより恩恵を受ける約3,200人の入院患者及び85,000人の外来患者である。さらに、415人の従業員及び医学生が、新しく改善された労働条件、勉強条件及び研究条件の恩恵を受ける。               | 25,000  |
| フィンランド | トゥルク市  | 2018年に承認されたプロジェクトに対する追加要請は、都市インフラストラクチャーに対する投資への部分融資であり、建物の追加建設及び既存施設のリノベーションを予定している。PFF(公共部門融資機関)は、子供、若年層、家族、生徒、教員、自治体の施設を利用する住民、高齢者並びに障がい者及びサービスアパートメントに居住する高齢の市民など幅広い人々に恩恵をもたらす。                    | 50,000  |
| フランス   | リール・パスツール研究所 (Institut Pasteur de Lille)                     | リール・パスツール研究所(IPL)のキャンパス内にある既存の建物及びインフラストラクチャーの改修工事で、建設及び構造物工事、アスベストの除去、火災、エネルギー及び環境基準の整備並びに機器の購入を含む。直接的な最終受益者は、326人のIPL従業員並びに420人の従業員、訓練生、その他施設の保健スタッフ及び支援スタッフである。さらに、長寿健康予防センターの患者もこのプロジェクトによる恩恵を受ける。 | 21,200  |
|        | メトロポール・エクス・マルセイユ・プロヴァンス                                      | 鉄道車両、自動操縦システム並びに駅、建物及びプラットフォームのリノベーション及び近代化を含むマルセイユの地下鉄システム及びネットワークを改善するための投資。最終受益者は、メトロポール・エクス・マルセイユ・プロヴァンスの住民約2百万人及び地下鉄ネットワークとつながる新規の利用者であり、地下鉄システムの質、効率及び安全性の改善による恩恵を受ける。                           | 100,000 |
|        | イル・ド・フランス水道一部事業組合(Syndicat des Eaux d'Ile de France)         | 2つの要素に基づく投資：飲料水供給ネットワークの部分的な更新及び低圧力逆浸透膜(LPROM)処理ユニットの建設。最終受益者は、イル・ド・フランス地域の自治体の住民であり、飲料水の質及びその供給の改善による恩恵を受ける。地域全体のエンドユーザーは、飲料水資源の保全並びにエネルギー消費量の削減及び温室効果ガス排出量の削減により恩恵を受ける。                              | 100,000 |
| ジョージア  | JSCプロクレジット・バンク (JSC ProCredit Bank)                          | 固定資産取得、営業所の建設又は増築及び運転資本を含むMSMEにより実施された投資。最終受益者は、新たな正規雇用及び季節雇用の創出並びに既存の雇用の維持により恩恵を受けるジョージア国内の適格なMSMEの従業員及び求職者である。   | 25,000  |
| ドイツ    | ブランデンブルク州投資銀行 (ILB)  | ブランデンブルク州のインフラストラクチャー及び公共住宅プログラムの実施のための適格投資への部分融資。最終受益者は、低所得者、障がい者、高齢者、移民及び難民並びにブランデンブルク州の幅広い住民であり、教育インフラストラクチャー、社会インフラストラクチャー及びデジタルインフラストラクチャーに対する投資の結果として地域のサービス及び施設へのアクセスが改善されることにより恩恵を受ける。         | 150,000 |
|        | ライプツィヒ住宅建設企業MBH (Leipzig e Wohnungs und Baugesellschaft MBH) | 低所得者向け賃貸住宅の建設、リノベーション及び近代化並びに託児所の建設を通じたライプツィヒ市内における手頃な公共住宅の需要の高まりに対する部分融資。最終受益者は、低所得者、幼児、高齢者及び障がい者、学生、一人親家庭並びに移民及び難民である。   | 58,000  |

|        |  |  |         |
|--------|--|--|---------|
|        | シュツットガルト住宅都市建設企業(Stuttgarter Wohnungs Und Städtebaugesell) | 手頃な公共賃貸住宅ユニットの供給を増やし、シュツットガルトの建築遺産の保存を融資するための新規の建設並びに既存の建物の取得及びリノベーションに対する部分融資。最終受益者は、低所得者であり、若年家族、一人親、高齢者、学生並びに移民及び難民が含まれる。                                       | 63,200  |
|        | wbgニュルンベルク不動産株式会社  | 819の新しい住居の建設、障がい者が利用しやすくなるような既存ユニットの近代化、エネルギー効率及び水効率の改善並びに不動産、土地及び既存の住居の購入を含む公共住宅サブ・プロジェクトに対する部分融資。最終受益者は、低所得者、高齢者、障がい者、学生、一人親並びに移民及び難民である。                        | 110,000 |
| ギリシャ   | 政府   | 深刻な洪水から住民、インフラストラクチャー、環境的資産及び文化的資産並びにその他の生産的資産を保護するための一部の都市部又は都市周辺地域における洪水防止インフラストラクチャーの改善及び近代化。最終受益者は、アッティカ、中央マケドニア及びペロポネソスの都市部及び都市周辺地域の高リスク洪水地帯に住む住民である。         | 70,000  |
| アイルランド | 住宅金融庁PLC   | 2019年から2022年の間、アイルランド共和国内におけるエネルギー効率の高い新しい住居の建設及び既存の賃貸公共住宅の改修。最終受益者は、一人親家庭、主に母子家庭、高齢者、障がい者及びホームレスなど、社会福祉を受けている低所得世帯である。  | 150,000 |
| イタリア   | 預託貸付公庫   | 学校インフラストラクチャーの安全性の向上、近代化及び強化、特に事故及び地震被害の防止に取り組むためのサブ・プロジェクトへの投資。最終受益者は、イタリア中の学校システムにアクセスしている生徒及び教師であり、改修された安全な学校インフラストラクチャーの恩恵を受けるとともに、既存の建物の増築による収容能力向上による恩恵も受ける。 | 300,000 |
|        | ジェノヴァ市   | 戦略プログラムに沿った、2019年から2021年までの期間における地方自治体の必要予算を支援するための投資で、ジェノヴァ市の新たに承認されたレジリエンス戦略の実施を目的とした投資に重点を置く。最終受益者は、ジェノヴァ市の住民及び首都圏の人々及び観光客である。                                  | 50,000  |
|        | リグーリア州   | 地域の戦略的優先事項、特に統合された都市安全システム、都市再生並びに既存のインフラストラクチャー及び都市施設の維持並びに土壌の保護、市民保護及び公共行政サービスの近代化に関連する投資に取り組むことを目的とした投資。最終受益者は、リグーリア州の人口の大部分であり、都市レベル及び地方レベルでの投資による恩恵を受ける。      | 70,000  |
| リトアニア  | カウナス市  | 市の予算に含まれる新しい構造物の建設、既存の建物の修復、リノベーション又は増築並びに関連する設備、施設及びインフラストラクチャーに対する投資。最終的な受益者は、子供、教育機関に在籍する学生、文化イベントに参加する市民及びスポーツをする人々を含む、カウナス市とカウナス地域の幅広い住民である。                  | 25,000  |
|        | 政府   | エネルギー効率改善プロジェクト及び集合住宅の改修工事への投資により、エネルギー消費量の削減と暖房費の削減に至り、結果として環境への負荷が軽減され、住民の生活環境が改善される。最終受益者は、リトアニア国内の集合住宅に住む低所得世帯を含む住民である。  | 100,000 |

|         |   |  |         |
|---------|---|--|---------|
| モルドバ共和国 | プロクレジット銀行(Procredit Bank)                                   | 建設、卸売業、小売業、製造業及び農業などの幅広い分野で活動しているMSMEにより実施された適格投資の部分融資。最終受益者は、国内の適格なMSMEの従業員及び求職者であり、新たな正規雇用及び季節雇用の機会並びに既存の雇用の維持による恩恵を受ける。   | 10,000  |
|         | 政府  | 2013年に承認されたキシノウ刑務所プロジェクトへの追加要請は、「行政及び司法インフラストラクチャー」活動部門におけるプロジェクトの総費用の増加分を部分融資することである。最終受益者は、改善された拘留条件から恩恵を受ける受刑者及び改善された労働条件から恩恵を受ける刑務所の職員である。   | 10,000  |
| モンテネグロ  | 政府  | 合計7つの就学前教育施設の建設、再建設及び改修であり、そのうちの4つは国の首都であるポドゴリツァに位置し、3つは北部のベラネ、ピエロ・ポリエ及びブラヴに位置する。最終受益者は、近代的かつ十分な就学前教育施設へのアクセスによる恩恵を受ける0歳から6歳までの約1,675人の子供及び彼らと同じクラスに組み入れられる、特別なニーズを有する子供である。   | 10,000  |
|         |   | 2017年に承認されたプロジェクトを拡大するため、低中所得世帯に住宅を提供することを目的とした投資への部分融資を行うよう追加要請。優先的なターゲットグループは、若いカップル、障がい者がいる世帯、公務員及び低所得世帯である。  | 10,000  |
| オランダ    | ラボバンク(Cooperative Rabobank U.A.)                            | 2016年に承認されたプロジェクトに対する追加要請は、医師の診察、保健医療施設、オフィススペースなどの医療施設及び介護施設の建設又は再建設並びに新たな機器の購入並びに学校、オフィススペースなどの教育施設の建設又は再建設並びに新たな機器の購入のための投資に対する部分融資である。CSL(分野横断型ローン)は、特に医師、患者、高齢者、教師及び生徒、障がい者及び特別な支援を必要とする人々を含む、オランダ国内の幅広い住民に恩恵をもたらす。 | 150,000 |
|         | ナショナル・エネルギーベースパーファンド(Nationaal Energiebespaar fonds)(NESFF) | 2018年に承認されたプロジェクトに対する追加要請は、「環境保護」活動部門におけるエネルギー効率投資プロジェクトに対する部分融資及び学校向け省エネルギーローン(学校ESL)の試験的プロジェクトの導入。最終受益者は、住宅所有者及び住宅所有者団体であり、エネルギー消費の削減の結果家計の出費を抑える、エネルギー効率化対策のための優先的融資へ容易にアクセスすることが可能となる。                               | 150,000 |
|         | クレディッツ(Qredits)   | マイクロ・クレジット又はSMEローンを通常の金融部門にアクセスができない起業家に向けて部分融資し、2017年に承認されたプロジェクトを拡大するよう追加要請。最終受益者は、移民及び不利な立場にある女性を含むオランダ国内の起業家であり、経済成長及び雇用による恩恵を受ける。   | 10,000  |

|       |  |   |         |
|-------|--|---|---------|
| ポーランド | ワルシャワ市   | ウルシヌフ地区及びピエラニー地区における新たな近代美術館の建設並びに新しい設備の購入を含む2つの病院の建設、増築及び改修のための地方自治体の投資への(公共部門融資機関を通じた)部分融資。最終受益者は、ワルシャワ首都圏の幅広い住民であり、文化の向上並びに保健サービスの利用可能性及び質の改善を通じた生活の質の向上の恩恵を受ける。                         | 86,047  |
|       | ペカオ・リーシング  | 建設業、卸売業、小売業、製造業などの広範囲な分野においてMSMEが実施する適格な投資に対する貸付又は融資の形をとる部分融資。最終受益者は、雇用機会の恩恵を受ける国内全域の適格なMSMEの従業員及び求職者である。   | 100,000 |
|       | シフィエンティクシシュ地方  | 効率的な輸送インフラストラクチャーの整備、より良い保健サービスの提供並びに文化的インフラストラクチャー及び観光インフラストラクチャーの向上への投資に対する部分融資。最終受益者は、地域全体の改善された保健インフラストラクチャーの恩恵を受けるシフェントクシスキエ地方の住民であり、特に道路利用者及びサイクリスト、社会文化施設のスタッフ及び訪問者並びに患者及び医療スタッフである。 | 34,286  |
|       | SGイクイップメント・リーシング・ポルスカ(SG Equipment Leasing Polska)                   | 建設業、卸売業、小売業、製造業などの幅広い分野で活動しているMSMEが新たな正規雇用及び季節雇用の創出の促進並びに既存の雇用の維持を目的として実施した適格投資に対する貸付又は融資の形をとる部分融資。最終受益者は、国内全域の適格なMSMEの従業員及び求職者である。   | 120,000 |
| ルーマニア | ユニクレディット・リーシング・コーポレーションIFN SA (UniCredit Leasing Corporation IFN SA) | 自動車、機械設備、オフィス及び生産施設の購入を含む受益者の中核的な事業活動を支えるためMSMEにより実施される、適格なサブ・プロジェクトの固定資産及び生産的資産に対する貸付又は融資の形をとる投資。最終受益者は、ルーマニア国内におけるMSMEの従業員及び求職者である。   | 150,000 |
| セルビア  | 政府   | 収容能力を増やし、新しい診断技術及び治療技術、ロボット手術設備、より洗練された患者モニタリング及び治療的診断の新しい分野を取り入れるため、ベオグラードの小児大学病院に新たな建物を建設するための部分融資。最終受益者は、セルビアの住民、特に公共の保健サービス及び医療機関の質の向上及びアクセスの改善から直接恩恵を受ける若い患者並びに病院スタッフ及び医学生である。         | 54,000  |
|       |  | セルビア国内における約60の自治体の水道供給システムの水質保護及び水の損失を減らすための優先的措置の復旧及び実施並びに廃水処理施設及び関連する下水処理ネットワークの建設。最終受益者は、セルビア国内の60の自治体の約2百万人の住民であり、飲料水の質の向上、その流通の改善及び水質汚染の減少及び気候変動に対する水道サービス及び衛生サービスの回復力の改善により恩恵を受ける。    | 200,000 |
|       |  | エネルギーパフォーマンスを向上させ、火災安全性及びユーザー補助機能を改良するためにベオグラードの約28の中央政府庁舎をエネルギー効率的にリノベーション。最終受益者は、ベオグラードの選ばれた中央政府庁舎の約7,000人の政府職員及び1日当たり15,000人の訪問者である。   | 40,000  |
|       | ユニクレディット・バンク・セルビアJSC (UniCredit Bank Serbia JSC)                     | セルビアのMSMEに対する投資を容易にすることにより正規雇用及び季節雇用の創出及び維持に寄与するための適格な固定資産、生産設備及び運転資本の部分融資。最終受益者は、銀行からの融資を制限されているか、一切融資を受けることができない適格なMSMEの従業員及び国内の求職者である。   | 30,000  |

|          |  |  |               |
|----------|--|--|---------------|
| スロバキア共和国 | ヴショーベツナ・ウヴェロヴァ・バンカ (Vub Banka)                                   | 営業所の建設及び増築、固定資産及び生産設備の獲得並びに都市インフラストラクチャー及び地方インフラストラクチャーの建設及び復旧に対する投資。最終受益者は、雇用の創出及び維持の恩恵を受けるスロバキア共和国内のMSMEの従業員及び求職者と、建設、近代化及び復旧プロジェクトの恩恵を受ける自治体及び地域の住民である。   | 50,000        |
| スペイン     | フンタ・デ・カスティーリャ・ラ・マンチャ(Junta de Comunidades de Castilla La Mancha) | 2014年から2020年の欧州地域開発基金(ERDF)運用プログラム及び2014年から2020年の地域開発プログラム(RDP)に基づくカスティーリャ・ラ・マンチャの寄付金の部分融資。特に、貸付により地域の持続可能かつ包括的な経済発展を促進させる投資及び農業分野の競争力を高める投資への部分融資を行う。最終受益者は、雇用創出、新しいテクノロジーへのアクセス及び改善された環境を通じた生活の質の向上から恩恵を受けるカスティーリャ・ラ・マンチャ地域の市民である。     | 150,000       |
|          | ヌエヴォ・マイクロバンク   | 雇用の創出支援及び社会的統合の促進をするため事業マイクロ・ローン及び家族マイクロ・ローンを通じたヌエヴォ・マイクロバンクによる小規模事業及び個人への貸付に対する部分融資。最終受益者は、銀行からの融資を制限されているか、一切融資を受けることができない起業家、零細起業家並びにスペイン国内において社会的に弱い立場にある移民及び世帯である。  | 100,000       |
| スウェーデン   | ストックホルム市   | 72のインフラストラクチャー・サブ・プロジェクト(35の保育施設と37の小学校)への適格投資に対する(公共部門融資機関を通じた)部分融資。特に、貸付は、36の新しい教育施設の建設及び36の既存の施設の復旧、リノベーション又は増築を部分融資する。最終受益者は、ストックホルムの全14地域の既存及び将来の学校における就学前及び義務教育期間の子供であり、移民及び難民の子供を含む。彼らは新しい施設及び改修された施設並びに18,000のさらなる環境の創出から恩恵を受ける。 | 200,000       |
| トルコ      | 政府   | 公立学校及び病院の再建及び改修並びにイスタンブール地震リスク軽減・防災プロジェクト(ISMEP)に基づくプロジェクト管理コストに対する融資。最終受益者は、イスタンブールの住民、特に将来起こりうる地震の脅威に常にさらされている、最も立場の弱い人々である。30千人を超える子供、学生及び教師が、現在の貸付から直接恩恵を受けることが期待されている。  | 100,000       |
| 合計       |  |  | 3,982,867,226 |

[次へ](#)

## b. 影響力のある投資

2019年度において、36のプロジェクトが完了した。CEBの融資は合計3十億ユーロで、これらのプロジェクトにより370,000を超える雇用がMSMEで創出及び維持されており、欧州全域で8.7百万人を超える人々にとっての地方自治体のインフラストラクチャー及びサービスへのアクセス及び利用の改善が確保された\*。

\* 完成報告は、2019年に最終化された。CEBの借入人が提出したプロジェクト完了報告書に基づき統合されたデータ。

## c. 社会分野の知識の向上

CEBIは、特定のプロジェクトへの助言に加えて、部門の成長、ベストプラクティス及び国際基準を特定及び促進する。これは、プロジェクトの出資者による社会分野の戦略の見直し並びに現在進行中及び将来のプロジェクトの最適化に役立ち、その結果当行の融資の社会及び環境への影響が最大化する。

### より良い生活環境を実現するには

欧州におけるエネルギー貧困に関する研究は、エネルギー効率の改善と関連する規制政策が家庭エネルギー消費とエネルギー貧困率の低下に寄与していることを示している。計量経済学に基づくと、家庭のエネルギー効率スコアが10%上昇した場合、家庭のエネルギー支出は7.1%へと2.4%減少する可能性があることが示されている。さらに、家庭エネルギー消費は、家庭のエネルギー効率に関する最低規制基準を設定する高い影響力を有する典型的なエネルギー効率政策を政府が実施した数年後には4.4%減少する可能性がある。

低炭素の未来のためのエネルギー効率の高いリノベーションへの投資に関する技術報告書では、CEBがエネルギー効率の改善を支援するその活動を拡大する可能性を探るとともに、CEBが公共団体、住宅所有者及び中小企業を支援することで、融資された投資の社会的及び環境的な影響を高めることができる分野をいくつか提示している。

### ヨーロッパにおいて社会的で手頃な価格の住宅を開発するには

欧州における非営利民間組織が提供する社会的で手頃な価格の住宅に関する技術報告書は、欧州における住宅取得能力の危機について論じており、この分野における当行の経験を基に作成されている。かかる技術報告書では、社会的で手頃な賃貸住宅の供給における民間非営利分野の参加に関する4つの特徴的なモデルを提示しており、これらのモデルは、全ての人にとって手頃で質の高い住宅ソリューションを確保するために様々な国で適用することができる。

### 学校の建物を最大限に活用し、学習環境を改善するには

フランスのセヌ・サン・ドニの学校設計と学習環境は、フランスのセヌ・サン・ドニにおける、前期中等教育インフラ投資のテーマ別レビューからの主要な調査結果と勧告を提示する。かかるレビューは、英語版とフランス語版があり、建設工事及び改装工事、IT機器及び教育機器並びにスポーツ施設及びレジャー施設の質の高さを認め、また、障がいのある学生のアクセスを確保するための配慮を評価している。また、かかるレビューは、将来的なデザイン調整や、既に利用可能な革新的な空間の教育的な可能性を教師や生徒が十分に活用できるようにするための方法も提案している。かかるレビューは、革新的な学習環境に関するシリーズの一部である。

国際金融機関(IFIs)が欧州のマイクロファイナンスをより良く支援するには

欧州マイクロファイナンス・ネットワーク(European Microfinance Network)と共同で作成された、マイクロファイナンスを通じた欧州における包括を支援する技術報告書は、これまでのCEBのマイクロファイナンス事業及び当行とその他の欧州国際金融機関(IFIs)や欧州マイクロファイナンス・ネットワークとのやりとりを活用している。かかる技術報告書は、マイクロファイナンス機関がその社会的及び財政的な目標を達成するためのIFIsによる様々な支援方法を探求している。

効果的な囚人の更生を確保するには

アイルランドにおける囚人の更生：少ないリソースでより多くのことを行うことに関するテーマ別レビューでは、アイルランドの刑務所における更生システムのケース・スタディを紹介している。特に、かかるテーマ別レビューでは、囚人の更生、社会復帰及び再犯との闘いにおけるベストプラクティスを反映するために、緊縮財政時代にアイルランドで実施された様々な改革について議論する。

全ての刊行物は、次のサイトにて入手可能である。

[https://coebank.org/en/news\\_and\\_publications/ceb\\_publications/](https://coebank.org/en/news_and_publications/ceb_publications/)

### 革新的な学習環境

この概念は、学習の連続体、又は学習のための総合的な環境の創造を前提とした教育のための新しいビジョンに関連している。これは、教師主導の学習のための、机の配列、黑板及び一連の有限的な時間間隔(授業)のある伝統的な教室から離れる動きを表している。この新しい環境は、学業成績の向上とは別に、生徒とその家族が学校空間をより容易に利用できるようにし、学校に焦点を当てたより広いコミュニティの形成に貢献することを目的としている。

#### d. 協力関係及び支援者

##### 協力関係

2019年において、CEBIは、同業者の多国間金融機関及び当行の中核的活動に関わるその他国際組織との協力関係を引き続き強化した。

##### (a) 欧州連合

欧州連合は、CEBにとって引き続き特別なパートナーであり、また主要な支援者である。EUとのパートナーシップでは、ヨーロッパにおける持続可能で包摂的な成長の促進を目指しており、社会的に最も弱い者の包摂に貢献し、雇用、教育及び訓練、ジェンダーの平等並びに持続可能な発展を支援する活動に注力している。

貸付金と助成金の組合せは、かかる目的にとって依然として極めて重要な手段である。これは、レバレッジ効果を生み、より大規模で複雑なプロジェクトへの融資を可能にする。2019年のCEBの貸付金の一部は、EUの助成金と組み合わせられており、合計30億ユーロ超の投資のレバレッジを効かせると見込まれている。

欧州連合は、2021年以降、欧州戦略投資基金(「ユンカープラン」)に取って代わるインベストEU基金の実行パートナーとして、CEBを推薦した。2019年中、CEBは提案された新しい地位に関連する運用要件の実装に取り組んだ。

CEBはまた、EUの新規の近隣開発国際協力機関(NDICI)の提案されている新しい基金の構造を引き続き入念に監視した。

(b) 気候変動枠組条約

2018年以来、CEBIは、気候変動枠組条約(UN FCCC)において、常任オブザーバーの地位を有している。CEBIは、第25回気候変動枠組条約締約国会議(COP25)への参加に加え、2019年を通じてそのプロジェクト・ポートフォリオをパリ協定の目標とさらに一致させようと努力した。したがって、CEBIは、その全てのプロジェクトにおいて環境持続可能性と気候変動の緩和及び適応策を統合するため、そのプロジェクトの審査プロセスを継続的に改善した。さらに、当行は、2020年以降、主要な持続可能な開発目標(SDGs)へのその貢献度の評価を可能にする業務上の枠組みを定義した。

(c) 移民及び難民受入れに関する欧州のネットワーク

2019年、CEBIは移民及び難民受入れに焦点を当てたEU主導の2つのイニシアチブ、すなわち、移民及び難民受入れのための都市パートナーシップ(「受入れのためのパートナーシップ(the Partnership for Inclusion)」)と移民受入れのための都市及び地域(「受入れのための地域(Regions4Integration)」)の活動に積極的に貢献した。

受入れのためのパートナーシップは、2016年、オランダがEU議長国を務めていた時期に開始された。2019年には、受入れのためのパートナーシップの活動は、最も弱い立場にある難民や移民を含む労働市場の統合におけるベスト・プラクティスの特定と、その年に実施された評価作業の結果に基づくパートナーシップの今後の道筋の定義に焦点が当てられた。この分野におけるCEBIの経験は、引き続き本パートナーシップの活動に反映される。

Regions4Integrationは、欧州の市長や地域指導者が、移民と難民の受入れの前向きな事例を紹介し、知識とベスト・プラクティスを共有し、包摂的な都市を建設し社会的一体性を確保する付加価値として多様性を促進するための政治方針として、2019年4月に欧州地域委員会によって発足した。受入れのためのパートナーシップが限られたメンバーに基づいて活動し、大都市に焦点を当てているのに対し、Regions4Integrationは、120超のメンバーを持ち、地方や小都市及び町を含む地域に発言権を提供することを目的としている。具体的な資金ニーズに取り組むことに加えて、CEBIは2019年欧州都市・地域週間にブリュッセルでワークショップを企画するなどを通じて、Regions4Integrationの知識共有部分を積極的に支援した。



(d) 民間セクター運営の統一指標

民間セクター運営の統一指標(HIPSO)イニシアチブは、IFC、EIB、EBRD及び複数の国の開発銀行を含む、26の多国間金融機関から成っている。参加金融機関が使用する統一の実績指標を定めることを目的としている。統一された枠組みによって、借入人の報告義務を軽減し、金融機関が相互に学び合う能力を高めることができる。

CEBは、2019年10月のHIPSOの年次総会に参加した。かかる総会は、プロジェクト及び市場レベルの効果並びに間接的/誘発的な効果をより良く把握するために、全てのHIPSO指標の改訂に焦点を当てた。新しい測定基準は、必要に応じて2020年上半期に使用される予定である。

(e) 健康及び社会介護パートナーシップ

社会健康保護ネットワーク(P4H)は、世界保健機関(WHO)の創設した、保健融資及び社会健康保護のグローバルネットワークである。欧州障害者サービス提供者協会(EASPD)は、障害者の機会均等を推し進める非営利団体である。その会員には、約17,000の社会サービス及びその傘下の協会が含まれる。

2019年において、当行は、ヨーロッパにおける健康及び社会保護システムの専門的な知識を提供することによって引き続きP4H及びEASPDに貢献した。

(f) 地方ガバナンスの財政及び投資に関する世界観測機関

地方ガバナンスの財政及び投資に関する世界観測機関は、OECD及び都市・自治体連合(UCLG)が主導し、特にCEBが財政的支援を行っているイニシアチブである。かかる機関は、地方ガバナンスの財政強化を目的として、中央政府、地方政府及び国際機関の間の対話とパートナーシップを促進することを目的としている。

2019年、かかる観測機関は、120ヶ国超の地方財政及び地域組織に関するデータを含む広範な報告書を発表した。オンライン・データベースを含め、かかる観測機関が収集した情報及びデータは、定期的に更新される。

支援者

CEBは、支援者から調達した資金を社会的弱者及び貧困地域のためのプロジェクトへの支援に活用している。28のCEB加盟国、米国及び英国の2の非加盟国並びに欧州連合は、欧州委員会及び欧州投資銀行を通じて、CEBの信託基金に拠出している。

2019年にCEBは、スロバキア共和国、スイス、ドイツから4.4百万ユーロを集め、54百万ユーロの助成金を付与した。これらの助成金は、避難民を支援するという当行の優先的目標に沿って、主に移民と難民に恩恵をもたらした。

欧州連合は依然として当行の最大の支援者であり、これまでに500百万ユーロ超を拠出している。

(a) 地域住宅プログラム(RHP)

地域住宅プログラムにとって、2019年は、新たに7,200人の生活困窮者が新しい家に入居した記録的な年となり、RHPが支援する難民及び避難民の総数は、その目標の36,000人の50%を超える約19,000人となった。

また、RHPは、2019年にCEBにより調達された資金の大半を占めた。本プログラムの進捗状況を評価し、また、パートナー国がより多くの住宅を供給できるようにするため、RHPの支援者は、本プログラムの期間を2022年末まで1年間延長することに同意した。また、支援者は、この追加期間中

もRHPのパートナー国を支援し続けるための追加拠出を約束した。EUは2.0百万ユーロ、ドイツは1.0百万ユーロ、ノルウェーは700,000ユーロ、スイスは500,000ユーロ、またスペインは100,000ユーロを拠出すると約束した。

地域住宅プログラムは、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、モンテネグロ及びセルビアの共同イニシアチブである。地域住宅プログラムは、西バルカン諸国での1990年代の紛争中に住む場所を失った社会的に最も弱い人々に対して、耐久性に優れた住宅を提供している。かかるプログラムは、国際社会によって支えられており、CEBによって管理されている。

#### 支援者によるRHPへの寄付

|  |            |
|--|------------|
| EU                                     | 234百万ユーロ   |
| 米国                                     | 24百万ユーロ    |
| ドイツ                                    | 10百万ユーロ    |
| ノルウェー                                  | 7.0百万ユーロ   |
| スイス                                    | 6.4百万ユーロ   |
| イタリア                                   | 5.0百万ユーロ   |
| デンマーク                                  | 1.3百万ユーロ   |
| トルコ                                    | 1.0百万ユーロ   |
| ルクセンブルク                                | 500,000ユーロ |
| スペイン、ルーマニア、キプロス、スロバキア共和国、チェコ共和国及びハンガリー | 500,000ユーロ |

#### 帰郷

戦争中、ドゥシャンと彼の妻ブランカは、クロアチアの小都市シュリヴォヴァツから逃れ、彼らの家は焼失した。彼らは、2002年にシュリヴォヴァツに戻るまで、セルビアのプリエポリエ近郊の共同住居に住んだ。彼らはそこで、水も電気もない小さな1室の小屋に約15年間住んだ。2019年、彼らはRHPのおかげでやっと元の家の敷地にある新しい家に引っ越した。

#### (b) 移民及び難民基金(MRF)

MRFは、移民及び難民に関連する課題に対応する加盟国を支援するために、CEBが設立した信託基金である。2015年の設立以来、22のCEB加盟国がMRFに拠出した。CEB及び欧州投資銀行(EIB)も資金支援を行っている。現在まで、CEBは、助成金に28百万ユーロを承認した。バルカンルート沿いに位置するプロジェクトが、これらの助成金の大部分、すなわち22百万ユーロを占めている。

2019年、当行はアルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、フィンランド、イタリア、北マケドニア、ポルトガル、セルビアにおけるプロジェクトにMRFの残りの資金、すなわち1.8百万ユーロを割り当て、移民や難民に対する緊急支援と社会的包摂措置をカバーした。

## 支援者によるMRFへの拠出金

|  |            |
|--|------------|
| CEB  | 8.0百万ユーロ   |
| ドイツ  | 5.0百万ユーロ   |
| EIB  | 5.0百万ユーロ   |
| フランス   | 3.0百万ユーロ   |
| イタリア   | 3.0百万ユーロ   |
| スペイン   | 1.5百万ユーロ   |
| スウェーデン   | 540,000ユーロ |
| ルクセンブルク  | 500,000ユーロ |
| ノルウェー  | 500,000ユーロ |
| スロバキア共和国   | 300,000ユーロ |
| アイルランド、リトアニア、ポーランド、キプロス、アルバニア、ハンガリー、<br>チェコ共和国、マルタ、パチカン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、サンマリノ、<br>アイスランド、ブルガリア及びリヒテンシュタイン | 1.1百万ユーロ   |

## 保護の下で

ニアスとアリはまだ未成年だった頃にスウェーデンに到着した。到着後、彼らは、MRFからの資金提供を受けて、マルメ市が主催する一連の活動に参加した。かかる活動は、14歳から20歳までの学生を対象としている。これらの活動の目的は2つあり、1つ目は新しく到着した人が新しいコミュニティの一員であることを実感できるようにすること、また2つ目は彼らの学業成績を向上させることである。

MRFが資金提供をする活動は、2人のティーンエイジャーがこの国に到着したときに感じた文化的ギャップを克服するのに役立った。また、課外活動もこの2人の学生の学力向上に役立った。「私の習慣は勉強することですが、娯楽や課外活動なしでは、より良い学びを得ることができないと私は思います。活動を企画し、活動を一緒に取り組む人たちは、友達のように、家族のように、楽しくて親切だ。」とニアスは言う。最終的に、これらの活動は、この2人のティーンエイジャーが、自分たちが受け取ったものを庇護地域に還元できる、自分たちのための将来を考えることを可能にした。「将来？私の夢は看護師になってお年寄りと働くことだ。私は助けを必要としている人たちを助けたいだけ。」とアリは言う。

## 移民のためのより良い住宅

2019年10月、アルバニア当局は、ギリシャとの国境近くにあるカプシュティカに、MRFの資金提供により建設された移民レセプションセンターを開設した。同センターは、非正規移民の登録と彼らへの一時的な住宅の提供においてアルバニア当局を支援する。また、同センターは、これらの移民が、食料及び住まい等の基本的人権を享受できるようにする。

(c) EUのトルコにいる難民のためのファシリティ(FRiT)

キリスはシリアとの国境近くに位置する都市であり、シリア難民の流入によりその人口が倍増している。EUは、トルコ及びCEBと協力して、人口の劇的な増加によって引き起こされた保健サービスへの圧力を緩和しようとしてきた。EUは、庇護地域及びシリア難民のために質の高い保健サービスを提供する300床の州立病院の建設資金を提供する。

EUからの当該プロジェクトへの投資額は、50百万ユーロに上り、EUのトルコにいる難民のためのファシリティ(FRiT)を通じて実施されている。CEBはEUからの投資を管理しており、病院の建設と設備を監督している。2019年末までに工事の16%が完了し、当該病院は2021年4月までに稼働する見込みである。また、EUの投資は、建設期間を超える雇用と新しいサービスの創出を通じて、キリスの社会的及び経済的な発展を支援する。

FRiTは総額6十億ユーロを管理し、トルコ国内の難民と庇護地域のニーズが、包括的かつ協調的な方法で対処されることを確保することを目的とした、共同調整メカニズムを提供している。かかるファシリティは、人道支援、教育、保健、自治体インフラ、社会経済支援に重点を置いている。

FRiTの詳細については、次のサイトを参照のこと。

[https://ec.europa.eu/neighbourhood\\_enlargement/news\\_corner/migration\\_en](https://ec.europa.eu/neighbourhood_enlargement/news_corner/migration_en).

(d) スペイン社会的統合口座(SCA)

SCAは、2009年にスペインによって設立された信託基金であり、CEBが運営する。かかる基金の目的は、社会性の高いCEBのプロジェクトへの技術的支援の融資を行うことである。2017年にスペインは、かかる基金に2.0百万ユーロを補充し、寄付金は合計4.0百万ユーロとなった。

2019年には、SCAは助成金の承認において合計920,000ユーロを占めた。例として、SCAは公共建物のエネルギー効率を改善しようとするセルビアによる運動を支援している。EUの候補国であるセルビアは、公共建物の改修に関するエネルギー共同体協定に署名した。

当行は、2019年11月、ベオグラードの中央政府庁舎の改修を対象とする40百万ユーロの貸付を承認した。

この改修工事により、建物のエネルギー性能が向上し、職員や訪問者の安全と警備状況が改善される。SCAの助成金は200,000ユーロで、エネルギー監査や複雑な改築の詳細設計を含むプロジェクトの準備段階に資金を提供する。

残りの技術支援のニーズは、スロバキア包括的成長口座と西バルカン半島投資フレームワークによってカバーされ、支援者が共通の目的のためにどのように協力するかが強調される。

(e) スロバキア包括的成長口座(SIGA)

SIGAは、包括的な成長及び環境の持続可能性を支持するCEBの活動を支援するために、2016年にスロバキア当局によって開設された。スロバキア共和国は、2019年にかかる基金に2.0百万ユーロを補充し、寄付金は合計4.0百万ユーロとなった。

2019年に、SIGAから1.5百万ユーロの助成金が承認された。最大の助成金550,000ユーロは、ボスニア・ヘルツェゴビナの精神医療の改善を支援している。6つの精神科病院が建設又は再建され、患者へのケアと彼らの生活状況が改善される。かかるプロジェクトは、11百万ユーロのCEBの融資を受けており、エネルギー費用及び水消費量の大幅な削減にもつながる。SIGAが資金提供する技術支援は、入札書類の起草や詳細設計を含む、当局によるプロジェクトの準備に役立つ。

(f) 革新プロジェクトのためのイタリア基金(IFIP)

IFIPは2017年にイタリアで設立された。IFIPは、当行が革新的な社会プロジェクトを開発するのを支援している。IFIPは、政府開発援助(ODA)の対象である西バルカン諸国並びにジョージア及びモルドバ共和国でのプロジェクトの技術支援に融資している。

2019年、IFIP下での助成金の承認総額は840,000ユーロであった。例として、IFIPはコソボの公共住宅プログラムの開発を支援している。費用が40百万ユーロと見積もられているかかるプログラムは、戦後本国に帰還した人々、特に社会的弱者及び中所得世帯に住宅を提供する。IFIPの助成金111,000ユーロの資金提供を受ける技術支援は、当局が現在の住宅事情を分析し、公共住宅のニーズを推定し、本プログラムの目的、範囲、構成要素、提案される成果物及び期待される成果を決定するのに役立つ。

### 元気を取り戻すこと

ランカと彼女の息子ペタルは、ボスニア・ヘルツェゴビナでの戦争後25年間様々な賃貸アパートを転々としていた。2019年12月、彼らはフォチャの新しいアパートに引っ越した。ペタルは脳性まひという永久的な運動障害を患っており、彼は障害者に対応している適切な場所に住む必要がある。これまでのアパートのほとんどは、障害者に対応していなかった。新しいアパートでインタビューを受けたランカは、「私たちは、生活環境を改善する機会を与えてくれた支援者と地域社会に感謝しています。1ヶ月程度ごとに引っ越さなくても良いということはとても大切です」と話した。

フォチャの住宅は、CEBの資金提供を受けたプロジェクトの下で建設され、1990年代の紛争中に住む場所をなくし、それ以来低水準の住居に住んでいる社会的弱者に住居を提供している。CEB及びWBIFの二国間支援者は、金利補助金や技術支援の形で、かかるプロジェクトに4百万ユーロ超の助成金を提供してきた。CEBの資金は、当行の社会配当金勘定、ノルウェー信託口座及びSCAから拠出された。IFIPは、WBIFの資金が全額充当され次第、SIGAと協同して将来の技術支援のニーズに対応する。

ゴラジュデ出身のオグニェンとその家族は、ボスニア・ヘルツェゴビナでの戦争中、ミルジェヴィナ村の共同住居に避難した。この建物は元鉱山会社のもので、最も近い町のフォチャから14キロ離れていた。老朽化し、じめじめしてカビだらけな建物だった。2019年12月、家族はフォチャ市の新しいアパートに引っ越した。彼の妻マルジャナは、「それは、特に赤ちゃんも抱えていたことで、ひどい生活だった。しかし、ここに引っ越してから、私たち全員にとって全てが変わった」と、この動きを歓迎した。

### (g) 西バルカン半島投資フレームワーク(WBIF)

WBIFは、欧州委員会、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、欧州投資銀行及び複数の二国間支援者の共同イニシアチブとして、2009年に設立された共同体である。

かかる枠組みは、エネルギー、環境、社会、輸送機関及びデジタルインフラ部門における戦略投資に融資及び技術的支援を提供している。また、民間部門の開発イニシアチブを支援している。かかる枠組みに、世界銀行グループ、ドイツ復興金融公庫及びフランス開発庁が後に加盟した。

2019年、WBIFの二国間支援者は、セルビアのエネルギー効率化プログラムを支援する312,000ユーロの技術支援の助成金を承認した。WBIFの技術支援は、SIGAからの400,000ユーロの助成金及びSCAからの200,000ユーロの助成金により補完されている。

合計約200,000平方メートルを占める約30の政府庁舎が近代化され、エネルギー効率が改善される。これらの事業は、温室効果ガスの排出を削減し、セルビアが気候変動緩和とCO<sub>2</sub>排出削減の目標を達成するのを支援する。かかるプロジェクトは、CEBから40百万ユーロの融資を受けている。

(h) 社会配当金勘定(SDA)

SDAは、1996年にCEB加盟国により設立された。SDAは主に、社会的性質を有する配当を構成する当行の年間利益からの配分を通じて、加盟国からの拠出金により資金調達されている。2019年末現在、利用可能な資金は16百万ユーロであった。かかる勘定は、特に社会的なプロジェクトを支援するための貸付保証、技術支援、金利補助金及び助成金の拠出を提供するために使用されている。

2019年には、2.5百万ユーロの助成金がSDAから承認された。例として、2019年1月に、当行は、ボスニア・ヘルツェゴビナのマイクロファイナンス機関であるマイクロフィンに対する5百万ユーロの融資を承認した。マイクロフィンは、CEBから受領した資金を、農家や零細事業に従事する一般家庭を含む低所得者に対し融資する。マイクロフィンに対するCEBの融資は、SDAの貸付保証のおかげで可能になった。

**ボスニア・ヘルツェゴビナにおける零細起業家の支援**

フォチャ市の近くの地方に住むダニカは、マイクロフィンの典型的な顧客だ。彼女は、野菜や果物の農業で稼いだ収入で家計を支えている。彼女の主な収入源は、ジャガイモ、ニンニク、豆類のほか、プラム、プラムブランデー及びクルミの販売である。ダニカは、全ての商品をフォチャの地域市場で販売している。彼女はマイクロフィンの顧客として約10年になる。彼女は、マイクロフィンとの最後の融資である500ユーロを使って小豚を購入し、6ヶ月の給餌後にフォチャ市場で再販売する予定である。

e. 当行が供与する貸付及び保証の方針及び概略

定款及び第三議定書に従い、管理委員会は、当行が供与する貸付及び保証を規律する一般的な規則及び原則を含む貸付及び事業融資の方針並びに貸付規則を決議第1562号(2013)に基づき認可した。さらに、当行が認可する貸付又は保証ごとに、借入人及び当行は貸付契約又は保証契約を締結する。

当行の成文規則に基づき、貸付は、下記の法人に対して供与される。

当行の加盟国

当行の加盟国の保証のある当行の加盟国によって承認された法人

当行の加盟国が承認した法人。但し、管理委員会が、当該貸付が当行の成文規則に従って適切な保証によりカバーされていると認めた場合に限る。

当行は、原則として、市場金利に沿って通常貸付を行う。当行は、代理手数料を差し引き、当行が市場で獲得する利益を貸付の受益者に譲渡する。利用可能な資金の取扱いは、効率的かつ厳格に行われている。

貸付及び保証の申請は全て、当行加盟国の政府により欧州評議会及び当行に提出されるものとする。欧州評議会は、申請書及びその添付書類に記載されている目的事業につき、欧州評議会の政治的及び社会的な目的に合致しているか否かを確認する。同時に、当行の総裁は事業の専門的及び財政的な見地から報告書を作成する。欧州評議会による調査の結果、目的事業が上述の要件に合致していることが判明し、総裁が専門的及び財政的な見地から当該事業に満足した場合には、申請書は、欧州評議会の許容する旨の意見書及び総裁の報告書とともに、最終的な承認を得るために管理委員会に提出される。当行は、一般的に事業の総費用の50%までを融資することに同意している。

[次へ](#)

## f. 2019年における財務活動

### 財務ポートフォリオ

当行の貸借対照表の資産の部には、以下の1種類の金融ポートフォリオ及び3種類の有価証券ポートフォリオを含む4種類の財務ポートフォリオが計上されている。

- ・財務金融ポートフォリオは、1年満期までの短期私募債で構成される。

このポートフォリオの戦略的目的は、全ての必要な通貨の日々のキャッシュ・フローを管理することである。3ヶ月満期までの短期私募債は、購入時に、最低BBB+の格付を取得していなくてはならない。3ヶ月満期から1年満期までの短期私募債は、購入時に最低A-の格付を取得していなくてはならない。

2019年12月31日現在、かかるポートフォリオの短期私募債総額は、2,171百万ユーロであった。

- ・短期流動性有価証券ポートフォリオは、1年満期までの短期有価証券で構成される。

これらの有価証券は銀行預金の代替をなし、当行の短期流動性ポジションの強化において、財務金融ポートフォリオを補完する。

3ヶ月満期までの短期国債は、購入時に最低BBBの格付を取得していなくてはならず、3ヶ月満期から1年満期までの短期有価証券は、最低A-の格付を取得していなくてはならない。

2019年12月31日現在、かかるポートフォリオにおける短期有価証券総額は、1,966百万ユーロである。

- ・中期流動性有価証券ポートフォリオは、1年満期から15年満期までの投資有価証券で構成される。

かかるポートフォリオの戦略的目的は、満足のいく利回りを達成する一方で、当行の流動性ポジションを強化することである。

中期有価証券は、購入時に最低A+の格付を取得していなくてはならない。

2019年12月31日現在、かかるポートフォリオにおける有価証券総額は、2,007百万ユーロであった。

- ・長期流動性有価証券ポートフォリオは、1年満期から30年満期までの投資有価証券で構成される。

かかるポートフォリオの有価証券は、購入時に最低A+の格付を取得していることが要求される。

2019年12月31日現在、かかるポートフォリオにおける有価証券総額は1,883百万ユーロであった。

### デリバティブ

CEBの管理委員会が採用する金融及びリスク方針に従い、当行は貸付、投資及び資金調達取引から生じる市場リスクをヘッジすることを目的としてデリバティブを使用する。当行は、エンドユーザーとして、デリバティブをヘッジ目的のみに使用する。

2019年12月31日現在、当行が所有するヘッジ対象の種類別のデリバティブの内訳は、債券発行が64%、貸付が31%及び有価証券が5%であった。

これらの金融商品に特有のリスクを避けるため、当行は、厳格なリスク管理方針を実施しており、その原則の概略は、下記「(5)経理の状況」の注Bに記載されている。

信用リスクを制限するために、当行は、全てのスワップ取引相手方と担保契約を締結している。したがって、2019年12月31日現在、CEBのスワップ契約の全てに担保が付与されている。取得した担保



によって保証されない積極的市場価値の金額として計算される残余信用リスクは、最低限に抑えられている。

## 2019年の資金調達

### (a) 債券の発行

管理委員会が設定した年間借入承認に従い、CEBは、国際資本市場において債券を発行する。2019年において、当行は、満期が1年以上である3件の既発債の再発行を含む11件の資金調達活動において、総額4.5十億ユーロの借入を行った。この金額は、2018年の資金調達額(6件の既発債の再発行を含めた11件の資金調達活動によって構成される4.9十億ユーロ)をわずかに下回るものであった。2019年の資金調達活動は、以下の3つの主要な目標を達成した。

- 当行の貸付活動から生じる需要を満たすこと
- 当行の満期債務の返済を可能にすること
- 当行の流動性を管理委員会が定める水準に維持すること

活動資金を調達するのに必要な資金源を確保するために、当行は、継続して、広範な機関投資家を対象とした主要通貨建の指標銘柄に、特定の通貨での債券の発行又は投資家の特殊な需要に応えるために設計された特有のストラクチャーを組み合わせている。

2019年に当行が調達した資金の39.8%が米ドル建、38.9%がユーロ建、17.2%が英ポンド建、2.3%がノルウェー・クローネ建、1.2%が豪ドル建、そして0.7%がニュージーランド・ドル建であった。かかる取引により、当行は、投資家基盤を拡大すると同時に、調達した資金を受けて当行が活動する市場を多角化することができた。

米ドル建では、2件の銘柄が発行された。5年満期の1十億米ドル指標銘柄が2月に発行され、3年満期の1十億米ドル指標銘柄が9月に発行された。

ユーロ建では、3件の銘柄が発行された。250百万ユーロの2022年10月指標銘柄が1月に再発行され、10年満期の1十億ユーロ指標銘柄が1月に発行され、当行の第3回目となる7年満期の500百万ユーロのソーシャル・インクルージョン・ボンドが4月に発行された。

英ポンド建では、2件の銘柄が発行された。3年満期の600百万英ポンド指標銘柄が1月に発行され、100百万英ポンドの同銘柄が10月に再発行された。

これにより、2019年において、米ドル、ユーロ及び英ポンド市場は資金調達量の観点から最も重要な市場のうちの1つであった。

その他の通貨建では、4件の銘柄が発行された。10年満期の50百万豪ドル銘柄が1月に発行され、35百万豪ドルの同銘柄が5月に再発行され、5年満期の1十億ノルウェー・クローネ指標銘柄が2月に発行され、10年満期の54.5百万ニュージーランド・ドル銘柄が4月に発行された。

スワップを行った後、借入資金は全額ユーロ建となった。

2019年に実施された起債の満期の平均は、2018年と同様、5.7年であった。下表は、資金調達の詳細を原通貨建で示している。

### 2019年に発行された債券

| 払込日        | 満期日        | 通貨  | 期間    | 額面価値<br>(百万) | 主幹事会社  |
|------------|------------|-----|-------|--------------|--|
| 2019年1月17日 | 2022年3月17日 | GBP | 3.16年 | 600          | バンク・オブ・アメリカ(BoA)/香港上海銀行(HSBC)/トロント・ドミニオン証券(TD証券) |

|             |            |     |           |       |   |
|-------------|------------|-----|-----------|-------|---|
| 2019年1月22日  | 2023年5月25日 | EUR | 4.34年(*)  | 250   | ドイツ銀行(DB)/ラボバンク(Rabo)                                   |
| 2019年1月30日  | 2029年1月30日 | EUR | 10.00年    | 1,000 | BoA/クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CACIB)/HSBC/TD証券 |
| 2019年2月1日   | 2029年8月1日  | AUD | 10.50年    | 50    | 大和証券(Daiwa)/カナダ・ロイヤル銀行(RBC)                             |
| 2019年2月25日  | 2024年2月26日 | NOK | 5.00年     | 1,000 | TD証券  |
| 2019年2月27日  | 2024年2月27日 | USD | 5.00年     | 1,000 | バークレイズ(Barc)/シティバンク(Citi)/DB/ゴールドマン・サックス(GS)            |
| 2019年4月10日  | 2026年4月10日 | EUR | 7.00年     | 500   | BoA/CACIB/DZ銀行(DZ)/アイエヌジー(ING)                          |
| 2019年4月17日  | 2029年4月17日 | NZD | 10.00年    | 54.5  | Daiwa   |
| 2019年5月20日  | 2029年8月1日  | AUD | 10.20年(*) | 35    | Daiwa   |
| 2019年9月24日  | 2022年9月26日 | USD | 3.01年     | 1,000 | BNPパリバ(BNPP)/モルガン・スタンレー(MS)/野村証券(Nomura)/RBC            |
| 2019年10月15日 | 2022年3月17日 | GBP | 2.42年(*)  | 100   | BoA/ナットウェスト(NatWest)                                    |

(\*) 既発債の再発行

当行貸付金の借換を確保し、次期年度におけるキャッシュギャップを回避するために、2019年に借入プログラムに基づいて実施された起債のうち、2018年が72.4%であったのに比べ、57.1%が5年近くか又は5年以上の最終満期であった。

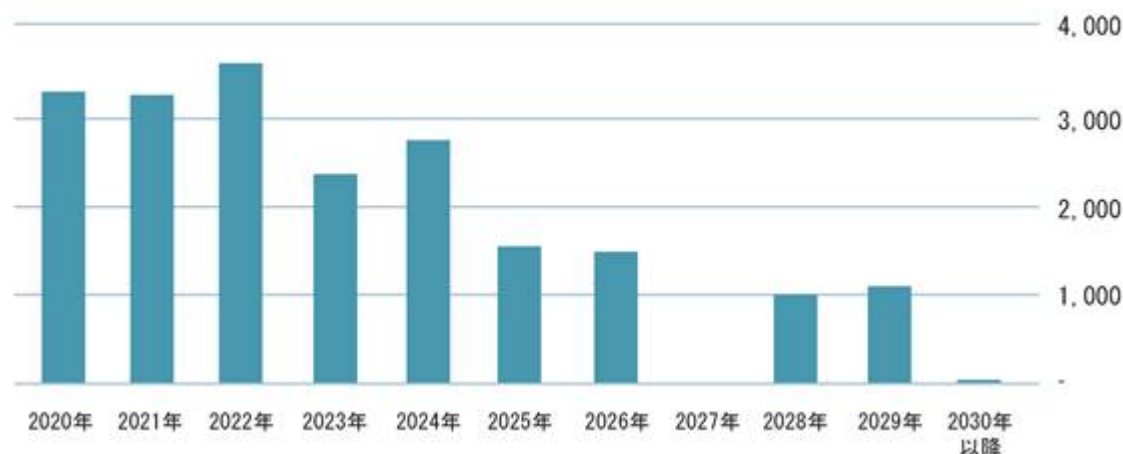
多通貨EMTNプログラムは、当行の発行の法的枠組みを金融市場の規制の変更に適応させるため、2018年12月に更新された。豪ドル及びニュージーランド・ドルMTN(オーストラリアのプログラム)は、2015年9月に最後に更新された。また、CEBのユーロ・コマーシャル・ペーパープログラムは、2017年12月に更新された。

#### (b) 債券の傾向

2019年12月31日現在、支払利息を除いた有価証券に表章される債券の未償還額は、20.5十億ユーロとなり、前年度末の18.9十億ユーロから増加した。

2019年、当行は、長期債の買戻し、期限前償還を一切行わなかった。満期ごとの債券の内訳は、下記図表のとおりである。

■ 2019年12月31日現在の満期別発行額  
 (単位: 百万ユーロ)



#### g. リスク管理

リスク管理の包括的な目標は、当行の業務の弾力性及び長期的な財政の持続性を確保し、さらにはCEBがその社会的使命を遂行できるようにすることである。投資主及び投資家に対する当行の信頼性を保つには、リスク管理の質も重要である。かかる信頼性のレベルは格付機関によって評価され、CEBのリスク特性の査定において必要な要素を表している。

##### リスク管理及び統制の枠組み

###### (a) 目的及び原則

リスク管理の主要な目的は、当行の長期的な財政の持続性及び業務の弾力性を確保し、さらにはCEBがその社会的使命を遂行できるようにすることである。当行は国際的にも最良の銀行慣行の実践に努め、業務分野全体で健全かつ慎重なリスク文化を促進している。

当行は、外部の監督には従わないものの、関連するEU銀行規制、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)及び国際的にも最良の銀行慣行の勧告をリスク管理の枠組みの基準として考慮している。

当行におけるリスク管理の基盤は、以下の原則に従って規定される。

- ・ 組織全体にわたる健全なリスク文化を発展及び促進する。
- ・ リスク特性の監視に対する戦略的決定手段としてのリスク選好を確立する。
- ・ 全ての関連する最良の銀行慣行の実施を目指す。
- ・ 当行の活動、商品、資金源及び取引に内在する全ての物質的リスクを継続的に特定、理解及び査定する。

(b) リスクの枠組み

包括的な手段として、リスク管理憲章は、当行におけるリスク管理ガバナンスの目的及び原則を明記し、リスクが常に効率的かつ統合的な方法で全てのCEBの商品及び活動において管理されることを保証している。また、リスク管理憲章は、リスク管理の枠組みを設定し、国際的な最良の慣行及び健全な要求の整合性並びにリスク・エクスポージャーの特定、査定、統合、報告、監視及び管理に係るリスク政策の実施の監督を保証している。

管理委員会が承認した財務及びリスク政策(FRP)は、信用リスク、金利リスク、外国為替リスク、流動性リスク及びオペレーショナルリスクのような、当行が通常の業務を遂行するにあたり直面する主なリスクを対象とする。かかる政策は、FRP「ガイドライン」及びFRP「ハンドブック」(FRPを業務詳細として置き換えている随時更新文章)において展開されており、信用リスク委員会に対して定期的に情報を公表している。さらに、リスク管理の枠組みは定期的に見直されている。

財務リスク部門は、主なリスクに対するCEBのエクスポージャー及び内部で定義される健全な枠組みの遵守について、管理委員会及び理事会に対して四半期ベースで報告している。

同様に、CEBの総裁年次財務報告書は、リスク管理の手順及び実施について明記している。かかる報告書は、外部のリスク報告に寄与し、18-K様式に従って米国証券取引委員会に提出される。

(c) リスク体制

リスク及び統制局(R&C)は、CEB内部におけるリスク管理の枠組みの実行について責任を負い、総裁に直接報告を行う他の運営局及び事業局から独立している。R&C内部の異なる部門は、特定のリスク分野(信用リスク、オペレーショナルリスク、市場リスク及び流動性リスク)に特化している。

総裁が議長を務める以下の意思決定委員会は、リスク管理の政策の制定及び監視について責任を負う。

- ・信用リスク委員会(CRC)は、週に1度開催され、内部の信用リスク評価と勧告に基づき、貸付及び資金エクスポージャーに関する与信決定を行う。
- ・資産及び負債委員会(ALCO)は、1ヶ月に1度(又は必要な場合はさらに頻繁に)開催され、金利、外国為替及び流動性リスクの将来的な予測に基づき、戦略的な志向及び意向を形成する。加えて、四半期に1度は特別ALCOが、資産及び負債管理並びに資金調達に関する課題に対処する。
- ・オペレーショナルリスク及び組織委員会(CORO)は、オペレーショナルリスクに関する課題を半年に1度検討し、これらのリスクを軽減、監視及び規制するための方法が採られていることを確認する。

(d) 統制機関

内部監査は、CEBの内部統制システム及びリスク・ガバナンスにおける常設の独立した機能である。既存の政策、手続及びベストプラクティスに従って事業、運営業務及びパフォーマンスが効率的に行われ、管理されていることについて独立的かつ客観的な保証を提供する。さらに、CEBの運営に関して、将来的な改善の提案も行う。

最高コンプライアンス責任者事務局(OCCO)は、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与、脱税のリスク並びに誠実性、汚職問題及び詐欺問題への対処を課せられている。OCCOは、当行の金融及びローン事業における誠実性を保護し、風評リスクを防ぎ、企業理念の規範を促進している。

最高情報セキュリティ責任者(CISO)は、情報及び情報技術(IT)リスクの軽減のため、CEB全体のセキュリティの枠組みの設計及び手続の開発を行うことにより、当行のセキュリティポリシーを設定する。

監査委員会は、優れた財務管理の方針、当行の収支決算の検査及びその正確性の確認に基づいた当行の運営を保証することに責任を負う。理事会によって加盟国から交代で選任される任期3年の代表者3名(退任者はアドバイザーとして引き続き任期1年で留任する。)で構成される。監査委員会の報告書は、その抜粋が財務書類に添付される他、年次財務書類が承認のため提出される際に、当行の監督機関に提出される。

外部監査人は、外部報告に関し、当行の財務書類のIFAC専門監査基準に従った監査並びに内部統制及びリスク管理のプロセスの審査を行う責任を負う。外部監査人は、意見書を含む多くの報告書を作成する。監査委員会の意見及び管理委員会の推薦に基づき、入札手続の後に、理事会により任期4年で任命され、また任期は3年に1度更新することができる。

さらに、当行は国際格付機関であるスタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズ及びフィッチ・レーティングスによる評価を受ける。これらの格付機関は、当行の財務状況及び長期的な信頼性を毎年詳細に分析し、年間の格付を付与する。

その優れた格付(フィッチ・レーティングスのAA+(ポジティブ)、スタンダード・アンド・プアーズのAAA(安定的)及びムーディーズのAa1)により、当行は優位な立場で資金を調達し、その結果、借入人が社会事業の資金調達のために行う貸付の費用を著しく減らすことができる。

## 信用リスク

信用リスクは、銀行借入人又は取引相手方が合意した条件に従ってその義務を履行しないことにより生じる潜在的な損失と定義される。

当行は、借入人及び財務上の取引相手方が契約上の義務について債務不履行となる可能性があるか、又は当行の投資の価値が損なわれる可能性があるため、融資活動及び財務活動の両方において信用リスクにさらされている。また、当行の資本又は貸倒損失に係る引当金に対して悪影響を及ぼす可能性がある格付の引下げにより、信用リスクが生じることがある。決済リスク及び未決済リスクもまた、信用リスクに含まれる。同様に、担保リスクも信用リスクの一部とされる(担保は、本質的には信用リスクを軽減させる手段である。)。概して、信用リスクとは、融資先又は取引の信用エクスポージャーの値と信用の質の関数である。

リスク管理(RM)は、質的及び量的要因に基づいて信用リスク評価を行い、新たな取引に対して内部格付を付与する。さらに、RMは融資先の信用の質を考慮してリスク条件及び対策を決定し、信用制限を定める。最終的に、RMは全ての取引相手方の内部格付を毎年見直す。

## 市場リスク

市場リスクは、金利又は為替の不利な変動の結果生じる損失のリスクと定義される。CEBIは、金利リスク及び外国為替リスクを最小限に抑えるため、これらのリスクをヘッジしている。

金利リスク：当行は、全ての市場環境において当行の財務の健全性及び収益性を維持すると同時に、貸借対照表の構造の最適化、リスク選好に沿った正味金利収入の安定及び増加並びに市場機会からの利益の獲得を目指し、貸借対照表全体にわたるその金利リスク状況を管理している。CEBの戦略は、持続可能な収益特性を維持すること、及び当行の経済価値の変動性を制限することである。当行は、ヘッジ目的に限りデリバティブ商品を使用し、可能な場合にはナチュラルヘッジを行う。当行は、金利リスクに対する耐性が安定的かつ包括的なリスク指標に置き換えられ、適切な制限によって支えられることを保証する。

為替リスク：当行は、外国為替リスクを最小限に抑えること、及び非常に限定的な外国通貨のオープン・ポジションを保つことを目指している。ユーロ以外の通貨損益から生じる残存リスクは、毎日

測定され、一連の基準値及び制限を通じて管理される。正味オープン・ポジションは1通貨につき1百万ユーロ相当に制限されている。

#### 流動性リスク

流動性リスクは、期限が到来した支払義務を適時に履行できないこと又は持続可能な費用による履行が不可能であることに起因して損失が発生するリスクと定義される。流動性管理は、市場動向にかかわらず財務の弾力性を保護するための重要な役割を果たす。

当行は、市場において資金調達を行うことなく市場混乱の時期に耐えることができる十分な流動性を維持することにより、慎重なアプローチを採用する。CEBIは、流動性リスクを流動性ギャップの指標(流動性曲線)を通じて測定しており、進行中の業務運営から生じることが予測される純支払額を、新たな資金調達又は資産売却のために市場へアクセスすることなく支払うことができる期間である「自給期間」を特定することにより、当行は、その短期流動性を管理する。

さらに、当行は、中期の指標を設定し、また、厳しい財務状況において当行の需要を満たすために十分な流動性を確保できるよう、流動性準備金又はバッファーを保持する。当行の流動性バッファーは、高い市場価値と信用性を有する流動性の高い資産を多く含んでいる。

#### オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクは、法的リスクを含む不適切若しくは破綻した内部プロセス、人員及びシステム又は外部的事象の発生を原因とする潜在的損失と定義される。さらに、CEBIは、その事業に関連する風評リスクを考慮する。

オペレーショナルリスク部門は、所定の方法を基に日々のオペレーショナルリスク管理を調整する。リスク軽減手段及び実行計画は実施され、専用のITツールを使用して集中的に監視される。

恒久的な内部統制の枠組みは、各業務分野における内部統制がその設計及び有効性の点で常に適切であることを保証している。

全ての業務プロセスは、業務分野との共同により、詳しい手続及び管理マップを維持するためにモデル化されている。

オペレーショナルリスク管理政策は、オペレーショナルリスクの特定、評価、管理及び報告に係る方法を成文化する。これは、CEB全体における有効かつ整合的な管理を確保するための健全な実務について定めている。加えて、事業継続計画(BCP)は、当行の事業活動の混乱に対するヘッジを行う。

バーゼル委員会の提案に従い、CEBIは、当行の健全性資本に対するオペレーショナルリスクの資本費用の算出に際して基礎的指標手法を採用している。

#### h. ガバナンス及び人事

##### コンプライアンス

最高コンプライアンス責任者事務局(OCCO)は、コンプライアンス違反のリスクを管理し、当行を財務損失及び評判損失から守る。OCCOは、マネーロンダリング防止、テロの資金供与の阻止及び有害な税慣行の防止並びに高水準の誠実性、倫理、不正及び腐敗防止に対するCEBのコミットメントが当行のプロジェクト・サイクルの全ての段階に組み込まれることを確保する。個人データ保護及び情報セキュリティは、CEBにおけるOCCOの責務の大部分を占めており、最高情報セキュリティ責任者(CISO)により管理されている。

過去1年にわたり、OCCOの活動は、CEBの事業量及び数字と同様の成長となり、取引相手方の事前のインテグリティ・デュー・ディリジェンス後に意思決定機関に参加した。同時に、OCCOは、関連す

る方針及びガイドラインを作成、検討及び更新し、EUの柱の評価及び個人データ保護のリスク・マッピングなどの銀行レベルの事業を調整し、その他の局及び部門にいくつかの内部方針及び規則の修正に関する情報を提供する。さらに、OCCOの実績及び忍耐は、同産業部門の他社に評価され、認められており、CEBの最高コンプライアンス責任者が民間セクター、IFI及びSMEのカテゴリーの「2019年最高コンプライアンス責任者」を受賞した際により広く評価された。

2019年、OCCOは、当行の内部規制枠組みを改良して維持し、特にコンプライアンス違反の/非協力的な国や地域に対するCEBの政策並びにインテグリティ・デュー・ディリジェンスのガイドライン及び手続などのコンプライアンスに関連する内部プロセスを強化した。

これに加えて、コンプライアンスは、EU資金調達、受益者の情報公開及びデータ保護へのアクセスからの除外に関する柱のための「EUの柱の評価」に対し、CEBの準備を任されたワーキング・グループを上手く誘導した。

OCCOは、最新の個人データ保護の規制枠組みを実施するにあたり、CEBのピア・グループとの提携に沿って、個人情報を選択して正しく処理するために図上演習データの開発及び最新、最適な国際的慣行と連携した詳細な措置計画に乗り出した。

倫理及びコンプライアンス分野における外部との協力及び協調の拡大にあたり、CEBは、より広くコンプライアンス及び倫理についての交換のためのフォーラムの場を提供する倫理ネットワーク国際機関(ENMO)の一員となった。

CEBのピア及び多くの国際的組織/民間企業と連携して、CEBは年に1回の社内の対話集会を企画した。これは、「職場の誠実性文化の促進」に焦点を当て、総裁による「経営トップの姿勢」で2019年国際腐敗防止デーが特徴づけられ、CEBが品位及び誠実性を促進して不正と闘う決定を反映している。OCCOは、コンプライアンス連絡官を対象とした年に1回の講習会及び新しいCEBの職員の研修クラスを通じて、2019年コンプライアンスのベストプラクティスに従って職員を引き続き教育した。

## 内部監査

内部監査局(IA)は、CEBの内部統制システムにおける、常設の独立した上位の機能である。IAは、総裁及びCEBの統制機関に対し、事業及び運営が効率的に行われ、管理されていることを保証する。

内部監査憲章は、IA機能の目的、地位及び権限について明記している。IAは、IAによる検証が独立的かつ客観的に行われていることを保証するため、当行のいかなる運営活動にも関与しない。

IAは、CEBの活動が、既存の政策、手続及びベストプラクティスに沿って行われているか検証し、またそれらの関連リスクを評価する。さらに、改善方法に関する提案も行う。

監査の任務は、数ヶ年のリスクに基づき定期的に作成される監査計画に基づいた年次活動計画に従って行われる。

## 評価

評価局(EVO)は、当行の業務、イニシアチブ及び商品に対する厳格で客観的な評価を請け負うことにより、CEBの知識及び説明責任のニーズを果たす任務を負っている。設立以降、EVOは最高基準の職業上の誠実性及び独立性とともに、かかる任務を果たすために尽力し続けている。

2019年の主要な評価業務は、司法基盤の事業レベルでの評価並びに企業レベルでの移民及び難民基金(MRF)の評価から成る。刑務所施設の事業は、CEBが2005年に司法施設の資金調達を始めてからかかる部門において最初に完了した事業である。かかる評価の完了により、CEBが唯一の国際金融機関とされる部門の事業について、当行に有用な独自の洞察が備わった。MRFの評価は、CEBの歴史の中で初めて企業レベルの評価が行われたものである。

これは、徹底した制度分析及び現地調査が行われた6つの事例研究により補完された大規模なポートフォリオの監査の周辺で構築された。かかる評価は、CEBが将来、同様の助成金専用の施設を設置すること、又はより一般的に、助成金の管理及び移民関連の問題への取り組みを強化することを決定した場合に、考慮するべき一連の教訓及び推奨事項を定めている。

また、EVOは、年間を通じて知識管理への取り組みを改善した。EVOのコミュニケーションのツールボックスには、関連する知識の共有プラットフォームにCEB固有の経験を生かすための新商品が追加された。並行して、EVOは、専門職協会及び国際的組織が企画する、当行の認知度への寄与及び社会開発目標の達成における加盟国の支援に取り組む組織としての当行のイメージの強化を目的としたイベントに参加した。

#### 企業の社会的責任(CSR)

唯一の社会的責務を負うヨーロッパの開発銀行として、CEBは企業の社会的責任(CSR)、さらに広く見れば、持続可能性を自身の業務及び事業融資の中核に自然と取り入れている。

実際では、気候変動などの環境問題への取り組みに積極的に貢献しながら、当行自身の環境フットプリントを最小化し、従業員の取り組みを高め、CEBが出資を提供している事業により、欧州での人々の生活状況の改善を確保している。

全ての当行の局及び関連する部門は、企業責任者及び研究部長並びにCSR責任者の協調の下、当行内のCSRに対応するネットワークを表している。これに対応する者は定期的に集まり、持続可能性に関連する全てのテーマについて議論する。

当行のパフォーマンスは、ESG(環境、社会、ガバナンス)評価機関により定期的に評価及び測定される。

2018年に、評価機関大手のISS-ESGが当行の企業の社会的責任のパフォーマンスを包括的に見直した後、CEBはB-の格付を獲得し、「Prime」の評価を受けた。

2019年に、サステナリティクスはCEBの評価を見直し、当行に対して「Outperformer」の評価を行った。別の有名な非金融評価機関であるMSCI ESGは、CEBにAAの格付を割り当て「Leader」の評価を行った。

#### (a) 持続可能な開発目標(SDGs)への重点的な取り組み

2020年から2022年に係る開発計画は、CEBが持続可能な開発目標(SDG)での課題を実現するために、加盟国を支援できる枠組みを目指している。戦略的レベルでは、CEBは当行の責務及び3つの活動路線に最も近い一連の10の主要なSDGsを優先する。当行のこれらの優先事項に対する貢献は、以下の3つのグループに分類される。

- ・ CEBの社会的責務の中核と関係する問題：特に、社会的弱者のグループに焦点を当てた社会的統合及び包括性の促進。これは、2つの広い目標、すなわち、SDG 1 (貧困をなくそう)及びSDG10 (人や国の不平等をなくそう)と一致している。
- ・ 分野横断的な問題：すなわちSDG 5 (ジェンダー平等を実現しよう)及びSDG13(気候変動に具体的な対策を)がCEBの全事業で審査されている。
- ・ 社会的観点：以下の6つのSDGsが包括的及び持続的成長の促進と特に共鳴している：SDG 3 (すべての人に健康と福祉を)、SDG 4 (質の高い教育をみんなに)、SDG 6 (安全な水とトイレを世界中に)、SDG 8 (働きがいも経済成長も)、SDG11(住み続けられるまちづくりを)及びSDG16(平和と公正をすべての人に)。



CEBの社会的及び環境上持続可能な開発への全体的な貢献は、グローバル・レポート・イニシアティブ指標(GRI)などの2019年のCSR報告書に反映されている。

## 人事

### (a) 従業員

CEBは、206名の正職員を雇用しており、そのうち46%が男性、54%が女性である。かかる正職員のうち、143名は専門職員(45%が女性、55%が男性)、63名が補助職員(75%が女性、25%が男性)である。CEBの職員の平均年齢は48歳であり、平均の在職期間は11年である。

改善され、そして合理化されたCEBの採用プロセスを通じて、2019年に当行は14名の新たな職員を雇用した。うち7名が女性(5名は専門職レベル、2名はサポートレベル)、7名が男性(うち1名は管理職レベル、3名が専門職レベル、3名はサポートレベル)である。

当該職員の高い専門知識は、金融、経済及びリスク管理という伝統的な銀行分野に留まらず、土木工学、教育、住宅及びプロジェクト管理といった範囲にまで及んでおり、当行は、かかる専門知識に継続して信頼を寄せている。

### (b) ジェンダー戦略及びプログラム

数年間にわたって、当行は、国際的な組織として改訂欧州社会憲章に規定された権利及び原則の奨励に努めながら、多様性及び結束のある文化を発展させてきた。したがって、職員は直接的又は間接的な差別、特に人種、民族、社会的出身、皮膚の色、国籍、障がい、年齢、結婚歴又は家族状況、性別又は性的指向及び政治的、哲学又は宗教的意見を理由とした差別を受けず、平等な待遇を受ける権利を有する。

さらに、2018年1月から、CEBはジェンダー平等戦略を実施したが、これは同一賃金、採用及び昇進の機会、リーダーシップ育成並びにフレックスタイム制などの重要な分野に対する考え方を調べる従業員への調査に依拠している。

ジェンダーに配慮した経営文化を促進する一環として、2019年に指導プログラムが開始され、かかるプログラムにおいて12名の女性(B6からA3までの階級)と9名の指導者(女性3名、男性6名のA4からA6までの階級)がペアで分けられた。

ジェンダーの平等及び多様性戦略の原則は、CEBの内部方針及びプロセス、特に選任及び訓練方針の規則の主流となっているだけでなく、CEBのインターンシップ・プログラムで対外的に伝えられる。

パフォーマンス管理ガイドラインを通じて、査定官は、女性及び男性の貢献を公平に評価して報酬を与える環境を推進し、ジェンダーの多様性の手本として活動することを奨励されている。

さらに、ジェンダーの平等及び多様性イニシアティブの有効性を測定する指標が使用され、管理委員会に伝えられている。

最後に、ジェンダー平等ワーキング・グループは、様々なチーム及び年功レベルを代表する職員から構成され、CEBに機会の平等に関する質問及び将来のイニシアティブを提案するフォーラムの場を提供する。

### (c) EDGE認証

CEBは、自身の男女数の均等及びジェンダー平等の立場、また自身の措置計画に重点を置く必要がある状況を理解するために、人事部門は、国際的な評価方法の実施及びジェンダー平等の3段階

の認証基準を通じてEDGEに協力した。したがって、2019年に、CEBIは、EDGE認証の第1レベルを獲得し、2020年に第2レベルへの到達を目標としている。

(d) 職員の福祉プログラム

CEBIは、職員に定期的な医療訪問、在宅勤務、フレックスタイム制、建物内のカフェテリア及びジムの利用を提供している。2019年、職員の福祉を向上させるため、人事部門は、任意のインフルエンザ予防接種のキャンペーン、全職員に対する心理社会的リスク防止についてのセミナー、管理職のための仕事における福祉の環境整備に関する研修を計画した。さらに、6月に総裁により企画されたCEBデーなどの全職員を集める職員の社会的イベントに加えて、今年度、初めて企業向けサービス局が12月にファミリーデーを企画した。

i. 本邦との関係

当行は、今日に至るまで20年超にわたり、日本の金融市場において安定した活動を行ってきた。

## (5) 【経理の状況】

以下に掲げる財務書類は、KPMGオーディット(フランスにおける独立監査人)により監査されている。KPMGオーディットは、当該財務書類は、欧州連合により採用されるIFRS基準に従って、2019年12月31日現在の当行の財務状況並びに同年の財務成績及びキャッシュ・フローを、全ての重要な点において適正に表示しているとの意見を述べている。

欧州連合によって採用されたIFRS基準に従って作成された財務書類

当行の目的

当行の主たる目的は、難民の移動や他の強制的な人口移動の結果、難民、避難民又は移民が存在することになったこと、及び自然災害や環境災害の被害者が存在することになったことを受けて、欧州諸国が直面している、又は直面するかもしれない社会問題の解決を支援することである。

当行が寄与している投資事業は、これらの人々をその滞在国において援助すること、又は帰国する条件が整った時にこれらの人々を祖国へ帰還させること若しくは可能な場合は受入国へ移住させることを目的とする。これらの事業は、当行の加盟国に承認されなければならない。

当行は、さらに、貧しい地域での雇用創出、低所得層のための住宅提供又は社会的インフラストラクチャーの創設を可能にするため、当行の加盟国により承認された投資事業の実現に寄与する。

(定款第2条)

活動分野

欧州評議会開発銀行(CEB又は当行)は、社会的一体性の利益になるよう、社会的志向の投資事業の実行に寄与している。当行は、管理委員会の決議第1611号(2019)に従い、以下の3つの主要な分野別活動路線を通じてこれを実行している。

- ・ **包括的な成長**：全ての人々にとっての豊かな未来を確保するため、経済的機会へのアクセスを保証する取組み
- ・ **社会的弱者グループへの支援**：より多様な社会を育てるため、社会的に最も弱い立場にある市民の統合を支援
- ・ **環境維持**：環境維持を促進し、気候変動を緩和し適応する住みやすい社会を支援

プロジェクトは、上記の分野別活動路線の1つ又は複数に該当する可能性がある。これらの分野別活動路線は、難民、移民、避難民その他社会的弱者グループに対する援助、低所得者層のための住宅の供給、都市部及び地方の生活水準の改善、自然災害又は環境災害、環境保護、歴史的及び文化的な遺産の保護及び復旧、保健、教育及び職業訓練、行政及び司法のインフラストラクチャー、並びに自立可能な雇用の創出及び維持のためのMSMEの支援の活動分野において、CEBの明確な社会的使命及び当行の全ての活動の基礎となる発展論理の両方を反映したものになっている。

会計基準

CEBは、2019年1月1日より、ヘッジ会計(マイクロヘッジ)に関する会計基準IFRS第9号「金融商品」のフェーズ3及びIFRS第16号「リース」を適用している。IFRS第9号のフェーズ1(「金融商品の分類及び測定」)及びフェーズ2(「金融商品、融資約定及び一定の保証金の信用リスクの減損」)は、当行において2018年1月1日より適用されている。

下記の貸借対照表は、注Bに詳細が記載のIFRS第9号フェーズ3の初回適用による影響を考慮して、2019年1月1日現在の比較データを含む。

## 貸借対照表

(単位：千ユーロ)

|                       | 注記 | 2019年12月31日       | 2019年1月1日(*)      | 2018年12月31日       |
|-----------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|
| <b>資 産</b>            |    |                   |                   |                   |
| 現金及び中央銀行における残高        |    | 677,861           | 450,113           | 450,113           |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融商品   | D  | 313,302           | 256,852           | 256,852           |
| ヘッジ・デリバティブ金融商品        | D  | 838,246           | 710,648           | 710,648           |
| 株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産 | H  | 4,117,841         | 4,099,228         | 4,099,228         |
| <b>償却原価での金融資産</b>     |    |                   |                   |                   |
| 貸付金                   | H  | 15,807,267        | 14,882,674        | 14,882,657        |
| 前渡金                   |    | 2,169,183         | 1,379,693         | 1,379,693         |
| 負債証券                  |    | 1,977,538         | 2,138,720         | 2,138,720         |
| 有形資産及び無形資産            | I  | 57,824            | 55,572            | 55,572            |
| その他資産                 | J  | 182,729           | 374,506           | 374,506           |
| <b>資産合計</b>           |    | <b>26,141,791</b> | <b>24,348,006</b> | <b>24,347,989</b> |
| <b>負債及び株主資本</b>       |    |                   |                   |                   |
| <b>負 債</b>            |    |                   |                   |                   |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融商品   | D  | 187,340           | 435,279           | 435,279           |
| ヘッジ・デリバティブ金融商品        | D  | 531,460           | 442,831           | 442,831           |
| <b>償却原価での金融負債</b>     |    |                   |                   |                   |
| 信用機関及び顧客に対する負債額       | K  | 153,940           | 184,266           | 184,266           |
| 発行済負債証券               |    | 21,228,068        | 19,533,779        | 19,556,765        |
| その他負債                 | J  | 583,134           | 395,904           | 395,904           |
| 社会配当金勘定               | L  | 48,544            | 52,178            | 52,178            |
| 引当金                   | M  | 320,501           | 257,605           | 257,605           |
| <b>負債合計</b>           |    | <b>23,052,987</b> | <b>21,301,842</b> | <b>21,324,828</b> |
| <b>株主資本</b>           |    |                   |                   |                   |
| <b>資本金</b>            |    |                   |                   |                   |
| 引受済資本金                | N  | 5,472,219         | 5,472,219         | 5,472,219         |
| 未払込資本金                |    | (4,859,802)       | (4,859,802)       | (4,859,802)       |
| 払込請求済資本金              |    | 612,417           | 612,417           | 612,417           |
| 一般準備金                 |    | 2,456,101         | 2,358,647         | 2,352,515         |
| 処分予定利益                |    |                   | 97,453            |                   |
| 当期純利益                 |    | 104,685           |                   | 97,453            |
| 資本金、一般準備金及び当期純利益合計    |    | 3,173,203         | 3,068,517         | 3,062,385         |
| 株主資本に直接認識された損益        |    | (84,399)          | (22,353)          | (39,224)          |
| <b>株主資本合計</b>         |    | <b>3,088,804</b>  | <b>3,046,164</b>  | <b>3,023,161</b>  |
| <b>負債及び株主資本合計</b>     |    | <b>26,141,791</b> | <b>24,348,006</b> | <b>24,347,989</b> |

(\*) IFRS第9号フェーズ3の初回適用による影響に関して調整された数値(注B参照)

損益計算書

(単位：千ユーロ)

|                             | 注記 | 2019年    | 2018年    |
|-----------------------------|----|----------|----------|
| 利息及び類似の収入                   |    |          |          |
| 株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産       |    | 40       | (3,538)  |
| 償却原価での貸付金及び前渡金              |    | 71,827   | 59,828   |
| 償却原価での負債証券                  |    | 62,432   | 64,937   |
| 利息費用及び類似の手数料                |    |          |          |
| 償却原価での信用機関及び顧客に対する負債額       |    | 2,233    | 1,193    |
| 償却原価での発行済負債証券               |    | 25,215   | 32,292   |
| その他利息費用及び類似の手数料             |    | (5,158)  | (5,376)  |
| 金利差益                        | 0  | 156,589  | 149,336  |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益   | Q  | 665      | (237)    |
| 株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産からの純利益 |    | 47       | 398      |
| 手数料(収入)                     |    | 1,242    | 4,120    |
| 手数料(費用)                     |    | (2,010)  | (2,382)  |
| 銀行業務純益                      |    | 156,533  | 151,235  |
| 一般営業費用                      | R  | (49,027) | (47,118) |
| 有形資産及び無形資産の減価償却費            | I  | (4,786)  | (3,845)  |
| 総営業収入                       |    | 102,720  | 100,272  |
| リスク費用                       | S  | 1,965    | (2,819)  |
| 純利益                         |    | 104,685  | 97,453   |

包括利益計算書

(単位：千ユーロ)

|                            | 2019年    | 2018年    |
|----------------------------|----------|----------|
| 純利益                        | 104,685  | 97,453   |
| 損益計算書に再分類される可能性のある項目       | (11,941) | (20,799) |
| 株主資本を通じて公正価値で測定する負債証券の価格変動 | (1,148)  | (20,098) |
| ヘッジ・デリバティブ金融商品の価格変動        | (10,793) | (701)    |
| 損益計算書に再分類されない項目            | (50,105) | (6,262)  |
| 年金計画関連の保険数理計算上の差異          | (42,523) | (5,518)  |
| その他の退職年金関連の保険数理計算上の差異      | (7,774)  | (714)    |
| 資本性金融商品の価格変動               | 192      | (30)     |
| 包括利益のその他の要素合計              | (62,046) | (27,061) |
| 包括利益                       | 42,639   | 70,392   |

株主資本勘定変動報告書

(単位：千ユーロ)

|   | 資本金及び準備金     |             |           | 株主資本に直接認識された損益                            |                            |                        |                 |          | 株主資本<br>合計 |
|---|--------------|-------------|-----------|---|----------------------------|------------------------|-----------------|----------|------------|
|   | 払込請求済<br>資本金 | 準備金<br>及び実績 | 合計        | 株主資本<br>を通じて<br>公正価値<br>で測定す<br>る負債<br>証券 | ヘッジ・<br>デリバ<br>ティブ<br>金融商品 | 保険<br>数理<br>計算上の<br>差異 | 資本性<br>金融<br>商品 | 合計       |            |
| 2018年1月1日<br>現在の株主資本                                    | 612,417      | 2,352,515   | 2,964,932 | 50,458                                    |                            | (62,621)               |                 | (12,163) | 2,952,769  |
| 2018会計年度の<br>利益   |              | 97,453      | 97,453    |   |                            |                        |                 |          | 97,453     |
| 株主資本に直接<br>認識された資産<br>及び負債の価格<br>変動                     |              |             |           | (20,098)                                  | (701)                      | (6,232)                | (30)            | (27,061) | (27,061)   |
| 2018年12月31日<br>現在の株主資本                                  | 612,417      | 2,449,968   | 3,062,385 | 30,360                                    | (701)                      | (68,853)               | (30)            | (39,224) | 3,023,161  |
| 資本性金融商品<br>の再分類<br>IFRS第9号<br>フェーズ3の<br>適用による影響<br>(注B) |              | 6,132       | 6,132     | (459)                                     | 19,523                     |                        | 459             | 16,871   | 23,003     |
| 2019年1月1日<br>現在の株主資本                                    | 612,417      | 2,456,100   | 3,068,517 | 27,249                                    | 18,822                     | (68,853)               | 429             | (22,353) | 3,046,164  |
| 2019会計年度の<br>利益   |              | 104,685     | 104,685   |   |                            |                        |                 |          | 104,685    |
| 株主資本に直接<br>認識された資産<br>及び負債の価格<br>変動                     |              |             |           | (1,148)                                   | (10,793)                   | (50,297)               | 192             | (62,046) | (62,046)   |
| 2019年12月31日<br>現在の株主資本                                  | 612,417      | 2,560,786   | 3,173,203 | 26,101                                    | 8,029                      | (119,150)              | 621             | (84,399) | 3,088,804  |

## キャッシュ・フロー計算書

(単位：千ユーロ)

| 12月31日に終了した年度                        | 2019年       | 2018年        |
|--------------------------------------|-------------|--------------|
| 当期利益                                 | 104,685     | 97,453       |
| +/-有形資産及び無形資産の減価償却費積立                | 4,786       | 3,845        |
| +/-減損引当金                             | (1,972)     | 2,833        |
| +/-投資活動による純損益                        | 17,707      | 20,550       |
| +/-未収の受取利息の変動                        | 16,665      | (16,843)     |
| +/-未収の支払利息の変動                        | (64,017)    | 19,316       |
| +/-その他の変動                            | 12,273      | 12,836       |
| 業績に含まれる非通貨項目の合計                      | (14,558)    | 42,538       |
| +信用機関及び顧客への営業に関連するキャッシュ・フロー          | 2,457,279   | 2,749,557    |
| -信用機関及び顧客への営業に関連するキャッシュ・フロー          | (3,177,668) | (3,202,862)  |
| +金融資産又は金融負債に影響するその他の営業に関連するキャッシュ・フロー | 5,788,488   | 7,512,879    |
| -金融資産又は金融負債に影響するその他の営業に関連するキャッシュ・フロー | (5,518,097) | (7,946,699)  |
| +/-非金融資産又は非金融負債に影響する営業に関連するキャッシュ・フロー | 2,266       | (16,070)     |
| 営業活動の結果による資産及び負債の純キャッシュ・フロー          | (447,732)   | (903,194)    |
| 営業活動による純キャッシュ・フロー合計(a)               | (357,606)   | (763,202)    |
| +償却原価での負債証券に関連するキャッシュ・フロー            | 150,000     | 48,600       |
| -償却原価での負債証券に関連するキャッシュ・フロー            |             |              |
| +/-有形資産及び無形資産に関連するキャッシュ・フロー          | (7,108)     | (6,501)      |
| 投資活動による純キャッシュ・フロー合計(b)               | 142,892     | 42,099       |
| +/-加盟国からの/へのキャッシュ・フロー                | (2,320)     | (1,719)      |
| +償却原価での発行済負債証券によるキャッシュ・フロー           | 10,597,526  | 12,226,594   |
| -償却原価での発行済負債証券によるキャッシュ・フロー           | (9,263,466) | (11,857,395) |
| 財務活動による純キャッシュ・フロー合計(c)               | 1,331,741   | 367,481      |
| 現金及び現金同等物における外国為替レート変動の影響(d)         | 7,166       | 133          |
| 現金及び現金同等物における純増加/(減少)(a)+(b)+(c)+(d) | 1,124,193   | (353,490)    |
| 期首における現金及び現金同等物                      | 1,425,892   | 1,779,382    |
| 現金及び中央銀行における残高                       | 450,181     | 539,482      |
| 信用機関の要求に応じた支払可能な前渡金及び定期預金            | 975,711     | 1,239,900    |
| 期末における現金及び現金同等物                      | 2,550,085   | 1,425,892    |
| 現金及び中央銀行における残高                       | 677,948     | 450,181      |
| 信用機関の要求に応じた支払可能な前渡金及び定期預金            | 1,872,137   | 975,711      |
| 現金及び現金同等物の変動                         | 1,124,193   | (353,490)    |

## 財務書類に対する注記

注A：当行によって適用される主要な会計方法の概要

### 1. 会計基準

#### 適用される会計基準

当行の個別の計算書類は、欧州連合によって採用された国際財務報告基準(IFRS)に従って作成されている。

2018年1月1日現在、当行はIFRS第9号「金融商品」を適用している。IFRS第9号は、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」を置換するものである。これは、金融商品の分類及び測定(フェーズ1)、金融商品、融資約定及び一定の保証金の信用リスクの減損(フェーズ2)並びに一般ヘッジ会計又はマイクロヘッジ(フェーズ3)について、新たな原則を規定している。

但し、2018年会計年度においては、当行はIAS第39号に基づくヘッジ会計原則を維持するために当該基準が提供したオプションを選択していたため、ヘッジ会計(マイクロヘッジ)に関するIFRS第9号の原則は、2019年1月1日現在において初回適用された。

IFRS第9号のフェーズ3の目的は、ヘッジ会計の基礎の一部を変更することにより、企業のリスク管理活動と財務書類とをうまく連携させることである。

第一に、IFRS第9号のフェーズ3は、ヘッジ関係のヘッジ費用を特定し、それを資本に個別に計上する。IAS第39号に基づき、オプションの時価、フォワードポイント及び通貨ベーススプレッドで表示されるヘッジ費用は、損益計算書に計上される。

CEBにとってこれらの変動は、ヘッジ対象が以下のヘッジ商品に指定されるヘッジ関係に主な影響を及ぼした。

- 公正価値ヘッジに指定された固定/変動通貨スワップ
- キャッシュ・フロー・ヘッジに指定された変動/変動通貨スワップ

第二に、IFRS第9号は、ヘッジ関係の有効性を証明する基準を以下のとおり変更した。

- 80%から125%の範囲内におけるヘッジ対象の公正価値の変動及びヘッジ商品の公正価値の変動の相関関係に係るIAS第39号の要件は必須ではなくなる。
- IFRS第9号は、ヘッジ関係が有効性の基準を満たすか否かの査定に係る特定の方法を規定しないが、以下の場合に限り質的及び量的な有効性テストを認める。
  - ・ヘッジ対象及びヘッジ商品との間で経済関係が存在する場合
  - ・信用リスクが経済関係に起因する価値変動に影響を及ぼさない場合
  - ・ヘッジ関係が実証済リスク管理戦略と整合し続ける場合

2019年1月1日現在、当行はまた、IFRS第16号「リース」も適用している。この基準は、IAS第17号「リース」を置換するものであり、借手におけるリースの会計上の処理を修正するものである。基準の範囲内の全てのリースは、借手の貸借対照表において認識されなくてはならない。

契約期間中にリースされた資産の使用権を表した金額は有形資産として認識され、リース負債に相当する金額は負債として認識される。

損益計算書において、使用権は契約の全期間にわたって減価償却され、利息費用はリース負債と認識される。

#### 表示通貨

財務書類の表示通貨はユーロである。財務書類及び注記において表示される金額は、別段の定めのない限り、千ユーロ単位である。



## 2. 外貨取引

財務書類はユーロ建てで記載される。

外貨建通貨資産及び負債は、会計年度末日に適用される為替レートでユーロ(CEBの機能通貨)に換算される。この取引換算から生じた為替変動は、損益計算書に計上される。

先物通貨取引は、かかる通貨の残存期間に適用される先物為替レートをを用いて時価で評価される。スポット為替ポジションは、会計期間末日のスポット為替レートで評価される。為替差額の結果は損益計算書に計上される。

## 3. 予測の使用

IFRSの適用において、判断及び価値評価を必要とする主要な評価範囲は、信用リスクに関連している。これらの要素を除き、CEBの活動の性質は、判断及び評価の複雑性の観点から、財務書類の作成において重大な予測又は決定的な仮定を必要としない。しかしながら、経済及び人口統計の想定は、退職給付の社会的約定の評価に使用される。

## 4. 金融資産及び金融負債

金融商品とは、現金又はその他の金融資産を受領するか若しくは支払う契約上の権利又は義務をいう。CEBの銀行業務は一般に、貸付金、負債証券、発行済負債証券及びデリバティブ(スワップ、先物)等の広範囲の資産及び負債を対象とした金融商品の形態の契約上のものである。

財務書類において、金融資産及び金融負債の分類及び評価方法は、その契約上の特性及びCEBがこれらの金融商品を運営する方法による。

しかしながら、この区別は、保有目的(市場活動又はヘッジ取引)とは関係なしに貸借対照表において常に公正価値で測定されるデリバティブ商品には適用されない。

### 金融資産及び金融負債の分類及び測定

当初認識時に、金融資産及び金融負債は、貸借対照表において、3つの区分(償却原価、損益を通じて公正価値で測定する、株主資本を通じて公正価値で測定する)に分類され、かかる区分により会計上の処理及びこれに続く測定が決定される。この分類は、契約上のキャッシュ・フローの特性及び当行の金融商品の運営方法(事業モデル)に基づく。

### 契約上のキャッシュ・フローの特性の分析

契約上のキャッシュ・フローの特性の分析は、その特性が基本融資契約の特性と類似している商品にのみ実効金利法を用いて金融資産からの利益の計上の可能性を制限することを目的としているが、これは関連キャッシュ・フローの高い予測可能性を意味している。かかる特性を有さないその他の金融商品は全て、それらが保有される事業モデルとは関係なしに、損益を通じて公正価値で測定する。

元本の返済及び元本残高に係る利息の支払いのみを表す契約上のキャッシュ・フローは、基本融資契約(SPPIフロー：元本及び利息の支払いのみ)に矛盾しない。

基本融資契約において、利息は主に金銭の時価及び信用リスクの対価から成る。基本的でない金融資産は全て、それらが保有される事業モデルと関係なしに、損益を通じて公正価値で測定して認識しなければならない。

### モデルの分析

事業モデルとは、キャッシュ・フロー及び利益を生むために商品が運営される方法をいう。金融資産の分類及び評価の方法を決定するために、3つの事業モデルを区別することが必要である。

- 金融資産から契約上のキャッシュ・フローを回収することに基づくモデル
- 金融資産及びこれらの資産の売却から契約上のキャッシュ・フローを回収することに基づくモデル
- その他の金融資産、特に契約上のキャッシュ・フローの回収が付随する取引資産に特定のモデル

#### 4.1. 償却原価での金融資産

金融資産は、以下の2つの基準、すなわち、事業モデルが契約上のキャッシュ・フローを回収するための商品の保有(「回収目的保有」)から成ること、並びにキャッシュ・フローが元本及び元本に係る利息の支払いのみから成ることが満たされた場合、償却原価で分類される。

##### 事業モデル基準

金融資産は、当該商品の全期間にわたる支払いに関連するキャッシュ・フローを回収するために保有される。

##### キャッシュ・フロー基準

キャッシュ・フロー基準は、負債証券の契約上の条件が指定期日に元本及び元本残高に係る利息の支払いのみであるキャッシュ・フローを生じさせた場合に当てはまる。「償却原価での金融資産」という区分には、付与された貸付金、契約上の支払いの回収目的保有証券(短期国債、国債及びその他の負債証券)が含まれる。

##### 認識

当初認識時に、金融資産は公正価値(当該商品に直接起因する取引費用を含む。)で計上される。その後、これらは償却原価(当該期間中の未収利息並びに元本及び利息の返済純額を含む。)で評価される。これらの金融資産は、当初予想信用損失(注S)に関する減損計算の対象ともなる。利息は、契約開始時に決定される実効金利法を用いて計算される。

公正価値ヘッジ取引において、資産の簿価は、IFRS第9号に従ってヘッジされたリスクに起因する損益に関して調整される。

## 4.2. 株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産

### 負債性商品

負債性商品は、以下の2つの条件が満たされた場合、株主資本を通じて公正価値で分類される。

### 事業モデル基準

金融資産は、その目的が契約上のキャッシュ・フローの回収及び金融資産の売却の両方(「回収及び売却目的保有」)により達成される事業モデル内で保有される。後者は、付随的ではないが、事業モデルの不可欠な要素である。

### キャッシュ・フロー基準

その原則は、償却原価での金融資産に適用される原則と全く同じである。契約上のキャッシュ・フロー回収目的又は売却目的で保有され、キャッシュ・フロー基準を遵守する有価証券は、主にこの区分に分類される。

### 認識

当初認識時に、金融資産は時価(当該取引に直接起因する取引費用を含む。)で認識される。これらはその後公正価値で測定され、公正価値の変動は株主資本の「株主資本に直接認識された損益」に計上される。これらの金融資産は、償却原価での負債性商品に適用されるものと同条件での予想信用損失の計算の対象ともなる。処分時に、それまで振替可能株主資本において認識された価値の変動は、損益計算書に再分類される。もう一方で、利息は、損益計算書において契約開始時に決定された実効金利法に従って認識される。

公正価値ヘッジ取引において、資産の簿価は、IFRS第9号に従ってヘッジされたりリスクに起因する損益に関して調整される。

### 資本性金融商品

株式等の資本性金融商品への投資は、取引ごとに選択により、株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産として分類される。株式売却時に、これまで株主資本に計上されていた価値の変動は、損益計算書において認識されない。配当金のみが、投資に係る利益を表し、資本の払戻しを表さない限り、損益計算書において認識される。これらの商品は、減損の対象とはならない。

## 4.3. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産

損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、事業モデルの「回収目的保有」若しくは「回収及び売却目的保有」の基準又はキャッシュ・フローの基準を満たさない取引目的で保有されない負債性商品に関するものである。

これらの金融商品は、損益計算書に直接計上される当初取引費用である時価で計上される。末日時点で、時価の変動は、損益計算書の「損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益」に計上される。

#### 4.4. 金融負債

発行済金融商品又はその要素は、適法な契約の経済的実質に従って、負債に分類される。

発行済金融商品は、当行にその保有者への契約上の支払義務がある場合、負債性商品とみなされる。

##### 発行済負債証券

発行済負債証券は、最初取引費用を含む発行価格で計上され、その後実効金利法を用いて償却原価で評価される。

IFRS第9号の適用において、公正価値でのヘッジ取引の観点から、発行済債券の簿価はヘッジリスクに関する損益に応じて調整される。

#### 4.5. 融資約定及び保証約定

損益を通じて公正価値で測定するデリバティブ商品として認識されない融資及び金融保証約定は、なされ、受領した約定に関して注Tに表示される。これらは、予想信用損失について償却される。これらの引当金は、「引当金」の項目に表示される。

#### 4.6. 償却原価での金融資産及び株主資本を通じて公正価値で測定する負債性商品の減損

信用リスク減損モデルは、予想損失に基づく。このモデルは、償却原価区分又は株主資本を通じて公正価値で測定する区分に分類される貸付金及び負債性商品、損益を通じて公正価値で計上しない融資約定及び特定の金融保証約定に適用される。

##### 一般的アプローチ

当行は、3つの「ステージ」を識別しており、それぞれが資産の当初認識以降の取引相手方の信用リスクの進化に関する特定の状況に対応している。

##### 12ヶ月間の予想信用損失「ステージ1」:

報告日現在、金融商品の信用リスクが当初認識以降に著しく増加しなかった場合、この商品に関して12ヶ月間の予想信用損失に相当する額の減損(翌12ヶ月以内の債務不履行リスクに起因する。)が認識される。

##### 減損されない資産の全期間の予想損失「ステージ2」:

減損は、減損される金融資産がないという当初認識以降に金融商品の信用リスクが著しく増加した場合、全期間の予想損失(満期時)に等しい。

##### 減損された資産の全期間の予想損失「ステージ3」:

資産が減損された場合、減損はまた満期時の全期間の予想信用損失に等しい。

この一般モデルは、IFRS第9号の減損の範囲内で全ての金融商品に適用される。

利息収入は、ステージ1及びステージ2の残高の簿価総額により計算される。

ステージ3の範囲内での残高に関して、金利収入は償却原価残高(すなわち減損引当金に関して調整された簿価総額)に基づき計算される。

##### 債務不履行の定義

債務不履行の定義は、バーゼルの比率が用いる定義と同じである。したがって、取引相手方は、90日超の支払遅滞が判明した場合、債務不履行に陥っているとみなされる。

#### 減損金融資産

金融資産は、当該金融資産の将来のキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす1又は複数の事象が生じた場合、減損され、ステージ3に分類される。

個々のレベルで、減損の客観的表示には、以下の事象に関連する観測可能なデータが含まれる。すなわち、支払期限が90日を超える契約上の支払いが存在すること、結果として現存するリスクと認められることに繋がる取引相手方の重大な財政難を認識又は観測したことである。

#### 信用リスクの著しい増加

信用リスクの著しい増加は、合理的かつ妥当なあらゆる情報を考慮し、末日時点における当該金融商品の債務不履行リスクと当初認識時点における債務不履行リスクとを比較して、評価される。

悪化という評価は、金融商品の当初認識時点における債務不履行の格付又は発生確率と報告日時点に存在するこれらとの比較に基づく。

#### 予想損失の測定

予想信用損失は、金融商品の予想期間にわたり損失が生じる発生確率により加重された信用損失の見積り(すなわち現金不足の現在価値)として定義される。これらは、各エクスポージャーについて個々の基準で計算される。

実際には、ステージ1及びステージ2のエクスポージャーに関して、予想信用損失は、債務不履行時損失率(LGD)に債務不履行時エクスポージャー額(EAD)を乗じ、エクスポージャーの実効金利で割り引いた債務不履行確率(PD)として計算される。これは、翌12ヶ月以内の債務不履行リスク(ステージ1)又は満期までの全期間にわたる債務不履行リスク(ステージ2)に起因する。

ステージ3に分類されるエクスポージャーに関して、予想信用損失は、実効金利で割り引いた、当該商品の全期間にわたるキャッシュ・フロー不足として計算される。キャッシュ・フロー不足は、期限到来時の契約上のキャッシュ・フローと予想キャッシュ・フローとの差額を表している。

実施された方法は、現行の概念及び枠組み(特にバーゼルの枠組み)に基づく。

#### 債務不履行確率(PD)

債務不履行確率は、既定期間にわたる債務不履行の発生確率の見積りである。

予想信用損失の測定には、満期時における1年間の債務不履行確率及び全期間の債務不履行確率の両方を見積りが必要となる。満期時における1年間のPD及び全期間のPDは、サイクル全体の長期間平均に基づきPD規制により計算され、現在の状況を示すために調整されたある時点における(PIT)確率である。

十分な量の内部データがないことを考慮し、CEBIは、当行の取引相手方のポートフォリオに従って標準化されたPDデータの外部提供業者を利用する。

#### 債務不履行時損失率(LGD)

債務不履行時損失率は、債務不履行日現在の実効金利で割り引かれた、契約上のキャッシュ・フローと予想キャッシュ・フローとの差額である。LGDは、EADの比率として表示される。

予想キャッシュ・フローの見積りには、契約上の条件に含まれる場合は保有担保又はその他の信用補完の売却によるキャッシュ・フローが含まれ、当該担保の取得費用及び売却費用を控除して事業体ごとに個別に計上されない。

十分な量の内部データがないことを考慮し、CEBIは、当行の取引相手方のポートフォリオ、信用補完及び「低サイクル」効果に従って標準化されたLGDデータの外部提供業者を利用する。

#### 債務不履行時エクスポージャー額(EAD)

商品の債務不履行時エクスポージャー額は、債務不履行時に借入人が所有する予想残高である。この額は、予想される支払特性に基づき決定され、商品の種類に基づき、契約上の返済予定、予想早期償還及び信用契約に係る将来の予想引出額を考慮している。

#### 将来的な予測情報

予想信用損失額は、過去の事象、現在の状況及び合理的かつ妥当な経済情勢の予測を考慮した発生確率-加重シナリオに基づき算定される。

予想信用損失算定時の将来的な予測情報に関連する原則は、「注S リスク費用」に詳細が記載される。

#### 4.7. リスク費用

リスク費用には、償却原価で又は株主資本を通じて公正価値で計上された負債性商品、融資約定及び金融保証約定に関連する12ヶ月間の予想損失及び全期間の予想損失(ステージ1及びステージ2)に関する減損引当金及び同戻入金が含まれる。リスク費用には、減損に係る客観的証拠がある金融資産(ステージ3)に関する減損引当金及び同戻入金、回収不能額の相殺額並びに減損資産からの回収額も含まれる。

#### 4.8. デリバティブ商品

2018年度、当行は、IAS第39号に基づくヘッジ会計原則を維持するというIFRS第9号が定めたオプションを選択した。2019年1月1日以降、CEBIは、IFRS第9号に基づくヘッジ会計原則(マイクロヘッジ)を適用している。

ヘッジ・デリバティブ金融商品は、ヘッジ対象の金利リスク及び/又は外国為替リスクを制限する金融商品である。

デリバティブ金融商品は、CEBがそのリスクを管理及びヘッジするために使用される。これらは、ヘッジ・デリバティブである。ヘッジ取引は、個々の商品又は取引(マイクロヘッジ取引)に関連している。

デリバティブは以下の2つの区分に分類される。

##### - デリバティブ取引

デリバティブ商品は、ヘッジ商品とみなすことができる場合を除き、当初から取引商品として扱われる。デリバティブ商品は、時価がプラスの場合は貸借対照表の資産側の「損益を通じて公正価値で測定する金融商品」の項目に計上され、時価がマイナスの場合は貸借対照表の負債側に計上される。損益は、損益計算書の「損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益」の項目に計上される。

##### - デリバティブ及びヘッジ会計

特定された金融商品(貸付金、負債証券、発行証券)に関する固定金利付の資産及び負債の金利リスクを特にカバーするために、当行は公正価値でのヘッジを使用する。

金利キャッシュ・フロー・ヘッジは、貸借対照表において認識された金融商品(変動利付貸付金、有価証券又は負債)に関連する将来のキャッシュ・フローの変動にさらされる商品をヘッジするために使用される。このヘッジ関係は、損益計算書に影響を及ぼす可能性のある商品の将来のキャッシュ・フローのマイナスの変動に対してヘッジすることを目的としている。

金融商品がヘッジ・デリバティブとして適格とされるために、当行は当初の利用からヘッジに関する情報を保持している。かかる情報は指定資産又は負債、ヘッジリスク、使用されたデリバティブ商品の種類並びにヘッジの過去及び将来の有効性評価に使用される評価方法を明確に記している。

ヘッジは、IFRS第9号に定義されるヘッジの有効性要件を全て満たさなければならない。かかる有効性は、ヘッジの最初の利用及びその後のヘッジの全期間を通じて確保されていなければならない。

公正価値によるヘッジ関係の場合、デリバティブは貸借対照表において公正価値で再評価される。一方で、公正価値の変動は損益計算書の「損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益」の項目に計上される。これは、予想リスクに関するヘッジ商品の再評価と対称的である。貸借対照表において、認識された資産又は負債に対するヘッジ関係の場合、ヘッジ項目の再評価はヘッジ商品の分類に基づいて計上される。損益計算書に計上された影響は、ヘッジの終局的な非有効性を示している。

キャッシュ・フローによるヘッジ関係の場合、ヘッジ・デリバティブ金融商品の公正価値の変動は、その非有効部分が「損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益」として損益計算書に計上される一方で、その有効部分について「株主持分に直接認識された損益」として計上される。金利デリバティブの場合、ヘッジ商品に関連する金利収入又は金利費用と対称的に、デリバティブ金融商品の未収利息部分は、損益計算書の「利息及び類似の収入又は費用」に計上される。

ヘッジが中断されるか又は有効性テストを充足することができない場合は、ヘッジ・デリバティブは取引ポートフォリオへ移行され、かかる区分に適用される方針に従って計上される。当初においてヘッジされているとみなされた金利商品の場合、貸借対照表に計上されたかかる商品の再評価額は、その残存期間の実効金利法で償却される。特に早期償還されたために、貸借対照表にヘッジ項目がもはや計上されない場合、かかる金額は直ちに損益計算書に移行される。

#### 4.9. 公正価値評価

金融資産及び金融負債の公正価値は、IFRS第13号により要求される市場価値及び追加的な価値の調整により構成される。

##### - 時価

「損益を通じて公正価値で測定する金融商品」、「ヘッジ・デリバティブ金融商品」及び「株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産」の区分の金融資産及び金融負債は、その時価で評価及び計上される。時価は、対等取引において知識のある自発的な当事者間において交換され得た資産、又は支払われ得た負債に関する価格に相当する。

時価は、以下のとおり決定される。

- 活発な市場における見積価格の使用
- 以下のような評価手法の利用
  - 認識された財務上の仮定に基づく数学的な計算方法
  - 活発な市場において取引される商品の価格を利用して、又は活発な市場がない場合には統計的推定若しくはその他の定量法に基づいて決定された価値のパラメーター

一方で、デリバティブ商品(外国為替、金利及び通貨スワップ)は、一般的に承認されたモデル(割引キャッシュ・フロー手法、ブラック・ショールズ・モデル、補間法)に基づいて観測可能なパラメーターを用いて評価される。

- 評価調整

評価調整により、公正価値の範囲内での取引相手方の信用リスク及び当行の信用リスクを統合することができる。

取引相手方のリスクの評価調整(信用評価調整 - CVA)は、取引相手方のうち1社が債務不履行の場合に、当行が取引から全時価を回収し得ないリスクを反映している。

当行の信用リスクの評価調整(自己信用評価修正 - OCA及び債務評価調整 - DVA)は、当行の発行済負債証券及びデリバティブ金融負債の評価額に対するCEBの信用リスクの影響を反映する。

これらの調整は、取引相手方ごとに算出され、債務不履行エクスポージャー、債務不履行確率及び債務不履行の際の回収率に基づいて算出される。

債務不履行時におけるエクスポージャーは、リスク要因のシミュレーションによるリスクへのエクスポージャーを定量化するモデルを用いて見積られる。かかるモデルは、クレジット・サポート・アネックス(CSA)担保契約の性質に左右される担保の変動を考慮に入れる。

CVA及びDVAは、正の評価の場合は貸借対照表の資産側の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品」の項目に計上され、負の評価の場合は貸借対照表の負債側に計上される。損益は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益」に認識される。



#### 4.10. 金融資産及び金融負債の償却

##### 金融資産の償却

当行は、当該資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合又はCEBが当該資産からのキャッシュ・フローを受けるための契約上の権利並びに実質的に当該資産の所有に関するリスク及び利益の全てを譲渡した場合のいずれも、金融資産の全部又は一部を償却する。これら全ての条件が満たされなかった場合、当行は、貸借対照表において当該資産を維持し、当該資産の譲渡の結果生じた義務に関して負債を認識する。

##### 金融負債の償却

当行は、当該負債が全部又は一部消滅した場合、金融負債の全部又は一部を償却する。

##### レポ契約

レポ契約に基づき一時的に売却された有価証券は、引き続きCEBの貸借対照表においてその原ポートフォリオに認識される。これに対応する負債は、「償却原価での金融負債」に償却原価で認識される。

リバース・レポ契約に基づき一時取得された有価証券は、当行の貸借対照表において認識されない。これに対応する債権は、「償却原価での金融資産」に償却原価で認識される。

#### 5. 金利収入及び金利費用

金利収入及び金利費用は、損益計算書において、実効金利法を用いることにより全ての金融商品に認識される。

実効金利とは、金融商品の予想残存期間を通じて見積られる将来の現金支出又は現金収益を金融資産又は金融負債の純簿価まで正確に割り引く利率である。この計算には、授受された手数料(利息と類似する場合)、取引費用並びに全てのプレミアム及び割引が含まれる。

#### 6. 固定資産

当行の貸借対照表に計上される固定資産は、有形活動資産及び無形活動資産を含む。

これらの固定資産は、直接関連のある費用を加えた購入価格で計上される。

減価償却は、定額法を用いて当行が予測する資産の予想耐用年数に従って計算され、資産の残存価値は償却基礎価額から差し引かれる。

末日ごとに、固定資産は償却原価(減価償却及び可能性のある減損を差し引いた価格)で評価され、必要があれば、耐用年数の存続期間及び残存価値に関する会計調整が実施される。

##### - 有形資産

以下は活動施設の「建物」分野の内訳である。全てその耐用年数に従って減価償却される。

- 主要な建物、ファサード及び屋根材<sup>(1)</sup> -
- 一般設備及び専門設備 10年
- 不動産の定着物及び付属物 10年

注(1) 当行の本部がパリの中心に所在していることを考慮し、その残存価値は「主要な建物、ファサード及び屋根材」に指定されているが、これは減価償却の対象となっていない。

土地は減価償却されない。その他の有形固定資産は、以下の存続期間に従って減価償却される。

- 付属物及び家具 10年
- 車 両 4年

- 事務所及びIT備品 3年

- 無形資産

無形資産(ITソフトウェア)は、以下の存続期間に従って償却される。

|                  |    |
|------------------|----|
| - アプリケーションソフトウェア | 5年 |
| - システムソフトウェア     | 3年 |
| - オフィスソフトウェア     | 1年 |

7. 退職職員給付金

当行の年金計画は、当行及び職員からの拠出によって資金提供された確定給付型年金計画である。給付金は労働年数及び最終勤務年度の基本報酬の割合に基づいて計算される。

その他の退職給付金計画(医療保険、財務調整及び退職年金)も、同様に確定給付型年金計画である。

これらの計画は、当行側の約定を表し、評価され、引当金が設定されている。IAS第19号に基づき、会計上及び人口統計上の条件を考慮し、これらの約定に関して保険数理計算上の評価が実施される。保険数理計算上の損益は、貸借対照表の「引当金」の項目に「包括利益計算書」の取引相手方ごとに計上される。

これらの約定に関する引当金の額は、予測単位積増方式に従い独立した保険数理人によって決定される。

8. 社会配当金勘定

社会配当金勘定(SDA)は、CEBの目的に適合しかつ管理委員会が指定する適格諸国において実施されるプロジェクトに助成金を提供するために使用される。SDAの運用原則は、2016年11月17日に承認された管理委員会の決議第1589号(2016)により改訂されている。改訂により、当行の加盟国は全て保証制度の対象となることとなった。

2019年11月、管理委員会はCEBの貸付金へのSDA保証の提供に用いる方法を改訂した。新たな方法は、バリュー・アット・リスク、すなわち一定の期間及び確率における予想最大損失額概念に基づいている。これにより、当行はリスクへの慎重なアプローチを維持しつつも、より多額の借入金、すなわち現行の方法の下で補填される金額の2倍以下を保証することができる。管理委員会は、決議第1612号(2019)においてSDAの方針を改訂することによりかかる新たな方法を採用した。

SDAにより提供される助成金は、技術支援、金利補助金、保証及び助成金付与の形態とされることがある。

- 金利補助金

金利補助金は、CEBの借入人が負担する利息額を減らすために使用される。金利補助金は、貸付金の各債券につき、当行が適用する金利と借入人が事実上支払う金利との差を補う。

- 保証

CEBが付与する貸付への保証により、当行は、社会的影響は大きいものの、信用リスクが高いプロジェクトへ資金を提供することが可能になる。その金額、トリガー事由及び回収方法は個別の事案ごとに決定される。

- 技術支援

技術支援は、CEBの借入人によるプロジェクトの準備及び遂行を支援するために利用される。そのため、プロジェクトの準備、実行又は監視及び報告、調達管理並びに影響評価のために必要な、事前の実現可能性、実現可能性及び技術の研究、企画及び実施の計画、制度上及び法律上の評価並びにその他の助言サービスのために資金が提供される。

- 助成金付与

助成金付与は、緊急事態の枠組みにおいて行われるか又は加盟国に共通する原因への拠出の形で行われ、他の国際機関と協力して遂行される。

SDAから拠出される助成金は、総裁によって承認される300千ユーロ以下の技術支援の助成金を除き、管理委員会によって承認される。

SDAは、当行の年間利益の配分時に支払われる社会的性格の配当を通じて、当行の加盟国からの拠出金によって主に資金提供されている。

## 9. 関連当事者

IAS第24号に関して、当行はいかなる機関の子会社でもない。財務書類は関連当事者との関係によって影響を受けるものではない。

当行の議長及び任命職員に関連する情報については、下記10.の項に記載されている。

## 10. 議長及び任命職員への報酬

CEBの定款では、当行の組織、運営及び監督は下記の機関に分掌されている。

- 理事会
- 管理委員会
- 総裁
- 監査委員会

理事会及び管理委員会は、それぞれ1名の議長及び各加盟国が任命した1名の代表から構成されている。副議長は各機関の構成員から選任される。理事会の議長及び管理委員会の議長は理事会によって任期3年で選任され、その任期は1度更新することができる。議長及び副議長の年間報酬は、在任期間中は管理委員会によって固定されている。

総裁は理事会で任命され、任期は5年であるが1回は再任されることができる。総裁は、1名以上の副総裁に補助される。かかる副総裁は、管理委員会からの意見に従って、理事会の委員との協議を経て、総裁の提案に基づいて理事会によって任命され、任期は5年であるが1回は再任されることができる。その報酬は、当行の年間予算の承認範囲内で管理委員会によって固定されている。

CEBの議長及び任命職員はストック・オプション又はその他の種類の賞与を受領しない。総裁及び副総裁は、医療保険及び社会保険並びにCEBの年金計画に加入している。

CEBの在任の議長及び任命職員の報酬総額は以下のとおり要約される。

(単位：千ユーロ)

|   | 2019年 | 2018年 |
|---|-------|-------|
| <b>職員報酬</b>                               |       |       |
| 理事会議長                                     | 45    | 45    |
| 管理委員会議長                                   | 45    | 45    |
| 理事会副議長 <sup>(1)</sup>                     | 5     | 6     |
| 管理委員会副議長                                  | 6     | 6     |
| <b>報酬</b>                                 |       |       |
| 総裁 ウェンツェル(Wenzel)                         | 376   | 367   |
| 副総裁 モンティチェッリ(Monticelli)                  | 286   | 279   |
| 副総裁 サンチェス-ジェブラ・アロンソ(Sánchez-Yebra Alonso) | 286   | 279   |
| 副総裁 ボーチェック(Boček) <sup>(2)</sup>          | 191   |       |

注(1) 月額500ユーロの報酬が支払われる。現理事会副議長は、2019年3月30日に就任した。同職は、2019年第1四半期中空席となっていた。

(2) 副総裁ボーチェックは、2019年5月1日に就任した。同職は、2019年の最初の4ヵ月間及び2018年の1年間空席となっていた。同副総裁の任務は、2021年8月15日に終了する。

## 11. 課 税

欧州評議会の特権及び免責に関する一般協定に対する第三議定書は、当行の資産、収入及びその他の財産は全ての直接税から免除されると規定している。

注B：2019年1月1日現在のIFRS第9号フェーズ3の適用による影響

IFRS第9号フェーズ3の適用による影響は、ヘッジ費用の会計上の処理によって左右される。この結果、通貨ベーススプレッドに関連するヘッジ費用は、2019年1月1日現在の株主資本に直接認識された損益に計上される。

CEBにとってこれらの変動は、指定ヘッジ商品を公正価値ヘッジの固定/変動通貨スワップ及びキャッシュ・フロー・ヘッジの変動/変動通貨スワップとするヘッジ関係と関連している。

以下の表は、IFRS第9号フェーズ3の初回適用による影響の詳細を表している。

|                       | 2018年12月31日       | IFRS第9号<br>フェーズ3の<br>適用による影響 | (単位：千ユーロ)<br>2019年1月1日<br>IFRS第9号<br>フェーズ3 |
|-----------------------|-------------------|------------------------------|--|
| <b>資 産</b>            |                   |                              |  |
| 現金及び中央銀行における残高        | 450,113           |                              | 450,113                                    |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融商品   | 256,852           |                              | 256,852                                    |
| ヘッジ・デリバティブ金融商品        | 710,648           |                              | 710,648                                    |
| 株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産 | 4,099,228         |                              | 4,099,228                                  |
| 償却原価での金融資産            |                   |                              |  |
| 貸付金                   | 14,882,657        | 17                           | 14,882,674                                 |
| 前渡金                   | 1,379,693         |                              | 1,379,693                                  |
| 負債証券                  | 2,138,720         |                              | 2,138,720                                  |
| 有形資産及び無形資産            | 55,572            |                              | 55,572                                     |
| その他資産                 | 374,506           |                              | 374,506                                    |
| <b>資産合計</b>           | <b>24,347,989</b> | <b>17</b>                    | <b>24,348,006</b>                          |
| <b>負債及び株主資本</b>       |                   |                              |  |
| <b>負 債</b>            |                   |                              |  |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融商品   | 435,279           |                              | 435,279                                    |
| ヘッジ・デリバティブ金融商品        | 442,831           |                              | 442,831                                    |
| 償却原価での金融負債            |                   |                              |  |
| 信用機関及び顧客に対する負債額       | 184,266           |                              | 184,266                                    |
| 発行済負債証券               | 19,556,765        | (22,986)                     | 19,533,779                                 |
| その他負債                 | 395,904           |                              | 395,904                                    |
| 社会配当金勘定               | 52,178            |                              | 52,178                                     |
| 引当金                   | 257,605           |                              | 257,605                                    |
| <b>負債合計</b>           | <b>21,324,828</b> | <b>(22,986)</b>              | <b>21,301,842</b>                          |
| <b>株主資本</b>           |                   |                              |  |
| <b>資本金</b>            |                   |                              |  |
| 引受済資本金                | 5,472,219         |                              | 5,472,219                                  |
| 未払込資本金                | (4,859,802)       |                              | (4,859,802)                                |
| 払込請求済資本金              | 612,417           |                              | 612,417                                    |
| 一般準備金                 | 2,352,515         | 6,132                        | 2,358,647                                  |
| 処分予定利益                |                   |                              | 97,453                                     |
| 当期純利益                 | 97,453            |                              |  |
| 資本金、一般準備金及び当期純利益合計    | 3,062,385         | 6,132                        | 3,068,517                                  |
| 株主資本に直接認識された損益        | (39,224)          | 16,871                       | (22,353)                                   |
| <b>株主資本合計</b>         | <b>3,023,161</b>  | <b>23,003</b>                | <b>3,046,164</b>                           |
| <b>負債及び株主資本合計</b>     | <b>24,347,989</b> | <b>17</b>                    | <b>24,348,006</b>                          |

- ヘッジ対象の価格変動(貸付金の17千ユーロ及び発行済負債証券の - 23.0百万ユーロ)は、通貨スワップのヘッジを行う際に通貨ベーススプレッドがヘッジ対象の公正価値から除かれることによるものである。

- 6.1百万ユーロの一般準備金への影響として、通貨スワップに係る通貨ベーススプレッドが公正価値ヘッジに指定され、通貨ベーススプレッドがこれまでに損益計算書に記載されたヘッジ対象の価格(貸付金、発行済負債証券及び株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産)から除かれた。
- 株主資本に直接認識された損益16.9百万ユーロの変動は、上記の通貨スワップに係る通貨ベーススプレッドに起因し、通貨ベーススプレッドがヘッジ対象の調整(株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産)から除かれることによるものである。

#### 注C：リスク管理

リスク管理の主要な目的は、当行の長期的な財政の持続性及び業務の弾力性を確保し、さらにはCEBがその社会的使命を遂行できるようにすることである。そのため、当行は業務分野全体で健全かつ慎重なリスク文化を促進することにより、国際的にも最良の銀行慣行(BBP)の実践を目指している。

本注記は、当行が通常の事業過程において直面する主な金融リスク、すなわち信用リスク、市場リスク、流動性リスク及びオペレーショナルリスクに対する当行のエクスポージャーに関する情報を提供している。また、本注記は、かかるリスクの特定、評価、監視、報告、緩和及び統制するための適切なツールをCEBにもたらず目的、方針、手続、制限及び統制に関する情報も提供している。

当行は、加盟国の規制には服さないものの、銀行規制に係る欧州連合指令及びバーゼル銀行監督委員会の勧告をリスク管理の枠組みの基準として考慮している。

CEBは、最良の銀行慣行に沿う監視手続を含むリスク及び統制政策を定期的に見直している。

#### - リスク選好度

当行は、リスク選好度を、当行の開発計画に記載されている戦略的目標の達成のために当行がそのリスク許容範囲内において負う意思のあるリスクの総体的なレベル及び種類と定義する。

CEBのマネートを履行するための鍵となる手段は、有利な利率で資金を融資することであり、そのためには資本市場において競争力のある利率で資金を調達することが必要となる。この目的のため、特に強固な信用リスク特性の保持が最も重要となる。

CEBの財務及びリスク特性は、量的及び質的な主要指標並びに健全性に関する枠組み(4.を参照のこと。)に基づく制限から示されるリスク選好度によって決まる。

当行は、そのリスク管理について堅実な方法を採用しており、これにより当行の長期にわたる財政の持続可能性の確保に対するリスクが軽減される。当行は、オンバランスシート及びオフバランスシート両方の取引に起因してCEBの事業から生じる全てのリスクを認識、査定、監視、報告、緩和及び統制するための包括的なリスク管理枠組みを開発、導入した。

#### - リスク体制

リスク及び統制局(R&C)は、リスク管理の枠組みの実行、とりわけ、当行全体におけるすべてのリスクの認識、監視及び報告について責任を負っている。R&Cは、他の局と協調して、リスクに関する方針及び手法を提案し、それらの適用を監督し、全体的に一貫したリスク管理が行われるようにし、リスク報告を徹底させる。

R&Cは、他の運営局及び事業局から独立し、総裁に対して直接報告を行う。R&C内部の部署は、信用リスク、市場リスク(リスク観点からの資産及び負債管理(ALM)を含む。)及びオペレーショナルリスクの分野を対象としている。

財務総局は、業務上のALM及び当行の流動性ポジションについて責任を負う。

- 意思決定委員会

当行は、各分野でリスク管理方針の設定及び監視について責任を負う異なる意思決定委員会を設置している。総裁はこれら全ての委員会の議長を務める。

- 信用リスク委員会(CRC)は、週に1度開催され、内部信用リスクの分析と勧告に基づき、貸付及び資金エクスポージャーに関する与信決議を行う。
- 資産及び負債委員会(ALCO)は、貸借対照表全体を通じた金利、為替及び流動性リスクの将来的な予測に基づき、戦略的な志向及び意向を形成するために1ヶ月に1度又は必要に応じてより高い頻度で開催される。
- オペレーショナルリスク及び組織委員会(CORO)は、CEBのオペレーショナルリスクに関する課題を半年に1度検討し、これらのリスクを軽減、監視及び規制するための十分な方法が採られていることを確認する。
- IT運営委員会は、情報システムの問題を見直し、業務の回復性及び事業の継続性を確保するために適切な措置を講じる。さらに、IT関連の決定が事業の利害関係及び優先事項と適切に合致することを十分に確保するために、副総裁が委員長を務めるITプロジェクト委員会により、定期会合を通じて、事業要件の予測及びITに関する共有ビジョンの発展が行われている。

- 統制機関

内部監査(IA)は、CEBの内部統制システムにおける、常設の独立した機能である。IAの目的は、総裁及びCEBの統制機関に対し、事業及び運營業務が効率的に行われ、管理されていることについて独自のかつ客観的な保証を提供することである。IAは、CEBの活動が、既存の政策、手続及びベストプラクティスとの適合性のもと行われているかを検査し、またそれらに関連するリスクの評価を行っている。さらに、CEBの運営に関して、将来的な改善の提案も行う。

最高コンプライアンス責任者事務局(OCCO)は、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与並びに脱税のリスク並びに誠実性、汚職問題及び詐欺問題への対処を課せられている組織単位である。OCCOの任務は、金融リスク及びレピュテーションリスクから当行を保護すること、企業倫理規範を促進すること並びにCEBのコンプライアンスリスクの効率的な管理について自主的に貢献することである。OCCOの主な活動は、運営及び取引相手方に対する誠実性のデュー・ディリジェンスによるチェックの実施、当行の金融及びローン事業における誠実性の保護並びに当行の基準及び方針に対する違反により生じるリスクからの職員及び合議制組織の誠実性及び義務論の保護である。また、OCCOは、調達方法の選択手続が内部規則に沿っていることの確認を行う。

コンプライアンス・ユニットの最高情報セキュリティ責任者(CISO)は、CEBの情報資産及び技術が適切に保護されていることを確保する。CISOは、セキュリティポリシーの設定、セキュリティの枠組みの設計、並びにCEB全体の情報及び情報技術(IT)リスク軽減のための手続の特定、開発、導入及び維持に関して責任を負う。CISOは、事故への対応、適切な基準及び統制の設定、セキュリティ技術の管理、セキュリティに対する認識の向上、並びに情報セキュリティポリシー及び手続が適用されていることの確認を行う。

監査委員会は、理事会によって加盟国から交代で選任される任期3年の代表者3名(退任者はアドバイザーとして引き続き任期1年で留任する。)で構成されている。同委員会は、当行の収支決算を検査し、その正確性を確認する。監査委員会の報告書は、その抜粋が財務書類に添付される他、毎年財務書類が承認のため提出される際に、当行の監督機関に提出される。

外部監査人は、監査委員会の意見及び管理委員会の推薦に基づき、入札手続の後に、理事会により任期4年で任命され、3年の追加任期は1度更新することができる。外部監査人は、当行の財務書類のIFAC<sup>(1)</sup>

の専門監査基準に従った監査並びに内部統制及びリスク管理のプロセスの審査を行う責任を負う。外部監査人は、意見報告書を含む多岐に亘る報告書を起草する。

さらに、当行はフィッチ・レーティングス、ムーディーズ及びスタンダード・アンド・プアーズの3つの国際的な格付機関による評価を受ける。これらの格付機関は、当行の財務状況及び長期的な信頼性並びに環境、社会及びガバナンスの基準を詳細に分析し、年間格付を付与する。

注(1) 国際会計士連盟

- リスク管理に関する内部報告及び外部報告

リスク及び統制局は週に1度、融資活動及び財務活動に関する信用リスクについて、信用リスク委員会に対して報告する。

1ヶ月ごとに、財務総局は、金利及び為替相場のエクスポージャー並びに資金調達及び流動性ポジションについて、資産及び負債委員会に報告する。

四半期リスク管理報告書は、R&Cが作成し管理委員会及び理事会に提示される。当該報告書は、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクといった主なりスクに対するCEBのエクスポージャー及び内部で定義される健全性の枠組みの進展について株主に情報を提供する。

当行はまた、格付機関に対してその毎年の評価のために広範な情報を提供する。また、米国証券取引委員会に提出された発行登録書との関係で、18-K様式により作成されたCEBの年次報告書にも、当行のリスク管理の情報が含まれている。

最後に、CEBの総裁年次財務報告書には、当行において実施されているリスク管理のプロセス及び実務について公平な見解が示されており、そのリスクのエクスポージャーについての詳細なデータが提供されている。

## 1. 信用リスク

- 評価過程の概要

信用リスクは、銀行借入人又は取引相手方が合意した条件に従ってその義務を履行しないことにより生じる潜在的な損失と定義される。当行は、借入人及び財務上の取引相手方が契約上の義務について債務不履行となる可能性があるか、又は当行の投資の価値が損なわれる可能性があるため、融資活動及び財務活動の両方において信用リスクにさらされている。また、当行の資本又は貸倒損失に係る引当金に対して悪影響を及ぼす可能性がある格付の引下げにより、信用リスクが生じることがある。決済リスク及び未決済リスクもまた、信用リスクに含まれる。同様に、担保リスクも信用リスクの一部とされる(担保は、本質的には信用リスクを軽減させる手段である。)。概して、信用リスクは、融資先又は取引の信用エクスポージャーの値と信用の質の関数である。

- 信用リスクの特定及び評価

信用リスク管理は、当行のバランスシート及びオフバランスシート上の事業における当行の融資及び資金運用活動から生じる全ての商品及び活動に内在する全ての信用リスクの潜在的な要因を特定する。当行は、新たな商品及び活動が導入又は実施される前に、これらに係るリスクが適切なリスク管理の統制及び統制に服することを確認する。信用リスクは、格付の引下げ、支払義務に係る(クロス)デフォルトの形で発生するか、又は取引の決済手続に際して発生する可能性がある。

信用リスクは、( )リスク原則に従って信用取引が遂行されていることの確保のために適切な内部管理を実施し、また( )借入人又は仲介者との関係による影響を受けることなく独立した判断を下すため、融資又は財務の担当者から独立して、信用リスク部(CRU)(リスク及び統制局、財務リスク部門)によって評価



される。信用エクスポージャーは、毎日測定、監視及び統制される。制限の違反(もしあれば)は、上級管理職に報告される。

内部信用格付は、当行の独立した内部の信用リスク評価の結果を示すものである。内部信用格付は、支払義務を全額、また適時に履行することに係る借入人の能力及び意思に関する意見である。かかる内部信用格付は、通常、リスク要因の質的及び量的な評価並びに最終的に不履行の原因となる可能性のある潜在的なシナリオに基づく。内部信用格付は、財務総局並びに貸付及び社会開発局の全ての取引相手方に対して指定される。当行は、当行が負う潜在的なリスクを適切に理解していることを確認しつつ、特定の取引、商品又は取引相手方に関して外部格付を利用することができる。当行の事業から発生する信用リスクを監視するために定められた限度は、定期的に検討される。内部格付の方法は、随時検討され、調整される。内部格付は、国際格付機関の格付の等級に従って格付けされ、そのため、各内部格付の等級は、以下の表に記載される格付の等級に対応する。

格付一覧表

| CEB<br>内部格付 | 長期     |            | CEB<br>内部格付 | 長期     |            |
|-------------|--------|------------|-------------|--------|------------|
|             | ムーディーズ | S&P / フィッチ |             | ムーディーズ | S&P / フィッチ |
| 10          | Aaa    | AAA        | 5           | Ba1    | BB+        |
| 9.5         | Aa1    | AA+        | 4.5         | Ba2    | BB         |
| 9           | Aa2    | AA         | 4           | Ba3    | BB         |
| 8.5         | Aa3    | AA         | 3.5         | B1     | B+         |
| 8           | A1     | A+         | 3           | B2     | B          |
| 7.5         | A2     | A          | 2.5         | B3     | B          |
| 7           | A3     | A          | 2           | Caa1   | CCC+       |
| 6.5         | Baa1   | BBB+       | 1.5         | Caa2   | CCC        |
| 6           | Baa2   | BBB        | 1           | Caa3   | CCC        |
| 5.5         | Baa3   | BBB        | 0.5         | Ca     | CC         |
|             |        |            | 0.25        | C      | C          |
|             |        |            | 0           | D      | D          |

- 信用リスクの軽減

CEBは、取引残存期間中の信用リスクを監視し軽減するため、信用リスクの軽減(CRM)手法を積極的に活用している。信用リスクの軽減手法としては、保証、担保又は契約上の保護(契約上のコベナンツ)がある。

新規取引に関する信用リスクの軽減手法は、CRUによって提案され、信用リスク委員会の承認に服する。既存取引に関する信用リスクの軽減手法は、取引相手方に係る年次精査において信用リスク委員会に提示される。

新規プロジェクトに関する信用リスクは、評価手続において評価され、関連する内部委員会からの承認を必要とする。全てのプロジェクトは、管理委員会からの承認を得るために同委員会へ提出される。

管理委員会は、当行の財務及びリスク方針を通じて、財務活動の全体的な枠組みを設定する。この枠組み内で、財務取引は、CRUにより評価され、承認のため信用リスク委員会に提出される。

最後に、大口エクスポージャー及び集中に関する制限も決定され、信用リスク委員会に報告される。

- 信用リスク・エクスポージャーの概要

以下の表は、2019年12月31日現在及び2018年12月31日現在における、当行の貸付及び社会開発局(L&D) (すなわち、貸付及び融資約定)並びに財務総局(すなわち、預金、有価証券及びデリバティブ)の両方に対する信用リスク・エクスポージャーを示している。

(単位：百万ユーロ)

|                              | 2019年  |        |       |        | 2018年  |        |       |        |
|------------------------------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|
|                              | AAA/AA | A/BBB  | BIG   | 合計     | AAA/AA | A/BBB  | BIG   | 合計     |
| 貸付                           | 2,967  | 10,381 | 2,079 | 15,427 | 2,612  | 9,686  | 2,327 | 14,625 |
| 融資約定                         | 1,796  | 3,736  | 546   | 6,079  | 1,392  | 4,012  | 588   | 5,992  |
| 預金                           | 904    | 1,945  |       | 2,849  | 672    | 1,159  |       | 1,831  |
| 有価証券                         | 3,979  | 1,877  |       | 5,856  | 4,422  | 1,597  |       | 6,019  |
| スワップ-アドオン                    | 324    | 74     |       | 398    | 212    | 113    |       | 325    |
| 外国為替                         | 67     |        |       | 67     | 45     |        |       | 45     |
| スワップ担保-<br>正味現在価値を<br>カバーしない |        | 2      | 1     | 3      | 8      | 2      |       | 10     |
| 合計                           | 10,038 | 18,016 | 2,627 | 30,680 | 9,362  | 16,570 | 2,915 | 28,847 |

- ・ パーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 貸付及び融資約定は、CRM後に報告される。
- ・ 貸付、預金及び有価証券は、額面価格で、未収利息を除き、報告される。

貸付及び社会開発局の活動

- 貸付事業

貸付事業における信用リスクは、主に銀行借入人又は取引の相手方による契約上の義務の不履行又は格付の引下げから生じる。

- 貸付ポートフォリオ

2019年12月31日現在、貸付残高は2018年度末と比較して5.5%増加し(802百万ユーロのプラス)、15.4十億ユーロとなった。2019年度において、2018年度の場合と同じく、不払いは記録されていない。

以下の表は、貸付ポートフォリオの取引相手方の格付及び属性別のリスク特性である。

(単位：百万ユーロ)

|   | 2019年  |        |       |        | 2018年  |       |       |        |
|---|--------|--------|-------|--------|--------|-------|-------|--------|
|   | AAA/AA | A/BBB  | BIG   | 合計     | AAA/AA | A/BBB | BIG   | 合計     |
| ソブリン、国有<br>金融機関及びIFIs<br>準ソブリンの団体<br>及び金融機関 | 671    | 5,109  | 1,931 | 7,710  | 759    | 4,624 | 2,164 | 7,547  |
| その他金融機関                                     | 1,918  | 2,160  | 6     | 4,085  | 1,618  | 1,967 | 10    | 3,596  |
| 非金融機関                                       | 298    | 3,102  | 22    | 3,422  | 175    | 3,094 | 21    | 3,290  |
| 合計  | 80     | 10     | 120   | 210    | 60     |       | 132   | 192    |
| 合計  | 2,967  | 10,381 | 2,079 | 15,427 | 2,612  | 9,686 | 2,327 | 14,625 |

- ・ パーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 額面価格で、未収利息を除き、CRM後に報告された貸付

貸付ポートフォリオの大部分について、信用補完(担保及び保証)により、信用リスクの質が高まっている。2019年度末現在、当行は、貸付ポートフォリオに関して、6.6十億ユーロの保証及び0.4十億ユーロの担保を保有している。

貸付残高のリスクの分析結果に対する信用補完の影響は以下に示される。

(単位：百万ユーロ)

|        | 2019年     |      |           |      | 2018年     |      |           |      |
|--------|-----------|------|-----------|------|-----------|------|-----------|------|
|        | 補完前<br>金額 | %    | 補完後<br>金額 | %    | 補完前<br>金額 | %    | 補完後<br>金額 | %    |
| AAA/AA | 2,321     | 15%  | 2,967     | 19%  | 1,911     | 13%  | 2,612     | 18%  |
| A/BBB  | 8,766     | 57%  | 10,381    | 67%  | 8,273     | 57%  | 9,686     | 66%  |
| BIG    | 4,341     | 28%  | 2,079     | 13%  | 4,441     | 30%  | 2,327     | 16%  |
| 合 計    | 15,427    | 100% | 15,427    | 100% | 14,625    | 100% | 14,625    | 100% |

- ・ パーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 額面価格で、未収利息を除き、報告された貸付

2019年12月31日現在、投資適格に格付されたCRM後の貸付残高は、貸付ポートフォリオ合計の86.5%であった(2018年度末は84.1%)。国際格付機関による格付を付与されていない取引相手方に対する貸付残高は、ポートフォリオ合計に対してCRM前は4.9十億ユーロ、すなわち31.8%、CRM後は1.3十億ユーロ、すなわち8.3%であり、内部格付は、CRM前は1.5から9.5、CRM後は4.0から10の範囲に及ぶ。外部格付を付与されていない取引相手方に対する貸付残高は、CRM前は64.6%が(内部格付により)投資適格に格付され、CRM後は97.2%が(内部格付により)投資適格に格付された。

以下の表は、残存期間別の貸付残高の内訳を示している。

(単位：百万ユーロ)

| 満期        | 2019年  |      | 2018年  |      |
|-----------|--------|------|--------|------|
|           | 金額     | %    | 金額     | %    |
| 1年以下      | 2,311  | 15%  | 2,119  | 14%  |
| 1年超5年以下   | 7,257  | 47%  | 5,554  | 38%  |
| 5年超10年以下  | 3,745  | 24%  | 3,989  | 27%  |
| 10年超20年以下 | 1,992  | 13%  | 2,783  | 19%  |
| 20年超      | 121    | 1%   | 180    | 1%   |
| 合 計       | 15,427 | 100% | 14,625 | 100% |

- ・ 額面価格で、未収利息を除き、報告された貸付

以下の表は、格付別及び国別の貸付残高(CRM後)の内訳を示している(ソブリン格付(のみ)ではなく、取引相手方の格付を反映している。)

(単位：百万ユーロ)

| 対象国          | 2019年  |       |       |       | 2018年  |       |       |       |
|--------------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
|              | AAA/AA | A/BBB | BIG   | 合 計   | AAA/AA | A/BBB | BIG   | 合 計   |
| ポーランド        |        | 1,618 |       | 1,618 |        | 1,690 |       | 1,690 |
| トルコ          |        |       | 1,404 | 1,404 |        |       | 1,415 | 1,415 |
| スロバキア共和国     |        | 637   |       | 637   |        | 450   |       | 450   |
| ハンガリー        |        | 548   |       | 548   |        | 595   |       | 595   |
| ルーマニア        |        | 536   |       | 536   |        | 598   |       | 598   |
| キプロス         |        | 443   |       | 443   |        | 484   |       | 484   |
| クロアチア        |        | 335   |       | 335   |        |       | 336   | 336   |
| チェコ共和国       | 13     | 264   |       | 276   | 18     | 217   |       | 235   |
| ブルガリア        |        | 207   |       | 207   |        | 197   |       | 197   |
| リトアニア        |        | 200   |       | 200   |        | 202   |       | 202   |
| セルビア         |        |       | 196   | 196   |        |       | 107   | 107   |
| アルバニア        |        |       | 101   | 101   |        |       | 99    | 99    |
| 北マケドニア       |        |       | 96    | 96    |        |       | 89    | 89    |
| スロベニア        |        | 49    | 18    | 67    |        | 50    | 21    | 71    |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ |        |       | 65    | 65    |        |       | 59    | 59    |
| モンテネグロ       |        |       | 40    | 40    |        |       | 28    | 28    |
| モルドバ共和国      |        |       | 27    | 27    |        |       | 28    | 28    |
| ラトビア         |        | 16    |       | 16    |        | 15    |       | 15    |

|         |       |        |       |        |       |       |       |        |
|---------|-------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|
| エストニア   | 7     |        |       | 7      | 11    |       |       | 11     |
| ジョージア   |       |        | 1     | 1      |       |       |       |        |
| 小計      | 20    | 4,852  | 1,949 | 6,821  | 29    | 4,499 | 2,182 | 6,710  |
| 非対象国    |       |        |       |        |       |       |       |        |
| フランス    | 374   | 1,474  | 32    | 1,880  | 361   | 1,497 | 34    | 1,892  |
| スペイン    |       | 1,859  | 6     | 1,865  |       | 1,950 | 10    | 1,961  |
| ベルギー    | 413   | 637    |       | 1,050  | 279   | 651   |       | 930    |
| ドイツ     | 836   | 67     |       | 902    | 803   | 25    |       | 827    |
| オランダ    | 719   |        | 3     | 722    | 672   |       |       | 672    |
| イタリア    |       | 598    |       | 598    |       | 435   |       | 435    |
| フィンランド  | 292   | 207    |       | 499    | 326   | 87    |       | 412    |
| アイルランド  |       | 353    |       | 353    |       | 288   |       | 288    |
| スウェーデン  | 281   |        |       | 281    | 105   |       |       | 105    |
| ポルトガル   |       | 260    |       | 260    |       | 201   | 2     | 203    |
| アイスランド  |       | 12     | 89    | 100    |       | 8     | 98    | 106    |
| オーストリア* |       | 64     |       | 64     |       | 45    |       | 45     |
| デンマーク   | 20    |        |       | 20     | 33    |       |       | 33     |
| 小計      | 2,935 | 5,529  | 130   | 8,594  | 2,578 | 5,187 | 145   | 7,910  |
| 超国家     | 12    | 5,529  | 130   | 8,594  | 5     |       |       | 5      |
| 合計      | 2,967 | 10,381 | 2,079 | 15,427 | 2,612 | 9,686 | 2,327 | 14,625 |

- ・ 額面価格で、未収利息を除き、CRM後に報告された貸付
- ・ パーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- \* CEBの非加盟国：CEBの加盟国において実施されているが、オーストリアの取引相手方によって保証されている事業

#### - 事業の残存高/融資約定

事業の残存高には、管理委員会が承認し、かつ未融資の全ての事業が含まれる。融資約定は、融資を要する事業で、そのための枠組融資契約が締結されている。事業の残存高は、2019年12月31日現在8.5十億ユーロ(2018年12月31日は7.9十億ユーロ)となり、85.9%(2018年12月31日は87.7%)は、投資適格に格付された。

(単位：百万ユーロ)

|        | 2019年  |       |       |       | 2018年  |       |     |       |
|--------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|-----|-------|
|        | AAA/AA | A/BBB | BIG   | 合計    | AAA/AA | A/BBB | BIG | 合計    |
| 事業の残存高 | 2,187  | 5,133 | 1,201 | 8,521 | 1,796  | 5,128 | 967 | 7,891 |
| 融資約定   | 1,796  | 3,736 | 546   | 6,079 | 1,392  | 4,012 | 588 | 5,992 |

- ・ パーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 将来のCRMを考慮して報告された融資約定

融資約定は、2019年12月31日現在6.1十億ユーロ(2018年12月31日は6.0十億ユーロ)となった。2019年12月31日現在、融資約定のうち91.0%が投資適格に格付された(2018年12月31日は90.2%)。

以下の表は、CEBの加盟国内の取引相手方ごとの、信用格付別のCRM後の融資約定の内訳である(ソブリン格付(のみ)ではなく、取引相手方の格付を反映している。)

(単位：百万ユーロ)

|          | 2019年  |       |     |     | 2018年  |       |     |     |
|----------|--------|-------|-----|-----|--------|-------|-----|-----|
|          | AAA/AA | A/BBB | BIG | 合計  | AAA/AA | A/BBB | BIG | 合計  |
| 対象国      |        |       |     |     |        |       |     |     |
| ポーランド    |        | 570   |     | 570 |        | 678   |     | 678 |
| ルーマニア    |        | 250   |     | 250 |        | 278   |     | 278 |
| チェコ共和国   |        | 150   |     | 150 |        | 75    |     | 75  |
| スロバキア共和国 |        | 13    |     | 13  |        | 187   |     | 187 |
| セルビア     |        |       | 163 | 163 |        |       | 62  | 62  |
| トルコ      |        |       |     |     |        |       | 165 | 165 |

|              |       |       |       |       |
|--------------|-------|-------|-------|-------|
| ブルガリア        | 100   | 100   | 150   | 150   |
| ハンガリー        | 67    | 67    | 124   | 124   |
| キプロス         | 141   | 141   | 119   | 119   |
| クロアチア        | 259   | 259   | 57    | 57    |
| リトアニア        | 144   | 144   | 77    | 77    |
| スロベニア        | 75    | 75    | 25    | 25    |
| 北マケドニア       |       | 57    |       | 69    |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ |       | 45    |       | 53    |
| モルドバ共和国      |       | 59    |       | 51    |
| ラトビア         | 23    | 23    | 35    | 35    |
| モンテネグロ       |       | 45    |       | 38    |
| マルタ          |       |       |       |       |
| ジョージア        |       | 13    |       | 14    |
| アルバニア        |       | 7     |       | 21    |
| 小計           | 1,793 | 389   | 2,182 | 1,747 |
| 非対象国         |       |       |       |       |
| ドイツ          | 814   | 153   | 967   | 550   |
| フランス         | 269   | 193   | 519   | 290   |
| スペイン         |       | 524   | 524   | 819   |
| イタリア         |       | 675   | 675   | 535   |
| ポルトガル        |       | 154   | 254   | 211   |
| ベルギー         | 150   | 75    | 225   | 100   |
| スウェーデン       | 337   |       | 337   | 312   |
| オランダ         | 180   |       | 180   | 207   |
| アイルランド       |       | 85    | 85    | 205   |
| フィンランド       | 40    | 55    | 95    | 30    |
| オーストリア       |       | 30    | 30    | 63    |
| アイスランド       |       |       |       | 5     |
| 小計           | 1,790 | 1,943 | 158   | 3,891 |
| 超国家          | 7     |       | 7     | 3     |
| 合計           | 1,796 | 3,736 | 546   | 6,079 |
|              |       |       |       | 1,392 |
|              |       |       |       | 2,265 |
|              |       |       |       | 59    |
|              |       |       |       | 3,714 |
|              |       |       |       | 3     |
|              |       |       |       | 588   |
|              |       |       |       | 5,992 |

- ・ パーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 将来のCRMを考慮して報告された融資約定

## 財務総局の活動

### - 資金運用事業

資金運用事業に係る信用リスクは、主に、預金、有価証券への投資及びヘッジ目的でのデリバティブ取引の開始により生じる。

以下の表は、融資事業に対するエクスポージャーの取引別の内訳である。

(単位：百万ユーロ)

|                            | 2019年 |       |       |     |       | 2018年 |       |       |     |       |
|----------------------------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-----|-------|
|                            | AAA   | AA    | A     | BBB | 合計    | AAA   | AA    | A     | BBB | 合計    |
| 預金                         | 269   | 634   | 1,942 | 3   | 2,849 | 242   | 430   | 1,113 | 46  | 1,831 |
| 有価証券                       | 928   | 3,052 | 1,277 | 600 | 5,856 | 1,063 | 3,359 | 1,397 | 200 | 6,019 |
| スワップ-アドオン                  |       | 324   | 71    | 4   | 398   |       | 212   | 109   | 4   | 325   |
| 外国為替                       |       | 67    |       |     | 67    | 12    | 28    | 5     |     | 45    |
| スワップ-<br>正味現在価値を<br>カバーしない |       | 2     | 1     |     | 3     | 8     | 2     |       |     | 10    |
| 合計                         | 1,197 | 4,079 | 3,290 | 607 | 9,174 | 1,326 | 4,029 | 2,624 | 250 | 8,230 |

- 預金

財務・金融ポートフォリオは、「ノストロ」勘定、1年以下の銀行預金、デリバティブの担保として受領した現金及び(リバース)買戻条件付売却(レポ)取引等の短期のものから構成される。レポ取引は、全ての要求通貨の日々のキャッシュ・フロー管理を目的としている。適格な取引相手方は、3ヶ月以下の投資については最低限6.5(BBB+)、また3ヶ月超1年以下の投資については最低限7.0(A-)の内部格付を有していなければならない。

以下の表は、預金の種類別及び信用格付別の内訳である。

(単位：百万ユーロ)

|      | 2019年 |     |       |     |       | 2018年 |     |       |     |       |
|------|-------|-----|-------|-----|-------|-------|-----|-------|-----|-------|
|      | AAA   | AA  | A     | BBB | 合計    | AAA   | AA  | A     | BBB | 合計    |
| ノストロ | 269   | 162 | 253   | 3   | 687   | 242   | 110 | 118   | 2   | 473   |
| 金融市場 |       | 473 | 1,689 |     | 2,162 |       | 320 | 995   | 43  | 1,358 |
| 合計   | 269   | 635 | 1,942 | 3   | 2,849 | 242   | 430 | 1,113 | 46  | 1,831 |

- ・ パーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 額面価格で、未収利息を除き、報告された預金

以下の表は、金融市場商品の満期別及び信用格付別の内訳である。

(単位：百万ユーロ)

|           | 2019年 |     |       |     |       | 2018年 |     |     |     |       |
|-----------|-------|-----|-------|-----|-------|-------|-----|-----|-----|-------|
|           | AAA   | AA  | A     | BBB | 合計    | AAA   | AA  | A   | BBB | 合計    |
| 1ヶ月以下     |       | 234 | 1,051 |     | 1,285 |       | 170 | 510 | 2   | 683   |
| 1ヶ月超3ヶ月以下 |       | 239 | 339   |     | 578   |       | 50  | 179 | 41  | 270   |
| 3ヶ月超6ヶ月以下 |       |     |       |     |       |       | 50  | 305 |     | 355   |
| 1年以下      |       |     | 299   |     | 299   |       | 50  |     |     | 50    |
| 合計        |       | 473 | 1,689 |     | 2,162 |       | 320 | 995 | 43  | 1,358 |

- ・ パーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 額面価格で、未収利息を除き、報告された預金

- 有価証券ポートフォリオ

当行は、3つの有価証券ポートフォリオとして、短期流動性ポートフォリオ(最長満期1年の短期有価証券)、中期流動性ポートフォリオ(1年超最長15年の満期)及び長期ポートフォリオ(1年超最長30年の満期)を管理している。適格な取引相手方は、最長満期3ヶ月のものについては、ソブリンは最低6.0(BBB)及び金融機関は最低6.5(BBB+)の内部格付、満期が3ヶ月超2年以下の投資(ソブリン、準ソブリン、機関、超国家及び金融機関により発行された債券)については最低7.0(A-)の格付並びに2年超の投資については、最低8.0(A+)の格付を有していなければならない。

以下の表は、有価証券ポートフォリオをポートフォリオ別、満期別及び格付別に示している。

|           | (単位：百万ユーロ) |       |       |     |       | (単位：百万ユーロ) |     |       |       |     |       |
|-----------|------------|-------|-------|-----|-------|------------|-----|-------|-------|-----|-------|
|           | 2019年      |       |       |     |       | 2019年      |     |       |       |     |       |
|           | AAA        | AA    | A     | BBB | 合計    | AAA        | AA  | A     | BBB   | 合計  |       |
| 長期ポートフォリオ | 644        | 1,149 | 40    | 50  | 1,883 | 1年以下       | 35  | 640   | 1,197 | 550 | 2,422 |
| 中期ポートフォリオ | 284        | 1,635 | 88    |     | 2,007 | 1年超        | 173 | 167   | 40    | 50  | 429   |
| 短期ポートフォリオ |            | 267   | 1,149 | 550 | 1,966 | 2年超        | 195 | 775   | 40    |     | 1,010 |
|           |            |       |       |     |       | 5年以下       |     |       |       |     |       |
|           |            |       |       |     |       | 5年超        | 525 | 1,469 |       |     | 1,994 |
| 合計        | 928        | 3,052 | 1,277 | 600 | 5,856 | 合計         | 928 | 3,052 | 1,277 | 600 | 5,856 |

- ・ パーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 額面価格で報告され、未収利息を除く、有価証券

以下の表は、有価証券ポートフォリオの(取引相手方の)国別及び信用格付別の内訳である。

(単位：百万ユーロ)

|              | 2019年 |       |       |     |       | 2018年 |       |       |     |       |
|--------------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-----|-------|
|              | AAA   | AA    | A     | BBB | 合計    | AAA   | AA    | A     | BBB | 合計    |
| <b>加盟国</b>   |       |       |       |     |       |       |       |       |     |       |
| フランス         |       | 1,635 | 391   |     | 2,026 |       | 1,752 | 450   |     | 2,203 |
| オランダ         | 199   | 159   | 4     |     | 362   | 234   | 80    | 187   |     | 501   |
| ドイツ          | 154   | 295   | 25    |     | 473   | 154   | 295   | 5     |     | 453   |
| ベルギー         |       | 71    | 310   |     | 381   |       | 48    | 203   |     | 251   |
| スペイン         |       |       | 188   |     | 188   |       |       | 85    |     | 85    |
| イタリア         |       |       |       | 600 | 600   |       |       |       | 200 | 200   |
| フィンランド       |       | 116   |       |     | 116   |       | 126   |       |     | 126   |
| ノルウェー        |       | 10    |       |     | 10    | 67    |       |       |     | 67    |
| チェコ共和国       |       | 46    |       |     | 46    |       | 46    |       |     | 46    |
| ルクセンブルク      | 42    |       |       |     | 42    | 42    |       |       |     | 42    |
| スイス          |       | 105   |       |     | 105   |       | 280   | 68    |     | 348   |
| スウェーデン       |       | 8     |       |     | 8     |       | 157   |       |     | 157   |
| 小計           | 395   | 2,445 | 918   | 600 | 4,357 | 497   | 2,782 | 998   | 200 | 4,477 |
| <b>超国家</b>   | 533   | 119   |       |     | 652   | 566   | 179   |       |     | 746   |
| 小計           | 533   | 119   |       |     | 652   | 566   | 179   |       |     | 746   |
| <b>ヨーロッパ</b> |       |       |       |     |       |       |       |       |     |       |
| 英国           |       |       | 225   |     | 225   |       |       | 329   |     | 329   |
| オーストリア       |       | 89    |       |     | 89    |       | 88    |       |     | 88    |
| 小計           |       | 89    | 225   |     | 314   |       | 88    | 329   |     | 417   |
| <b>その他</b>   |       |       |       |     |       |       |       |       |     |       |
| オーストラリア      |       | 221   |       |     | 221   |       | 180   |       |     | 180   |
| カナダ          |       | 123   | 40    |     | 163   |       | 92    |       |     | 92    |
| 米国           |       |       |       |     |       |       |       | 23    |     | 23    |
| 日本           |       |       | 94    |     | 94    |       |       | 48    |     | 48    |
| ニュージーランド     |       | 52    |       |     | 52    |       | 38    |       |     | 38    |
| 韓国           |       | 4     |       |     | 4     |       |       |       |     |       |
| 小計           |       | 399   | 134   |     | 533   |       | 309   | 71    |     | 380   |
| <b>合計</b>    | 928   | 3,052 | 1,277 | 600 | 5,856 | 1,063 | 3,359 | 1,397 | 200 | 6,019 |

- ・ パーゼル委員会が推奨する格付(2番目に高い格付)又は(国際格付機関に格付を付与されていない場合には)内部格付
- ・ 額面価格で報告され、未収利息を除く、有価証券

#### - デリバティブ

CEBIは、その貸付、投資及び資金調達取引に関する市場リスクをヘッジするために、金利スワップ(IRS)及び通貨金利スワップ(CIRS)を使用する。

デリバティブ取引には、信用リスク委員会による発行体である取引相手方の信用度の事前承認並びに取引相手方との間でのISDAマスターアグリーメント及びクレジット・サポート・アネックス(CSA)担保契約の締結が必要とされる。スワップ取引の取引相手方は、新規スワップ取引の開始日において最低6.5(BBB+)の格付を必要とする。現金又は負債性証券は、適格な担保となる。適格負債証券の担保として受領されるためには、当該債券の格付は最低7.0(A-)でなければならない。スワップ取引は全て正味現在価値で評価されており、取引相手方ごとのポジションの監視が毎日行われているため、毎日から月に3回までのCSAのマージン・コール・オプションに従って、追加担保を要求することができる。CEBIは、そのスワップ関連の枠組みにおいて、関係する全てのデリバティブの取引相手方とCSA担保契約を締結した。

市況に適應するため及び最善の資金調達コストを確保するため、当行は既に9つの取引相手方と完全な双方向的CSAを締結しており、それらはデリバティブ・ポートフォリオの想定元本の89.1%を占める。これ

は、正味現在価値(NPV)がこれら取引相手方に有利である場合、当行は担保を差し入れる必要があり、それゆえに潜在的な資金需要を増加させることを暗示する。

2019年12月31日現在、デリバティブの信用リスク・エクスポージャーには、398百万ユーロ(2018年度は325百万ユーロ)のスワップ(アドオン)及び2.7百万ユーロ(2018年度は10百万ユーロ)の信用補完を受けたカバーされていないNPVが含まれている。2019年度末、当行は、担保として現金(90.4%)及び国債(9.6%)の630.7百万ユーロを受領した。

以下の表は、スワップの想定元本の種類別及び満期別の内訳である。

(単位：百万ユーロ)

|            | 2019年 |              |               |       |        | 2018年 |              |               |       |        |
|------------|-------|--------------|---------------|-------|--------|-------|--------------|---------------|-------|--------|
|            | 1年未満  | 1年以上<br>5年未満 | 5年以上<br>10年未満 | 10年以上 | 合計     | 1年未満  | 1年以上<br>5年未満 | 5年以上<br>10年未満 | 10年以上 | 合計     |
| 合計(a)      | 3,430 | 15,396       | 7,646         | 3,393 | 29,866 | 3,525 | 13,823       | 7,437         | 2,822 | 27,607 |
| 通貨スワップ     | 2,032 | 6,655        | 537           | 289   | 9,513  | 3,108 | 5,894        | 616           | 210   | 9,828  |
| 金利スワップ     | 1,398 | 8,741        | 7,109         | 3,104 | 20,352 | 417   | 7,929        | 6,821         | 2,612 | 17,779 |
| このうち担保付(b) | 3,430 | 15,396       | 7,646         | 3,393 | 29,866 | 3,525 | 13,823       | 7,437         | 2,822 | 27,607 |
| (b)/(a)    | 100%  | 100%         | 100%          | 100%  | 100%   | 100%  | 100%         | 100%          | 100%  | 100%   |

#### - 集約 - 大口エクスポージャー

集約リスクは、特定の国若しくは債務者又は特定の種類の商品若しくは個別の取引に対する配分が、ポートフォリオに占める割合に対して高すぎることから生じる。大口エクスポージャーとは、単一の取引相手方又は関連する取引相手方のグループに対する全体的なエクスポージャー(貸付、有価証券、預金及びデリバティブ)で、健全性株主資本(払込済資本金、準備金及び純利益)の10%を超過しているものである。2019年12月31日現在の健全性株主資本は、合計3.2十億ユーロである。

CEBは、パーゼル委員会の勧告及び欧州連合指令の基準に沿って、単一の取引相手方又は関連する取引相手方のグループに対するエクスポージャーが健全性株主資本の25%の上限を超えることがなく、また大口エクスポージャーの累計が健全性株主資本の800%を超えることがないように努めている。ソブリン・エクスポージャーは、大口エクスポージャーの計算からは除外され、参照目的でのみ表示される。

2019年12月31日現在、エクスポージャーが健全性株主資本の10%、すなわち317百万ユーロを超える12の取引相手方又は取引相手方のグループが存在しているため、これらは大口エクスポージャーであるとみなされている(2018年度は11の取引相手方)。しかしながら、2018年度と同様、いずれの取引相手方又は関連する取引相手方のグループもCEBの健全性株主資本の25%の上限を超えていない。2019年12月31日現在、これらの取引相手方に対する貸付残高合計は5.4十億ユーロに達しており、CEBの健全性株主資本の169%に相当するが、上限である800%を大幅に下回っている(2018年度は4.7十億ユーロ、すなわち152%)。

エクスポージャーをリスクで加重した場合、10%の健全性株主資本の上限を超過した取引相手方はなかった(2018年度は1つの取引相手方で325百万ユーロ)。

名目エクスポージャーの代わりに潜在的なリスクの質を考慮したとしても、大口エクスポージャーに該当する取引相手方はない(2018年度末は1つの取引相手方のみ)。また、その場合、25%の上限を超える取引相手方もない。これは下表の「リスク加重資産」の欄に表示されている。

(単位：百万ユーロ)

| 取引相手方                           | 2019年 |         |                       |             |                     |
|---------------------------------|-------|---------|-----------------------|-------------|---------------------|
|                                 | 貸付(a) | 財務活動(b) | エクスポージャー合計<br>(a)+(b) | リスク加重<br>資産 | 株主資本の<br>エクスポージャー % |
| 1 ソシエテ・ジェネラル (SOCIETE GENERALE) | 575   | 34      | 610                   | 305         | 19%                 |
| 2 BPCE                          | 270   | 298     | 568                   | 284         | 18%                 |



|     |  |       |       |       |       |     |
|-----|--|-------|-------|-------|-------|-----|
| 3   | クレディ・アグリコルSA (CREDIT AGRICOLE S.A.)          | 531   | 12    | 543   | 271   | 17% |
| 4   | ワロン地方  | 528   |       | 528   | 106   | 17% |
| 5   | バンク・ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア・SA(BBVA MADRID)        |       | 500   | 500   | 254   | 16% |
| 6   | ブランデンブルグ州                                    | 425   |       | 425   |       | 13% |
| 7   | サンタンデール銀行SA(BANCO SANTANDER SA)              | 321   | 90    | 411   | 210   | 13% |
| 8   | オランダ自治体金融公庫(BNG BANK N.V)                    | 290   | 83    | 373   |       | 12% |
| 9   | ロイズ・バンキング・グループPLC (LLOYDS BANKING GROUP PLC) |       | 370   | 370   | 185   | 12% |
| 10  | バンク・ペカオ・SA (BANK PEKAO SA)                   | 360   |       | 360   | 180   | 11% |
| 11  | 預託貸付公庫(CASSA DEPOSITI E PRESTITI SOCIETA)    | 339   |       | 339   | 170   | 11% |
| 12  | コーペラティブ・ラボバンクUA (COOPERATIEVE RABOBANK UA)   | 269   | 67    | 336   | 67    | 11% |
| 合 計 |  | 3,907 | 1,454 | 5,361 | 2,031 |     |

(単位：百万ユーロ)

| 取引相手方   | 2018年 |         |                       |             |                     |
|---|-------|---------|-----------------------|-------------|---------------------|
|   | 貸付(a) | 財務活動(b) | エクスポージャー合計<br>(a)+(b) | リスク加重<br>資産 | 株主資本の<br>エクスポージャー % |
| 1 ソシエテ・ジェネラル (SOCIETE GENERALE)                 | 596   | 55      | 651                   | 325         | 21%                 |
| 2 クレディ・アグリコルSA (CREDIT AGRICOLE S.A.)           | 525   | 17      | 541                   | 271         | 18%                 |
| 3 ワロン地方   | 520   |         | 520                   | 104         | 17%                 |
| 4 ブランデンブルグ州                                     | 425   |         | 425                   |             | 14%                 |
| 5 バンク・ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア・SA(BBVA MADRID)         |       | 389     | 389                   | 198         | 13%                 |
| 6 オランダ自治体金融公庫(BNG BANK N.V)                     | 300   | 93      | 393                   |             | 13%                 |
| 7 BPCE  | 296   | 83      | 379                   | 190         | 12%                 |
| 8 BNPパリバ (BNP PARIBAS)                          | 45    | 317     | 362                   | 181         | 12%                 |
| 9 欧州投資銀行 (EUROPEAN INVESTMENT BANK)             |       | 344     | 344                   |             | 11%                 |
| 10 バンク・ペカオ・SA (BANK PEKAO SA)                   | 325   |         | 325                   | 163         | 11%                 |
| 11 ロイズ・バンキング・グループPLC (LLOYDS BANKING GROUP PLC) |       | 325     | 325                   | 163         | 11%                 |
| 合 計   | 3,033 | 1,621   | 4,654                 | 1,593       |                     |

- ・ 額面価格で、未収利息を除き、CRM後(担保を付さない。)に報告された貸付
- ・ 「財務活動」には、有価証券、金融市場、ノストロ、スワップNPV及びスワップ(アドオン)が含まれる。

- CEBの公的部門に対するエクスポージャー(1)

下表は、公的部門の取引相手方に対するエクスポージャーの種類別(貸付金、有価証券)の内訳を示したものである。

(単位：百万ユーロ)

|                       | 2019年  |       |        | 2018年  |       |        |
|-----------------------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|
|                       | 貸付金    | 有価証券  | 合計     | 貸付金    | 有価証券  | 合計     |
| <i>EU加盟国</i>          |        |       |        |        |       |        |
| フランス                  | 470    | 1,603 | 2,072  | 482    | 1,732 | 2,215  |
| スペイン                  | 1,406  | 188   | 1,594  | 1,503  | 85    | 1,588  |
| ドイツ                   | 841    | 448   | 1,289  | 803    | 448   | 1,251  |
| イタリア                  | 522    | 600   | 1,122  | 318    | 200   | 518    |
| ベルギー                  | 1,002  |       | 1,002  | 843    |       | 843    |
| オランダ                  | 450    | 199   | 650    | 537    | 234   | 772    |
| スロバキア共和国              | 567    |       | 567    | 403    |       | 403    |
| フィンランド                | 470    | 76    | 545    | 372    | 76    | 448    |
| キプロス                  | 443    |       | 443    | 484    |       | 484    |
| アイルランド                | 353    |       | 353    | 288    |       | 288    |
| ポルトガル                 | 260    |       | 260    | 203    |       | 203    |
| リトアニア                 | 200    |       | 200    | 202    |       | 202    |
| オーストリア*               |        | 89    | 89     |        | 88    | 88     |
| スロベニア                 | 49     |       | 49     | 50     |       | 50     |
| ルクセンブルク               |        | 42    | 42     |        | 42    | 42     |
| ラトビア                  | 16     |       | 16     | 15     |       | 15     |
| エストニア                 | 7      |       | 7      | 11     |       | 11     |
| ユーロ圏小計(a)             | 7,055  | 3,244 | 10,299 | 6,515  | 2,905 | 9,420  |
| <i>その他</i>            |        |       |        |        |       |        |
| ポーランド                 | 870    |       | 870    | 894    |       | 894    |
| ルーマニア                 | 536    |       | 536    | 598    |       | 598    |
| ハンガリー                 | 515    |       | 515    | 595    |       | 595    |
| クロアチア                 | 335    |       | 335    | 336    |       | 336    |
| スウェーデン                | 281    | 8     | 288    | 105    | 8     | 112    |
| ブルガリア                 | 207    |       | 207    | 197    |       | 197    |
| チェコ共和国                | 23     | 46    | 69     | 30     | 46    | 76     |
| デンマーク                 | 20     |       | 20     | 33     |       | 33     |
| その他小計(b)              | 2,786  | 54    | 2,840  | 2,789  | 53    | 2,842  |
| EU加盟国合計(a)+(b)        | 9,841  | 3,298 | 13,139 | 9,304  | 2,958 | 12,262 |
| <i>非EU加盟国</i>         |        |       |        |        |       |        |
| トルコ                   | 1,404  |       | 1,404  | 1,415  |       | 1,415  |
| セルビア                  | 196    |       | 196    | 107    |       | 107    |
| アルバニア                 | 101    |       | 101    | 99     |       | 99     |
| 北マケドニア                | 96     |       | 96     | 89     |       | 89     |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ          | 65     |       | 65     | 59     |       | 59     |
| モンテネグロ                | 40     |       | 40     | 28     |       | 28     |
| モルドバ共和国               | 27     |       | 27     | 28     |       | 28     |
| アイスランド                | 12     |       | 12     | 8      |       | 8      |
| ジョージア                 | 1      |       | 1      |        |       |        |
| 非EU加盟国小計(c)           | 1,942  |       | 1,942  | 1,834  |       | 1,834  |
| <i>その他諸国</i>          |        |       |        |        |       |        |
| 日本                    |        | 94    | 94     |        | 48    | 48     |
| ニュージーランド              |        | 52    | 52     |        | 38    | 38     |
| 韓国                    |        | 4     | 4      |        |       |        |
| その他諸国小計(d)            |        | 150   | 150    |        | 85    | 85     |
| <i>超国家機関</i>          | 12     | 652   | 664    | 5      | 746   | 751    |
| 超国家機関小計(e)            | 12     | 652   | 664    | 5      | 746   | 751    |
| 合計(a)+(b)+(c)+(d)+(e) | 11,795 | 4,100 | 15,895 | 11,143 | 3,789 | 14,932 |

- ・ 額面価格で、未収利息を除き、報告された貸付
- ・ 額面価格で、未収利息を除き、報告された有価証券

\* CEBの非加盟国：貸付金に係る保証及び担保の受領

注(1) 公的部門には、国家、地域及び地方政府、政府系金融機関並びに特別金融機関が含まれる。

## 2. 市場リスク及び流動性リスク

### - 金利リスク

金利リスクとは、金利の不利な変動による当行のエクイティの経済価値(EVE)又は利益の減少として定義される。金利リスクへのエクスポージャーは、金融商品の契約上の満期又は金利改定日の期間差異によって発生する。

金利リスクへの対応における主な目標は、均衡の取れた持続可能な収益特性を保持し、かつ当行の経済価値の変動を抑制することである。当行は、自己資金の投資の目標デュレーションを設定し、半年ごとに見直している。

当行の貸借対照表はユーロで管理されており、主に2つの資金源に分けられる。

- エクイティを原資とする調達活動：固定金利でユーロ建の商品(長期ポートフォリオに組み込まれた証券かローンかを問わない。)への投資により行われる。自己資金の投資の現在の目標デュレーションは、7年である。
- 借入を原資とする調達活動：金利スワップ(IRS)及び通貨スワップ(CIRS)を利用してヘッジした結果変動金利の金融商品に転換される資産及び負債を用いて行われる。但し、当行は、調達費用を最適化するために、資産及び負債を固定金利で保持するよう決定することがある。

当行は、バーゼル委員会の勧告に従い、当行の利益及びEVEの両方に対する金利変動の影響を測定するための指標を定め、限度を設定している。当行が限度を定めているのは、以下のとおり自己資金のデュレーション、自己資金を含む経済価値感応度(EVS)及び収益感応度(EaS)についてである。

- 自己資金のデュレーションは、正でなければならず、11年を限度としている。2019年度末現在、自己資金のデュレーションは5.7年であった。
- 自己資金を含む経済価値感応度(EVS)指標<sup>(1)</sup>は、金利変動によるEVEの変動を測定する。したがって、当該指標は、自己資金のデュレーションにより定められる想定金利リスクと、貸借対照表における実際の金利リスクとの差を表す。EVSの限度は、 $\pm 10$ ベース・ポイント(bps)の平行移動によるショックを想定した場合の自己資金<sup>(2)</sup>の0.5%未満、すなわち現在( $\pm$ )17.1百万ユーロを絶対値として定められている。2019年度末現在、EVSは-0.3百万ユーロであった。
- 収益感応度指標は、金利変動による将来の1年間の収益の変動を査定する。当該指標は、動的な方法で、すなわち将来の活動を組み入れて策定される。金利変動は、平行移動による金利ショックとして定義される。収益感応度は、 $\pm 10$ bpsの金利変動を想定した場合の自己資金の0.08%を限度としている。2019年度末現在、収益感応度は0.7百万ユーロであった。

またCEBは、ギャップ分析(金利ギャップ及び指数ギャップ)並びに財務省証券ポートフォリオの時価評価感応度を用いている。

注(1) 構造的要素のみを含む。

注(2) 払込済資本金、準備金、純利益、社会配当金勘定及び退職給付引当金

### 金利ギャップ

下表は、金利ギャップ、すなわち当行の金利リスクのエクスポージャーの静的観点を示している。資産及び負債は、満期までの期間又は金利が改定される時期、すなわち金利の更新時期で分類されている。各時期分類の資産及び負債の差により、金利変動に対する感応度が測定される。

- エクイティを原資とする調達活動：ユーロ建て固定金利の有価証券に投資する長期ポートフォリオ及び固定金利のローンにより生じる金利リスク。これらの資産は、主に1年後の満期時に金利改定される。
- 借入を原資とする調達活動：資産及び負債の金利感応度は、マイクロヘッジ戦略を通じて調整される。これらの金融商品は、主に、短期(1年未満)で金利改定される。金利リスクは、資産及び負債の契約上の満期又は金利改定日の期間差異によって発生する。

### 金利リスクの償却の特性

(単位：千ユーロ)

| 2019年12月31日現在                        | 1ヶ月以下              | 1ヶ月超<br>3ヶ月以下       | 3ヶ月超<br>1年以下     | 1年超<br>5年以下    | 5年超                | 無期限                | 合計                  |
|--------------------------------------|--------------------|---------------------|------------------|----------------|--------------------|--------------------|---------------------|
| <b>資 産</b>                           |                    |                     |                  |                |                    |                    |                     |
| 現金及び中央銀行における残高株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産* | 677,861            |                     |                  |                |                    |                    | 677,861             |
| 償却原価での金融資産                           | 1,218,391          | 1,984,482           | 813,851          |                |                    | 101,118            | 4,117,841           |
| 貸付金*                                 | 2,986,432          | 9,775,399           | 1,409,336        | 262,767        | 992,066            | 381,267            | 15,807,267          |
| 前渡金                                  | 1,293,967          | 578,509             | 299,000          |                |                    | (2,293)            | 2,169,183           |
| 負債証券                                 | 212,623            |                     | 110,000          | 577,800        | 1,125,343          | (48,228)           | 1,977,538           |
| 差入保証金                                | 176,297            |                     |                  |                |                    |                    | 176,297             |
| その他の資産                               |                    |                     |                  |                |                    | 1,215,804          | 1,215,804           |
| <b>資産小計</b>                          | <b>6,565,572</b>   | <b>12,338,390</b>   | <b>2,632,187</b> | <b>840,567</b> | <b>2,117,409</b>   | <b>1,647,666</b>   | <b>26,141,791</b>   |
| <b>負 債</b>                           |                    |                     |                  |                |                    |                    |                     |
| 償却原価での金融負債                           |                    |                     |                  |                |                    |                    |                     |
| 信用機関及び顧客への負債額                        | (53,333)           |                     |                  |                |                    | (100,606)          | (153,940)           |
| 発行済負債証券*                             | (6,822,571)        | (12,139,863)        | (356,430)        |                | (1,000,000)        | (909,203)          | (21,228,068)        |
| 預かり保証金                               | (571,444)          |                     |                  |                |                    |                    | (571,444)           |
| 引当金                                  |                    |                     |                  |                |                    | (320,501)          | (320,501)           |
| その他の負債                               |                    |                     |                  |                |                    | (779,035)          | (779,035)           |
| <b>負債小計</b>                          | <b>(7,447,349)</b> | <b>(12,139,863)</b> | <b>(356,430)</b> |                | <b>(1,000,000)</b> | <b>(2,109,345)</b> | <b>(23,052,987)</b> |
| 株主資本                                 |                    |                     |                  |                |                    | (3,088,804)        | (3,088,804)         |
| 当期合計(純額)                             | (881,777)          | 198,526             | 2,275,757        | 840,567        | 1,117,409          | (3,550,483)        |                     |
| 当期累計(純額)                             | (881,777)          | (683,250)           | 1,592,507        | 2,433,074      | 3,550,483          |                    |                     |

\* ヘッジ後

### 指数ギャップ

指数ギャップは、期間を基準としたリスク、すなわち、同一の参照カーブを有するが期間の異なる金融商品の金利の相対的な変動に対するエクスポージャーを測定する。2019年度末現在、CEBが有する期間を基準としたリスクは、主に、Euribor 3Mレート、Euribor 6Mレート及びユーロEoniaレートにそれぞれ連動する金融商品によるものである。

### 金利変動による財務省証券ポートフォリオの感応度

CEBIは、金利変動による財務省証券ポートフォリオの時価の変動を測定している。2019年度末現在、以下のとおりである。

- 長期ポートフォリオ：当該ポートフォリオの時価は、+10bpsの金利の平行移動ごとに14.7百万ユーロ減少する。+200bpsの平行移動では267百万ユーロ減少する。
- 短期及び中期の流動性ポートフォリオ：これらのポートフォリオは、ヘッジ後の公正価値での投資か又は残存期間が1年以下の投資により構成されるため、時価は金利変動にそれほど敏感ではない。

### 信用スプレッドの変動による財務省証券ポートフォリオの感応度

短期及び中期の流動性ポートフォリオの時価は、+10bpsの信用スプレッドの平行移動ごとに10.8百万ユーロ減少し、+200bpsの移動では202百万ユーロ減少する。これらのポートフォリオは株主資本を通じて公正価値で計上されるため、かかる時価の変動は、当行の株主資本に影響を与えない。

## - 外国為替取引リスク

外国為替取引リスクとは、外国為替相場の不利な変動に起因する、「オンバランスシート」及び「オフバランスシート」のポジションに係る潜在的損失である。

CEBは、外国為替ポジションを保有せず、資産及び負債を体系的にユーロにヘッジする戦略をとっている。ユーロ以外の通貨に対する利益を保有することで生じる残存リスクは、月次ベースで監視及びヘッジされる。通貨ごとの未決済のポジション(純額)は、各月末時点で1百万ユーロ相当額を限度としている。2019年度末現在、かかるポジションはすべての外国通貨で当該限度を下回った。

(単位：千ユーロ)

| 通貨別内訳  | 資 産       | 負 債       | デリバティブ<br>商品 | ポジション(純額) | 資 産       | 負 債       | デリバティブ<br>商品 | ポジション(純額) |
|--------|-----------|-----------|--------------|-----------|-----------|-----------|--------------|-----------|
|        |           |           |              | 2019年     |           |           |              | 2018年     |
| スイスフラン | 29,523    | 371,058   | 342,485      | 950       | 44,868    | 357,408   | 313,320      | 780       |
| 英ポンド   | 113,667   | 2,054,799 | 1,941,997    | 865       | 99,768    | 1,950,387 | 1,851,543    | 924       |
| 米ドル    | 313,661   | 5,433,267 | 5,120,375    | 769       | 149,947   | 5,707,169 | 5,557,930    | 708       |
| 日本円    | 297,163   | 2         | (296,602)    | 559       | 269,261   | (2)       | (268,621)    | 642       |
| その他の通貨 | 1,400,041 | 703,756   | (695,525)    | 760       | 1,181,301 | 507,528   | (673,051)    | 722       |
| 合 計    | 2,154,055 | 8,562,882 | 6,412,730    | 3,903     | 1,745,145 | 8,522,490 | 6,781,121    | 3,776     |

上記の表は、ヘッジ考慮後の残存外国為替取引へのエクスポージャーが著しくないことを示している。

## - 流動性リスク

流動性リスクは、支払債務の期限到来時に確実に全額を支払うことができないことから生じる損失を被るリスクである。CEBは商業銀行とは異なり顧客預金業務を行っておらず、また中央銀行を通じてリファイナンスを利用することができないため、このリスクは重要である可能性がある。

したがって、当行における流動性リスク管理は、特に、不利な市況により市場における長期資金の利用が制約される場合に、財務面での柔軟性保護に関して非常に重要な役割を果たす。当行は、異なる期間水準における流動性指標を設定することにより、また定期的活動を継続しつつ、極端な市場環境において市場を利用することができない期間が生じた場合でも持ちこたえるための十分な流動資産を保有することにより、健全性に関する慎重なアプローチを維持している。

当行は、その市場価値及び流動性が厳しい市況において維持される高格付けを取得している流動性の高い有価証券から構成される流動性準備金を保有していることの確認を行う。これらの有価証券の大半は、流動性カバレッジ比率(LCR)の枠組みに基づく適格流動性資産(HQLA)として適格である。2019年度末現在、ヘアカット後のHQLAの額は3.6十億ユーロだった。

当行の資金調達戦略は、資産及び負債の満期特性の著しいギャップを回避し、債券発行プログラム、資金調達市場及び投資家基盤を多様化することである。この戦略は、管理委員会が承認した年間借入認可内で進められる。

### 流動性リスク指標及び制限

CEBの流動性リスクに対する耐性は、包括的なリスク指標に置き換えられ、適切な制限によって支えられている。その主要な指標は流動性ギャップ(流動性曲線)及び流動性比率である。これらの指標は、貸付金返済の中断、新規資金調達市場を利用できないこと、デリバティブ・ポートフォリオの悪評価による付随的担保要件及び財務省証券ポートフォリオの価値下落を含む、厳格なストレス・シナリオに基づき計算される。

- ・ **自給期間(SSP)**は、短期流動性リスクを抑制することについての重要な測定基準である。これは、当行が、市場にアクセスせず、また取引可能な流動資産の売却/回収を行うことなく、継続事業から生じるストレス付加後の想定支出純キャッシュ・フローを満たすことができる期間を評価するものである。最低自給期間は6ヶ月である。2019年末現在、これは9ヶ月となった。
- ・ **存続水準(SH)**は、当行が、市場にはアクセスしないものの、市場で取引可能な流動資産の売却/回収を含む継続事業から生じるストレス付加後の想定支出純キャッシュ・フローを満たすことができる期間を評価するものである。最低存続期間は、18ヶ月から24ヶ月の便宜期間を有する12ヶ月である。2019年末現在、これは19ヶ月となった。

流動性ギャップ指標と同様に、**短期流動比率(STLR)**は、流動性の源泉と、正確な期間水準すなわち、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月及び1年での用途とを比較した比率である。最後に、CEBIは、**流動性カバレッジ比率(LCR)**及び**安定調達比率(NSFR)**の要件を監視する。

2019年、デリバティブ契約に関する双方向証拠金要件への移行という状況において、CEBIは、デリバティブ・ポートフォリオの悪評価による付随的担保要件を評価するための新たなストレス・テスト・モデルを開発した。

### 金融資産及び金融負債の満期特性

以下の表は、金融資産及び金融負債の満期特性を示している。金融商品(貸付金、借入金及びデリバティブ)の契約上の最終満期までの元利金のキャッシュ・フロー(割引前)が、示されている。キャッシュ・フローは、金利スワップの純額及びその他のスワップの総額に基づき示されている。利息キャッシュ・フローは、クローリング日現在の金利カーブに基づき予測される。

(単位：千ユーロ)

|                       | 流動資産/負債残高   |               |              | 固定資産/負債残高   |           | 合計           |
|-----------------------|-------------|---------------|--------------|-------------|-----------|--------------|
|                       | 1ヶ月以下       | 1ヶ月超<br>3ヶ月以下 | 3ヶ月超<br>1年以下 | 1年超<br>5年以下 | 5年超       |              |
| 2019年12月31日現在         |             |               |              |             |           |              |
| 資 産                   |             |               |              |             |           |              |
| 現金及び中央銀行における残高        | 677,861     |               |              |             |           | 677,861      |
| 株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産 | 506,330     | 780,070       | 984,798      | 948,070     | 918,303   | 4,137,571    |
| 償却原価での金融資産            |             |               |              |             |           |              |
| 貸付金                   | (186,414)   | 202,805       | 2,089,070    | 7,753,400   | 6,514,507 | 16,373,368   |
| 前渡金                   | 1,292,318   | 578,195       | 298,279      |             |           | 2,168,792    |
| 負債証券                  | 75,620      | 4,472         | 168,516      | 788,783     | 1,356,157 | 2,393,549    |
| 差入保証金                 | 176,297     |               |              |             |           | 176,297      |
| 資産小計                  | 2,542,012   | 1,565,542     | 3,540,664    | 9,490,253   | 8,788,967 | 25,927,438   |
| 負 債                   |             |               |              |             |           |              |
| 償却原価での金融負債            |             |               |              |             |           |              |
| 信用機関及び顧客への負債額         | 963         | 8,659         | 15,610       | 89,116      | 37,724    | 152,072      |
| 発行済負債証券               | 965,659     | 954,600       | 1,670,996    | 12,586,108  | 5,230,221 | 21,407,584   |
| 預かり保証金                | 571,444     |               |              |             |           | 571,444      |
| 社会配当金勘定               | 48,544      |               |              |             |           | 48,544       |
| 負債小計                  | 1,586,610   | 963,259       | 1,686,606    | 12,675,224  | 5,267,945 | 22,179,644   |
| オフバランスシート取引           |             |               |              |             |           |              |
| 融資約定                  | (409,500)   | (234,980)     | (1,793,050)  | (3,361,419) | (644,327) | (6,443,277)  |
| 定期性金融商品               |             |               |              |             |           |              |
| 受取り                   | 1,143,154   | 1,322,464     | 899,811      | 7,661,057   | 871,306   | 11,897,793   |
| 支払い                   | (1,179,709) | (1,279,660)   | (754,882)    | (7,162,937) | (950,752) | (11,327,940) |
| オフバランスシート取引<br>小計     | (446,055)   | (192,176)     | (1,648,121)  | (2,863,299) | (723,773) | (5,873,423)  |
| 合計                    | 509,347     | 410,108       | 205,938      | (6,048,271) | 2,797,250 | (2,125,629)  |

(単位：千ユーロ)

|                       | 流動資産/負債残高 |               |              | 固定資産/負債残高   |           | 合計         |
|-----------------------|-----------|---------------|--------------|-------------|-----------|------------|
|                       | 1ヶ月以下     | 1ヶ月超<br>3ヶ月以下 | 3ヶ月超<br>1年以下 | 1年超<br>5年以下 | 5年超       |            |
| 2019年1月1日現在           |           |               |              |             |           |            |
| 資 産                   |           |               |              |             |           |            |
| 現金及び中央銀行における残高        | 450,181   |               |              |             |           | 450,181    |
| 株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産 | 179,080   | 1,058,316     | 1,005,353    | 904,985     | 1,021,696 | 4,169,429  |
| 償却原価での金融資産            |           |               |              |             |           |            |
| 貸付金                   | 59,751    | 171,919       | 1,874,552    | 7,742,822   | 5,671,462 | 15,520,506 |

|                   |           |             |             |             |           |              |
|-------------------|-----------|-------------|-------------|-------------|-----------|--------------|
| 前渡金               | 705,302   | 269,689     | 404,217     |             |           | 1,379,207    |
| 負債証券              | 5,620     | 4,464       | 213,615     | 871,653     | 1,521,927 | 2,617,280    |
| 差入保証金             | 367,359   |             |             |             |           | 367,359      |
| 資産小計              | 1,767,292 | 1,504,388   | 3,497,737   | 9,519,460   | 8,215,084 | 24,503,962   |
| 負債                |           |             |             |             |           |              |
| 償却原価での金融負債        |           |             |             |             |           |              |
| 信用機関及び顧客への負債額     | 117,599   | 6,667       | 6,667       | 53,333      |           | 184,266      |
| 発行済負債証券           | 15,688    | 1,105,365   | 2,408,480   | 10,920,677  | 5,473,259 | 19,923,470   |
| 預かり保証金            | 387,572   |             |             |             |           | 387,572      |
| 社会配当金勘定           | 52,178    |             |             |             |           | 52,178       |
| 負債小計              | 573,037   | 1,112,031   | 2,415,147   | 10,974,011  | 5,473,259 | 20,547,486   |
| オフバランスシート取引       |           |             |             |             |           |              |
| 融資約定              | (485,000) | (653,000)   | (1,452,500) | (2,899,980) | (789,098) | (6,279,578)  |
| 定期性金融商品           |           |             |             |             |           |              |
| 受取り               | 238,182   | 1,039,826   | 2,645,786   | 6,690,760   | 759,138   | 11,373,692   |
| 支払い               | (236,279) | (1,060,660) | (2,558,526) | (6,484,936) | (909,405) | (11,249,806) |
| オフバランスシート取引<br>小計 | (483,097) | (673,834)   | (1,365,240) | (2,694,156) | (939,365) | (6,155,692)  |
| 合計                | 711,158   | (281,478)   | (282,650)   | (4,148,706) | 1,802,460 | (2,199,216)  |

### 3. オペレーショナルリスク

CEBは、オペレーショナルリスクの特定、評価、管理及び報告に係る手法を成文化するオペレーショナルリスク管理方針を実施した。この書類は、オペレーショナルリスクがCEB全体において有効かつ統合的に管理されることを確保する健全な実務について定めている。

オペレーショナルリスクとは、不適切又は機能不全の内部プロセス、人員及びシステム又は外部的事象を原因とする潜在的な損失リスクと定義され、これには法的リスクが含まれる。さらに、CEBは、その活動に関連した風評リスクを考慮する。

バーゼル委員会の勧告及び最良慣行の適用を慎重に選択することにより、当行は引き続き当行のオペレーショナルリスクの評価及び適切な緩和策の実施に真摯に取り組んでいる。

CEBのオペレーショナルリスクの枠組みは、オペレーショナルリスク及び組織委員会(CORO)の半年に1度の会合において見直し及び承認が行われる。COROは総裁が議長を務め、経営幹部により構成されており、CEBが運用する受容可能なオペレーショナルリスク水準の設定を行い、局長らがそれぞれの局内においてかかるリスクを監視及び管理するために必要な対策を講じることを保証する。オペレーショナルリスクの資本費用は、四半期ごとに算出され、リスク管理報告書において開示される。

オペレーショナルリスク部門は、様々な業務分野と緊密に協力し、当行のオペレーショナルリスクについて日々の管理を調整する責務を負う。枠組み全体は、集中的かつ電子的に管理される。すなわち諸リスク及びかかるリスクの評価は、所定の方法及びリスク軽減手段及び実行計画に従う。また、管理の枠組みの有効性を保証するため、並びにリスクのマッピング及び評価を完了させるため、オペレーショナルリスクに係る事故(「危うく事故になりかけた」事例を含む。)の事例集も組み込まれている。

オペレーショナルリスク部門は、恒久的な内部統制の枠組みがその設計及び有効性の点で常に適切であることを保証している。各局は、主要なリスクを対象とした重要な統制に関するテストの実施後の各々の恒久的な統制環境の効率性について、毎年報告を行っている。当該結果はCOROに報告されている。

オペレーショナルリスク部門は、包括的手続及び管理マップを維持するため、業務部門と共同し、手続のモデルを制定する責任も負う。専用のイントラネット・サイトは、全てのスタッフに手続へのアクセスを提供する。

事業活動の混乱に対する防衛のため、CEBは事業継続計画(BCP)を整備した。かかる計画は、危機管理計画、データセンター、緊急対策室、ユーザーバックアップ拠点及び遠隔通信ソリューションを含む基本的な技術的枠組み並びに事業分野固有の計画から成る。

CEBは、必要自己資本を算出するために、(バーゼル に基づき提案された)基礎的指標手法を採用した。当行は過去3年間の平均銀行業務純益に基づいてかかる資本費用を算出する。この費用は、健全性資本に相当する。

2019年12月31日現在、オペレーショナルリスクの資本費用は2018年12月31日現在の23.2百万ユーロからほぼ変わらず、23.4百万ユーロとなった。

#### 4. 健全性に関する枠組み

多国間開発銀行(MDB)として、CEBIは、加盟国の規制枠組み、バーゼル委員会の勧告又は欧州連合指令の対象とはならない。しかしながら、必要な調整を全て行うことによって当行のMDBとしての地位を考慮し、最良の銀行慣行(BBP)に従うことが当行の方針である。この目的のため、当行は、当行の活動から生じるリスクを査定及び監視するために、一連の「健全性比率」を制定した。

かかる比率及び指標は、主に、資本、レバレッジ、流動性、市場における信用リスク、金利リスク及び外国為替取引リスクの6分野で構成される。

##### 資本

- 自己資本比率(CAR)は、標準化されたアプローチに基づき、当行の健全性資本(EP)が総リスク加重資産<sup>(1)</sup>(RWA)に占める割合を測定する。当行は、信用リスク、市場リスク及びオペレーショナルリスクから生じる事業における想定外の損失を吸収するための十分な資本を維持することを目的として、かかる比率を定義し、また監視している。

CARは、貸付活動及び財務活動におけるRWAが減少したこと並びに引受済資本金が比例的に増加したことにより、2018年末の30.4%からわずかに減少して、2019年12月末現在30.3%となった。

かかる比率に対する実際の下限は10.5%に設定されているが、当行は、第1級の財務ファンダメンタルズを保証する20%超の比率の維持を目指している。さらに、当行は、十分なバッファーを目標とし、25%超の水準の余裕幅を検討している。最後に、94.5%の資本要件の大部分を占める信用リスクは、その内訳が貸付ポートフォリオにおける信用リスク(80.9%)及び融資事業における信用リスク(13.6%)であった。

かかる比率は以下のとおり算出される。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{健全性資本}}{\text{リスク加重資産}}$$

- 健全性資本：払込済資本金、準備金及び純利益

- リスク加重資産：S[債務不履行エクスポージャー×リスク加重後の要因]

- ギアリング・レシオ(GR)は、自己資金<sup>(2)</sup>に対するスワップ後及び保証後の貸付残高の比率であり、当行の貸付事業に対する(リスク上限に代わる)規模上限となる。かかる比率は、その他の多国間開発銀行の貸付の規模に対する指標を提供することが意図されている。

$$\text{ギアリング・レシオ} = \frac{\text{スワップ後及び保証後の貸付残高}}{\text{自己資金}}$$

- 自己資金：引受済資本金、準備金及び純利益

その上限は自己資金の2.5倍であるため、当行は20.1十億ユーロまで貸付を行うことが可能であった。2019年末現在、かかる比率は、2018年末現在の1.85に対して1.92であったが、これは、貸付ポートフォリオの増加及び自己資金が少しだけ増加したことに起因する。

注(1) 加重資産は、リスクに応じて加重された銀行の資産又はオフバランスシート・エクスポージャーである。

注(2) CEBの自己資金：引受資本、準備金及び純利益



## レバレッジ

- 負債比率(IR)は、(スワップ後の)負債残高総額を健全性資本(Ep)と比較する指標である。負債残高総額には、有価証券、ユーロ・コマーシャル・ペーパー(ECPs)、銀行貸出及び定期預金口座によって裏付けられた負債も含まれるが、有担保のものは除かれる。その上限はEpの10倍(31.7十億ユーロ)に設定されている。2019年末現在、資本より負債が若干高い比率で増加したことにより、かかる比率は6.42(2018年は6.25)であった。

- 財務活動資産比率(TAR)は、(スワップ後の)金融資産総額を健全性資本と比較する指標である。金融資産総額は、スワップ後の(長期、中期及び短期の)有価証券ポートフォリオ、すなわち銀行預金、レポ及び「ノストロ勘定」(有担保のものを除く。)の残高で構成される。その上限はCEBの健全性資本の5倍(15.9十億ユーロ)に設定されている。かかる比率は、2018年12月31日現在の登録水準(2.63)から若干上昇し、2019年12月31日現在には2.68となった。

## 流動性

- 短期流動性比率は、長期にわたる市場混乱又は不況時において純流動性要求に対処する当行の能力を様々な時点において測定するための指標である。現金の源泉<sup>(1)</sup>(流動資産)及び使途<sup>(2)</sup>(流動性必要額)の間で生じ得る「流動性ギャップ」の分析は、将来の様々な期間について行われる。すなわち、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月及びそれ以降の各期間について、資産クラス、格付及び満期に応じてそれぞれリスクに関する掛目を適用することにより、厳しい市場環境や不利な経済状況における対応力を計る。流動資産の最低額は、各期間の純流動性必要額の100%に設定されている。

2019年12月31日現在、短期流動性比率は、1ヶ月については358%(2018年は570%)、3ヶ月については237%(2018年は227%)、6ヶ月については186%(2018年は169%)及び1年については139%(2018年は124%)であった。

- 自給期間は、当行が、新規の資金調達のために市場にアクセスすることなく、又は資産の売却若しくは回収を行うことなく、ストレス付加後の想定支出純キャッシュ・フローを満たすことができる期間を測定するための指標である。その下限は6ヶ月超に設定されている。

2019年12月31日現在、かかる指標は、2018年12月31日現在の10ヶ月に対し、9ヶ月であった。

注(1) 現金の源泉：制約の付されていない現金及び短期銀行間預金の引出し、担保が設定されていない良質な流動性有価証券の返済又は売却並びに貸出金の返済

注(2) 現金の使途：出資金の払戻し、融資約定に係る支払い及びデリバティブの担保として受領した現金(担保金額)の返戻要求

## 市場における信用リスク

- 最低内部格付は、当行が、発行者、債務者及び取引相手方との取引を締結する購入日における最低格付を決定するための指標である。当行の最低内部格付は、短期投資については7.0(A-)<sup>(1)</sup>以上、長期投資については8.0(A+)<sup>(2)</sup>以上である。2019年12月31日現在、2018年12月31日現在の購入日における最低内部格付が定められた基準値を下回った取引相手方/取引はなく、当行の内部格付は定められた限度内であった。

注(1) 満期までの期間が3ヶ月未満のもの最低内部格付は、ソブリン債については6.0(BBB)、短期債券及び預金については6.5(BBB+)となる。

注(2) 満期までの期間が2年以内のものの最低内部格付は、ソブリン、準ソブリン、機関、超国家機関及び金融機関の発行した債券については7.0(A-)となる。

### 金利リスク

- 経済価値感応度は、+/-10ベース・ポイントの金利ショックによる、自己資金(市場リスク(MR)<sup>(1)</sup>)を含む当行の経済価値の変動を測定するための指標である。その絶対値は、自己資金(MR)の0.5%未満、すなわち17.1百万ユーロ未満と設定されている。2019年12月31日現在、経済価値感応度の金額は、2018年12月31日現在の絶対値16.6百万ユーロに対する0.8百万ユーロと比較して-0.3百万ユーロであり、定められた限度内であった。

注(1) 自己資金(MR)：払込済資本金、準備金、純利益、社会配当金勘定及び退職給付金引当金

### 外国為替取引リスク

- 正味スポット・オープン・ポジション<sup>(1)</sup>は、オンバランスシート及びオフバランスシートの両方のポジションを含む、外国通貨建ての資産総額から負債総額を控除した額である。その絶対値は、1通貨当り1百万ユーロ未満と設定されている。2019年12月31日現在、各通貨における正味スポット・オープン・ポジションは2018年12月31日現在の認められた限度を下回っていた。

注(1) 月末時点

[次へ](#)

## 注D：損益を通じて公正価値で測定する金融商品及びヘッジ・デリバティブ金融商品

IFRS第9号によってそのヘッジ関係が承認されていない当行のヘッジデリバティブは、貸借対照表の「損益を通じて公正価値で測定する金融商品」の項目に計上される。

IFRS第9号に基づいて公正価値ヘッジ又はキャッシュ・フロー・ヘッジとして認識される当行のヘッジデリバティブは、貸借対照表の「ヘッジ・デリバティブ金融商品」の項目に計上される。これらのオペレーションは、金融資産及び負債(貸付金、株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産、発行済負債証券)をヘッジする。

金融商品には、金利スワップ、通貨スワップ及び先物為替スワップが含まれる。

IFRS第13号「公正価値測定」の適用に伴い、CEBは、以下の事項に関連する評価方法を調整した。

- デリバティブ金融資産の公正価値の範囲内での取引相手方の信用リスク(信用評価調整 - CVA)
- デリバティブ金融負債の評価額の範囲内でのCEB自体の信用リスク(債務評価調整 - DVA)
- 発行済負債証券の評価額の範囲内でのCEB自体の信用リスク(自己信用評価修正 - OCA)

2019年12月31日現在、CEBは、DVAに係る資産として148千ユーロ(2018年12月31日現在は241千ユーロ)、及びCVAに係る負債として603千ユーロ(2018年12月31日現在は967千ユーロ)のデリバティブ商品に係る公正価値の調整を計上した。これらの調整は、損益計算書の取引相手方ごとに計上される。

OCAは、公正価値で測定する区分に指定された発行済負債商品に対し、CEBの不履行リスクを示すために作成される修正である。CEBが発行した負債証券が償却原価で測定する区分に全て指定されることにより、OCAはゼロとなる。

以下の表は、これらの金融商品の公正価値を示す。

| (単位：千ユーロ)                      |             |             |
|--------------------------------|-------------|-------------|
| 2019年12月31日                    | ポジティブ<br>時価 | ネガティブ<br>時価 |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融商品            |             |             |
| 金利デリバティブ金融商品                   | 1,738       | (61)        |
| 外国為替デリバティブ金融商品                 | 311,416     | (186,676)   |
| CEB自体の信用リスクの価額調整(債務評価調整 - DVA) | 148         |             |
| 取引相手方の信用リスクの価額調整(信用評価調整 - CVA) |             | (603)       |
| 合 計                            | 313,302     | (187,340)   |
| ヘッジ・デリバティブ金融商品                 |             |             |
| 金利デリバティブ金融商品                   | 636,950     | (494,854)   |
| 外国為替デリバティブ金融商品                 | 201,296     | (36,606)    |
| 合 計                            | 838,246     | (531,460)   |

| (単位：千ユーロ)                      |             |             |
|--------------------------------|-------------|-------------|
| 2019年1月1日                      | ポジティブ<br>時価 | ネガティブ<br>時価 |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融商品            |             |             |
| 金利デリバティブ金融商品                   | 8,634       | (146)       |
| 外国為替デリバティブ金融商品                 | 247,977     | (434,166)   |
| CEB自体の信用リスクの価額調整(債務評価調整 - DVA) | 241         |             |
| 取引相手方の信用リスクの価額調整(信用評価調整 - CVA) |             | (967)       |
| 合 計                            | 256,852     | (435,279)   |
| ヘッジ・デリバティブ金融商品                 |             |             |
| 金利デリバティブ金融商品                   | 586,052     | (354,261)   |
| 外国為替デリバティブ金融商品                 | 124,596     | (88,570)    |
| 合 計                            | 710,648     | (442,831)   |

## 注E：金融資産及び金融負債

金融資産及び金融負債は、会計評価基準及び公正価値に従い、以下の表に示されている。

(単位：千ユーロ)

| 2019年12月31日現在     | 損益を通じて<br>測定する<br>公正価値 | 振替可能<br>株主資本を<br>通じて測定<br>する公正価値 | 非振替可能<br>株主資本を<br>通じて測定<br>する公正価値 | 償却原価       | 純簿価        | 公正価値       |
|-------------------|------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|------------|------------|------------|
| <b>資 産</b>        |                        |                                  |                                   |            |            |            |
| 現金及び中央銀行における残高    |                        |                                  |                                   | 677,861    | 677,861    | 677,861    |
| 損益を通じて公正価値で測定する   |                        |                                  |                                   |            |            |            |
| 金融資産              | 313,302                |                                  |                                   |            | 313,302    | 313,302    |
| ヘッジ・デリバティブ金融商品    | 838,246                |                                  |                                   |            | 838,246    | 838,246    |
| 株主資本を通じて公正価値で測定する |                        |                                  |                                   |            |            |            |
| 金融資産              |                        | 4,116,697                        | 1,144                             |            | 4,117,841  | 4,117,841  |
| 償却原価での金融資産        |                        |                                  |                                   |            |            |            |
| 貸付金及び前渡金          |                        |                                  |                                   | 17,976,450 | 17,976,450 | 17,976,450 |
| 負債証券              |                        |                                  |                                   | 1,977,538  | 1,977,538  | 2,380,866  |
| 金融資産合計            | 1,151,548              | 4,116,697                        | 1,144                             | 20,631,850 | 25,901,239 | 26,304,567 |
| <b>負 債</b>        |                        |                                  |                                   |            |            |            |
| 損益を通じて公正価値で測定する   |                        |                                  |                                   |            |            |            |
| 金融負債              | 187,340                |                                  |                                   |            | 187,340    | 187,340    |
| ヘッジ・デリバティブ金融商品    | 531,460                |                                  |                                   |            | 531,460    | 531,460    |
| 償却原価での金融資産        |                        |                                  |                                   |            |            |            |
| 信用機関及び顧客に対する負債額   |                        |                                  |                                   | 153,940    | 153,940    | 153,940    |
| 発行済負債証券           |                        |                                  |                                   | 21,228,068 | 21,228,068 | 21,295,703 |
| 社会配当金勘定           |                        |                                  |                                   | 48,544     | 48,544     | 48,544     |
| 金融負債合計            | 718,800                |                                  |                                   | 21,430,551 | 22,149,352 | 22,216,987 |

(単位：千ユーロ)

| 2019年1月1日現在       | 損益を通じて<br>測定する<br>公正価値 | 振替可能<br>株主資本を<br>通じて測定<br>する公正価値 | 非振替可能<br>株主資本を<br>通じて測定<br>する公正価値 | 償却原価       | 純簿価        | 公正価値       |
|-------------------|------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|------------|------------|------------|
| <b>資 産</b>        |                        |                                  |                                   |            |            |            |
| 現金及び中央銀行における残高    |                        |                                  |                                   | 450,113    | 450,113    | 450,113    |
| 損益を通じて公正価値で測定する   |                        |                                  |                                   |            |            |            |
| 金融資産              | 256,852                |                                  |                                   |            | 256,852    | 256,852    |
| ヘッジ・デリバティブ金融商品    | 710,648                |                                  |                                   |            | 710,648    | 710,648    |
| 株主資本を通じて公正価値で測定する |                        |                                  |                                   |            |            |            |
| 金融資産              |                        | 4,098,276                        | 952                               |            | 4,099,228  | 4,099,228  |
| 償却原価での金融資産        |                        |                                  |                                   |            |            |            |
| 貸付金及び前渡金          |                        |                                  |                                   | 16,262,367 | 16,262,367 | 16,262,367 |
| 負債証券              |                        |                                  |                                   | 2,138,720  | 2,138,720  | 2,508,571  |
| 金融資産合計            | 967,500                | 4,098,276                        | 952                               | 18,851,200 | 23,917,928 | 24,287,779 |
| <b>負 債</b>        |                        |                                  |                                   |            |            |            |
| 損益を通じて公正価値で測定する   |                        |                                  |                                   |            |            |            |
| 金融負債              | 435,279                |                                  |                                   |            | 435,279    | 435,279    |
| ヘッジ・デリバティブ金融商品    | 442,831                |                                  |                                   |            | 442,831    | 442,831    |
| 償却原価での金融負債        |                        |                                  |                                   |            |            |            |
| 信用機関及び顧客に対する負債額   |                        |                                  |                                   | 184,266    | 184,266    | 184,266    |
| 発行済負債証券           |                        |                                  |                                   | 19,533,779 | 19,533,779 | 19,668,476 |
| 社会配当金勘定           |                        |                                  |                                   | 52,178     | 52,178     | 52,178     |
| 金融負債合計            | 878,110                |                                  |                                   | 19,770,223 | 20,648,333 | 20,783,030 |

株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産又は償却原価での負債証券の項目に分類された有価証券のうち、2019年中及び2018年中に担保として提供されたものはなかった。

#### 注F：金融商品の時価測定

IFRS第13号「公正価値測定」の適用に伴い、CEBIは、注Dに記載されたとおり、取引相手方のリスク(CVA)並びに自身の信用リスク(DVA及びOCA)が含まれるように、その金融商品の公正価値測定の枠組みを調整した。

当行の金融資産及び負債は、その公正価値測定の信頼性を反映して3段階のヒエラルキーにより分類される。

レベル1 - 取引市場で相場価格を有する流動資産及び負債並びに金融商品

レベル2 - その市場価値が観察可能なパラメーターに基づく評価手法を用いて測定される金融商品

レベル3 - その市場価値が観察不能なパラメーターも含めた評価手法を用いて測定される金融商品

このレベルは以下を含む。

- レベル3のデリバティブが組み込まれた発行済負債証券であり、入手可能な市場価格がないもの。
- 複合的なモデルによる評価が必要であり、観察不能な市場データによる影響を受けやすいことが顕著な仕組債を含むデリバティブ商品。
- 支払の条件がその他の超国家的な金融機関により用いられる条件と同等である貸付金。優先債権者の地位を考慮して、当行は、この種の債権の売却を行っていない。さらに、貸付金の大半が変動金利(ヘッジ取引を含む。)によるものであるため、かかる取引の公正価値に対する市場金利の変動の影響は僅少である。したがって、当行は、これらの資産の公正価値は純簿価と一致すると見積っている。

公正価値で測定された金融商品は、以下の表に示されている。

(単位：千ユーロ)

| 2019年12月31日           | レベル1              | レベル2             | レベル3              | 合計                |
|-----------------------|-------------------|------------------|-------------------|-------------------|
| <b>資 産</b>            |                   |                  |                   |                   |
| 現金及び中央銀行における残高        | 677,861           |                  |                   | 677,861           |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融商品   |                   | 313,302          |                   | 313,302           |
| ヘッジ・デリバティブ金融商品        |                   | 838,246          |                   | 838,246           |
| 株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産 | 3,017,208         | 1,100,633        |                   | 4,117,841         |
| <b>償却原価での金融資産</b>     |                   |                  |                   |                   |
| 貸付金及び前渡金              |                   |                  | 17,976,450        | 17,976,450        |
| 負債証券                  | 2,380,866         |                  |                   | 2,380,866         |
| <b>金融資産合計</b>         | <b>6,075,935</b>  | <b>2,252,181</b> | <b>17,976,450</b> | <b>26,304,566</b> |
| <b>負 債</b>            |                   |                  |                   |                   |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融商品   |                   | 187,340          |                   | 187,340           |
| ヘッジ・デリバティブ金融商品        |                   | 531,460          |                   | 531,460           |
| <b>償却原価での金融負債</b>     |                   |                  |                   |                   |
| 信用機関及び顧客に対する負債額       | 100,607           | 53,333           |                   | 153,940           |
| 発行済負債証券               | 20,984,827        | 310,876          |                   | 21,295,703        |
| 社会配当金勘定               | 48,544            |                  |                   | 48,544            |
| <b>金融負債合計</b>         | <b>21,133,978</b> | <b>1,083,009</b> |                   | <b>22,216,987</b> |

(単位：千ユーロ)

| 2019年1月1日             | レベル1              | レベル2             | レベル3              | 合計                |
|-----------------------|-------------------|------------------|-------------------|-------------------|
| <b>資 産</b>            |                   |                  |                   |                   |
| 現金及び中央銀行における残高        | 450,113           |                  |                   | 450,113           |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融商品   |                   | 256,852          |                   | 256,852           |
| ヘッジ・デリバティブ金融商品        |                   | 710,648          |                   | 710,648           |
| 株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産 | 2,567,614         | 1,531,614        |                   | 4,099,228         |
| <b>償却原価での金融資産</b>     |                   |                  |                   |                   |
| 貸付金及び前渡金              |                   |                  | 16,262,367        | 16,262,367        |
| 負債証券                  | 2,501,246         | 7,325            |                   | 2,508,571         |
| <b>金融資産合計</b>         | <b>5,518,973</b>  | <b>2,506,439</b> | <b>16,262,367</b> | <b>24,287,779</b> |
| <b>負 債</b>            |                   |                  |                   |                   |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融商品   |                   | 435,279          |                   | 435,279           |
| ヘッジ・デリバティブ金融商品        |                   | 442,831          |                   | 442,831           |
| <b>償却原価での金融負債</b>     |                   |                  |                   |                   |
| 信用機関及び顧客に対する負債額       | 117,599           | 66,667           |                   | 184,266           |
| 発行済負債証券               | 19,043,670        | 624,806          |                   | 19,668,476        |
| 社会配当金勘定               | 52,178            |                  |                   | 52,178            |
| <b>金融負債合計</b>         | <b>19,213,447</b> | <b>1,569,583</b> |                   | <b>20,783,030</b> |

注G：金融資産及び金融負債の相殺

2019年12月31日現在、CEBの貸借対照表において相殺の対象となる事業はなかった。当行はIAS第32号の改訂の基準を満たすような相殺協定を有していない。

以下の表は、金融資産及び金融負債の純額、並びにIFRS第7号の改訂により要求される包括協定に基づく取引(スワップ及び貸付における担保契約に基づき受領した現金預金又は有価証券)を考慮に入れた金融資産及び金融負債の純額を示している。

(単位：千ユーロ)

| 2019年12月31日 | 金融資産及び金融負債の純額 | 担保として受領した/取得した現金 | 担保として取得した有価証券 | 純額         |
|-------------|---------------|------------------|---------------|------------|
| <b>資 産</b>  |               |                  |               |            |
| 償却原価での貸付金   | 15,807,267    |                  | (499,775)     | 15,307,493 |
| デリバティブ金融商品  | 1,151,548     | (571,649)        | (59,496)      | 520,403    |
| 差入保証金       | 176,297       | (176,397)        |               | (100)      |

|             |            |                     |            |
|-------------|------------|---------------------|------------|
| その他相殺されない資産 | 9,006,679  |                     | 9,006,679  |
| 資産合計        | 26,141,791 | (748,046) (559,271) | 24,834,474 |
| 負債          |            |                     |            |
| デリバティブ金融商品  | 718,800    | (176,397)           | 542,403    |
| 預かり保証金      | 571,444    | (571,649)           | (205)      |
| その他相殺されない負債 | 21,762,743 |                     | 21,762,743 |
| 負債合計        | 23,052,987 | (748,046)           | 22,304,941 |

(単位：千ユーロ)

| 2019年1月1日   | 金融資産及び金融負債の純額 | 担保として受領した/取得した現金 | 担保として取得した有価証券 | 純額         |
|-------------|---------------|------------------|---------------|------------|
| 資産          |               |                  |               |            |
| 償却原価での貸付金   | 14,882,674    |                  | (543,407)     | 14,339,267 |
| デリバティブ金融商品  | 967,500       | (387,641)        | (71,910)      | 507,949    |
| 差入保証金       | 367,311       | (367,470)        |               | (159)      |
| その他相殺されない資産 | 8,130,521     |                  |               | 8,130,521  |
| 資産合計        | 24,348,006    | (755,111)        | (615,317)     | 22,977,578 |
| 負債          |               |                  |               |            |
| デリバティブ金融商品  | 878,110       | (367,470)        |               | 510,640    |
| 預かり保証金      | 387,478       | (387,641)        |               | (163)      |
| その他相殺されない負債 | 20,036,254    |                  |               | 20,036,254 |
| 負債合計        | 21,301,842    | (755,111)        |               | 20,546,731 |

注H：株主資本を通じた公正価値及び償却原価での金融資産

株主資本を通じた公正価値での金融資産

2019年12月31日現在、株主資本を通じた公正価値での金融資産は、負債証券4.1十億ユーロ(2019年1月1日は4.1十億ユーロ)及び資本性金融商品1.1百万ユーロ(2019年1月1日は1.0百万ユーロ)で構成される。

(単位：千ユーロ)

|                       | 2019年12月31日 | 2019年1月1日 |
|-----------------------|-------------|-----------|
| 株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産 |             |           |
| 総簿価                   | 4,006,942   | 4,027,185 |
| 未実現損益                 | 111,304     | 72,483    |
| 減損(*)                 | (405)       | (440)     |
| 合計                    | 4,117,841   | 4,099,228 |
| (*)うち、ステージ1           | (405)       | (440)     |
| うち、ステージ2              |             |           |
| うち、ステージ3              |             |           |

償却原価での金融資産

(単位：千ユーロ)

|          | 2019年12月31日 | 2019年1月1日 |
|----------|-------------|-----------|
| 信用機関向貸付金 |             |           |
| 総簿価      | 8,842,084   | 8,718,518 |
| 減損       | (5,467)     | (6,009)   |
| 純簿価      | 8,836,617   | 8,712,509 |
| 顧客向貸付金   |             |           |
| 総簿価      | 6,623,776   | 5,944,302 |
| 減損       | (6,957)     | (7,355)   |
| 純簿価      | 6,616,819   | 5,936,947 |

|                            |                   |                   |
|----------------------------|-------------------|-------------------|
| デリバティブ商品によってヘッジされた貸付金の金額調整 | 353,831           | 233,218           |
| <b>貸付金合計</b>               | <b>15,807,267</b> | <b>14,882,674</b> |
| 前渡金                        |                   |                   |
| 要求に応じた支払可能な前渡金 総簿価         | 9,013             | 22,865            |
| 減損                         | (3)               | (8)               |
| 純簿価                        | 9,009             | 22,857            |
| 合意された満期又は通知期間のある前渡金 総簿価    | 2,160,290         | 1,356,907         |
| 減損                         | (116)             | (71)              |
| 純簿価                        | 2,160,174         | 1,356,836         |
| <b>前渡金合計</b>               | <b>2,169,183</b>  | <b>1,379,693</b>  |
| 負債証券                       |                   |                   |
| 総簿価                        | 1,977,664         | 2,138,936         |
| 減損                         | (126)             | (216)             |
| 純簿価                        | 1,977,538         | 2,138,720         |
| <b>負債証券合計</b>              | <b>1,977,538</b>  | <b>2,138,720</b>  |

2019年12月31日現在の貸付金のうち、保証が付されているものは、7.0十億ユーロである(2019年1月1日現在は7.0十億ユーロ)。これらの保証は、有価証券又は締結済みの約定の形式によって行われている。

#### 償却原価でのステージ別金融資産

(単位：千ユーロ)

|          | 2019年12月31日 |         |           | 2019年1月1日 |         |           |
|----------|-------------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|
|          | 総簿価         | 減損      | 純簿価       | 総簿価       | 減損      | 純簿価       |
| 信用機関向貸付金 | 8,842,084   | (5,467) | 8,836,617 | 8,718,518 | (6,009) | 8,712,509 |
| ステージ1    | 8,842,084   | (5,467) | 8,836,617 | 8,718,518 | (6,009) | 8,712,509 |
| ステージ2    |             |         |           |           |         |           |
| ステージ3    |             |         |           |           |         |           |
| 顧客向貸付金   | 6,623,776   | (6,957) | 6,616,819 | 5,944,302 | (7,355) | 5,936,947 |
| ステージ1    | 6,623,776   | (6,957) | 6,616,819 | 5,944,302 | (7,355) | 5,936,947 |
| ステージ2    |             |         |           |           |         |           |
| ステージ3    |             |         |           |           |         |           |
| 前渡金      | 2,169,303   | (120)   | 2,169,183 | 1,379,772 | (79)    | 1,379,693 |
| ステージ1    | 2,169,303   | (120)   | 2,169,183 | 1,379,772 | (79)    | 1,379,693 |
| ステージ2    |             |         |           |           |         |           |
| ステージ3    |             |         |           |           |         |           |
| 負債証券     | 1,977,664   | (126)   | 1,977,538 | 2,138,936 | (216)   | 2,138,720 |
| ステージ1    | 1,977,664   | (126)   | 1,977,538 | 2,138,936 | (216)   | 2,138,720 |
| ステージ2    |             |         |           |           |         |           |
| ステージ3    |             |         |           |           |         |           |

#### 貸付金残高及び融資約定の国別内訳

以下の表には、借入人の属する国別の貸付金残高及び融資約定の内訳が、社会配当金勘定から助成金を支払っているか否かにかかわらず表示される。

(単位：千ユーロ)

| 残高 | 融資約定 |
|----|------|
|----|------|



| 借入人の属する<br>国別内訳     | 2019年12月31日 |        | 2019年1月1日  |        | 2019年12月31日 |  | 2019年1月1日 |  |
|---------------------|-------------|--------|------------|--------|-------------|--|-----------|--|
|                     |             | %      |            | %      |             |  |           |  |
| ポーランド               | 1,945,432   | 12.61  | 1,992,005  | 13.62  | 687,700     |  | 777,924   |  |
| スペイン                | 1,865,321   | 12.09  | 1,960,699  | 13.41  | 596,047     |  | 818,500   |  |
| トルコ                 | 1,435,500   | 9.30   | 1,466,648  | 10.03  |             |  | 165,000   |  |
| フランス                | 1,201,098   | 7.79   | 1,317,854  | 9.01   | 401,723     |  | 428,330   |  |
| ベルギー                | 1,001,900   | 6.49   | 842,956    | 5.76   | 230,000     |  | 142,500   |  |
| ドイツ <sup>(1)</sup>  | 850,793     | 5.51   | 802,551    | 5.49   | 1,002,808   |  | 580,148   |  |
| スロバキア共和国            | 721,592     | 4.68   | 525,211    | 3.59   | 63,037      |  | 215,037   |  |
| オランダ                | 719,492     | 4.66   | 594,607    | 4.06   | 375,025     |  | 222,083   |  |
| ルーマニア               | 587,976     | 3.81   | 653,632    | 4.47   | 277,082     |  | 319,372   |  |
| チェコ共和国              | 561,343     | 3.64   | 487,398    | 3.33   | 150,000     |  | 175,000   |  |
| イタリア <sup>(2)</sup> | 551,529     | 3.57   | 376,246    | 2.57   | 675,221     |  | 585,000   |  |
| ハンガリー               | 515,196     | 3.34   | 594,983    | 4.07   | 67,301      |  | 123,864   |  |
| フィンランド              | 498,915     | 3.23   | 412,167    | 2.82   | 95,000      |  | 110,000   |  |
| キプロス                | 443,123     | 2.87   | 483,532    | 3.31   | 147,049     |  | 118,549   |  |
| アイルランド              | 352,911     | 2.29   | 288,342    | 1.97   | 85,000      |  | 255,000   |  |
| クロアチア               | 335,211     | 2.17   | 335,719    | 2.29   | 259,314     |  | 56,988    |  |
| スウェーデン              | 280,578     | 1.82   | 104,958    | 0.72   | 336,722     |  | 311,720   |  |
| ポルトガル               | 272,376     | 1.77   | 203,148    | 1.39   | 254,000     |  | 239,000   |  |
| セルビア                | 244,277     | 1.58   | 142,097    | 0.97   | 165,712     |  | 74,911    |  |
| ブルガリア               | 235,515     | 1.53   | 221,443    | 1.51   | 100,000     |  | 160,000   |  |
| リトアニア               | 199,809     | 1.30   | 201,659    | 1.38   | 144,014     |  | 35,000    |  |
| 北マケドニア              | 104,293     | 0.68   | 101,894    | 0.70   | 57,264      |  | 71,401    |  |
| アルバニア               | 101,379     | 0.66   | 99,003     | 0.68   | 6,980       |  | 20,580    |  |
| スロベニア               | 100,144     | 0.65   | 101,683    | 0.70   | 75,000      |  | 35,000    |  |
| アイスランド              | 100,131     | 0.65   | 106,217    | 0.73   |             |  | 5,000     |  |
| ボスニア・ヘルツェ<br>ゴビナ    | 73,798      | 0.48   | 66,415     | 0.45   | 48,340      |  | 53,763    |  |
| モンテネグロ              | 39,652      | 0.26   | 35,885     | 0.25   | 44,692      |  | 37,783    |  |
| モルドバ共和国             | 36,005      | 0.23   | 38,362     | 0.26   | 49,248      |  | 51,125    |  |
| デンマーク               | 20,000      | 0.13   | 33,333     | 0.23   |             |  |           |  |
| ラトビア                | 16,100      | 0.10   | 15,301     | 0.10   | 23,400      |  | 77,000    |  |
| ジョージア               | 8,750       | 0.06   | 8,124      | 0.06   | 15,598      |  | 14,000    |  |
| エストニア               | 7,313       | 0.05   | 10,686     | 0.07   |             |  |           |  |
| 合 計                 | 15,427,452  | 100.00 | 14,624,758 | 100.00 | 6,433,277   |  | 6,279,578 |  |

注(1) うち2019年12月31日現在の対象国のための残高5.2百万ユーロ(2019年1月1日現在は6.8百万ユーロ)。

(2) うち2019年12月31日現在の対象国のための残高35.9百万ユーロ(2019年1月1日現在は53.5百万ユーロ)。

SDA金利補助金又は借入保証を受けている貸付金残高及び融資約定の国別内訳

社会配当金勘定からの金利補助金又は借入保証を受けている貸付金残高及び融資約定の詳細は、下記の表に借入人の属する国別に記載されるとおりである。

(単位：千ユーロ)

| 借入人の属する国別内訳  | 残 高         |           | 融資約定        |           |
|--------------|-------------|-----------|-------------|-----------|
|              | 2019年12月31日 | 2019年1月1日 | 2019年12月31日 | 2019年1月1日 |
| トルコ          | 459,000     | 420,000   |             | 60,000    |
| ポーランド        | 173,501     | 180,130   | 14,288      | 15,288    |
| ルーマニア        | 102,927     | 121,584   | 7,621       | 11,121    |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ | 68,795      | 58,387    | 37,340      | 42,763    |
| アルバニア        | 60,898      | 71,122    |             |           |
| モルドバ共和国      | 26,772      | 27,750    | 10,933      | 12,811    |
| クロアチア        | 25,100      | 27,515    | 9,314       | 19,164    |
| 北マケドニア       | 17,738      | 13,472    | 5,262       | 10,303    |
| セルビア         | 10,576      | 13,420    |             |           |
| イタリア         | 5,600       | 7,000     |             |           |
| ブルガリア        | 4,827       | 5,586     |             |           |
| ジョージア        | 3,082       | 1,574     | 2,500       |           |
| 合 計          | 958,816     | 947,540   | 87,258      | 171,450   |

金利補助金については、注Lに記載されている。

注I：有形資産及び無形資産

| (単位：千ユーロ)     |        |          |         |          |          |
|---------------|--------|----------|---------|----------|----------|
|               | 土地及び建物 | 備品及び設備   | その他     | 無形資産     | 合計       |
| 総簿価           |        |          |         |          |          |
| 2019年1月1日現在   | 36,448 | 14,694   | 9,269   | 22,820   | 83,231   |
| 追加額           | 196    | 662      | 161     | 5,055    | 6,074    |
| その他変動(*)      | 1,035  | (154)    | (1,567) | (766)    | (1,453)  |
| 2019年12月31日現在 | 37,679 | 15,202   | 7,863   | 27,109   | 87,852   |
| 償却費           |        |          |         |          |          |
| 2019年1月1日現在   |        | (10,232) | (7,559) | (9,868)  | (27,659) |
| 当期費用(*)       | (279)  | (827)    | (884)   | (2,795)  | (4,786)  |
| その他変動         |        |          | 1,650   | 766      | 2,416    |
| 2019年12月31日現在 | (279)  | (11,059) | (6,793) | (11,897) | (30,029) |
| 純簿価           |        |          |         |          |          |
| 2019年12月31日現在 | 37,400 | 4,143    | 1,070   | 15,211   | 57,824   |

| (単位：千ユーロ)     |        |          |         |         |          |
|---------------|--------|----------|---------|---------|----------|
|               | 土地及び建物 | 備品及び設備   | その他     | 無形資産    | 合計       |
| 総簿価           |        |          |         |         |          |
| 2018年1月1日現在   | 36,344 | 14,460   | 8,553   | 17,840  | 77,197   |
| 追加額           | 104    | 410      | 1,007   | 4,980   | 6,501    |
| その他変動         |        | (176)    | (291)   |         | (467)    |
| 2018年12月31日現在 | 36,448 | 14,694   | 9,269   | 22,820  | 83,231   |
| 償却費           |        |          |         |         |          |
| 2018年1月1日現在   |        | (9,503)  | (6,866) | (7,912) | (24,281) |
| 当期費用          |        | (896)    | (993)   | (1,956) | (3,845)  |
| その他変動         |        | 167      | 300     |         | 467      |
| 2018年12月31日現在 |        | (10,232) | (7,559) | (9,868) | (27,659) |
| 純簿価           |        |          |         |         |          |
| 2018年12月31日現在 | 36,448 | 4,462    | 1,710   | 12,952  | 55,572   |

(\*) 土地及び建物は、IFRS第16号の適用により影響を受ける唯一のリースであるパリ市クレペール通り55番所在のオフィスのリースを含む。2019年12月31日現在、利用権純額は1.0百万ユーロとなり、償却費はマイナス279千ユーロとなった。

注J：その他の資産及び負債

| (単位：千ユーロ)  |             |           |
|------------|-------------|-----------|
|            | 2019年12月31日 | 2019年1月1日 |
| その他の資産     |             |           |
| 差入保証金(*)   | 176,297     | 367,311   |
| 前払費用       | 2,296       | 4,851     |
| 雑借方        | 3,316       | 2,291     |
| 雑資産        | 820         | 53        |
| 合計         | 182,729     | 374,506   |
| その他の負債     |             |           |
| 預かり保証金(**) | 571,444     | 387,478   |
| 雑貸方        | 3,993       | 3,126     |
| 雑負債(**)    | 7,697       | 5,300     |
| 合計         | 583,134     | 395,904   |

(\*) 担保契約に関して、当行は、預託金又は有価証券の形式による保証金を預け入れ、また差し入れている。

2019年12月31日現在、CEBIは、

- ・ 預託金の形式で571.4百万ユーロ(2019年1月1日現在は387.5百万ユーロ)、有価証券の形式で559.3百万ユーロ(2019年1月1日現在は615.5百万ユーロ)の預かり保証金
- ・ 預託金の形式で176.3百万ユーロ(2019年1月1日現在は367.4百万ユーロ)の差入保証金を有している。

(\*\*) IFRS第16号に基づき、うち1.0百万ユーロはリース負債として認識される支払リース料及びマイナス279千ユーロの償却費である。

#### 注K：減価償却費で測定する金融負債

| (単位：千ユーロ)                     |             |            |
|-------------------------------|-------------|------------|
|                               | 2019年12月31日 | 2019年1月1日  |
| 信用機関及び顧客に対する負債額               |             |            |
| 付利口座                          | 100,606     | 117,599    |
| 借入金及び定期預金                     | 53,334      | 66,667     |
| 合 計                           | 153,940     | 184,266    |
| 償却原価での発行済負債証券                 |             |            |
| 債券                            | 20,452,833  | 18,890,274 |
| 支払利息                          | 174,450     | 236,613    |
| デリバティブ商品によりヘッジされる発行済負債証券の価額調整 | 600,785     | 406,892    |
| 合 計                           | 21,228,068  | 19,533,779 |

#### 顧客の付利口座の進展

支援者との間で調印された多数の二国間及び多国間の寄付金に関する同意の枠組内で、CEBは、その目的に沿った活動に対し助成金による融資を行うため、寄付金を受け入れている。支援者より受領した寄付金は、CEBの名義で開設されている口座に預け入れられる。

一般的に、寄付金の大部分はCEBの協力国及び欧州連合の加盟国によって提供される。

当行は、口座の管理者としての役割を果たしている。当行は口座に影響を及ぼす変更の処理及び記録並びに利用可能残高の管理を行う。かかる活動の枠組内において、CEBは管理報酬を受け取ることができる。

CEBが最初に1又は複数の支援者より寄付金に関する約定を得ることなく受益者へ助成金を提供する約定を結ぶことはないため、CEBは、上記の口座に関して信用リスクにさらされていない。

2019年12月31日現在、当行は26の付利口座(2018年は25)を管理し、残高は合計100.6百万ユーロ(2018年は117.6百万ユーロ)であった。かかる口座の原資は、支出額が251.5百万ユーロ(2018年は209.3百万ユーロ)であったのに対し、352.1百万ユーロ(2018年は326.9百万ユーロ)であった。

以下の表は、以下の2つのカテゴリーに分類されたCEBにより管理されている口座の変動及び約定の概要を示したものである。

- ・ 支援国より資金提供を受けているプログラム/口座
- ・ 全て又は主に欧州連合より資金提供を受けているプログラム/口座

| (単位：千ユーロ)                      |                   |                    |             |                     |                     |
|--------------------------------|-------------------|--------------------|-------------|---------------------|---------------------|
|                                | 原資 <sup>(1)</sup> | 支出額 <sup>(2)</sup> | 2019年12月31日 | 受取約定 <sup>(3)</sup> | 支払約定 <sup>(3)</sup> |
| 支援国より資金提供を受けているプログラム/口座        | 36,459            | (28,518)           | 7,941       | 1,000               | 3,831               |
| 全て又は主に欧州連合より資金提供を受けているプログラム/口座 | 315,605           | (222,940)          | 92,665      | 42,919              | 125,824             |
| 合 計                            | 352,064           | (251,458)          | 100,606     | 43,919              | 129,655             |

| (単位：千ユーロ)                      |                   |                    |           |                     |                     |
|--------------------------------|-------------------|--------------------|-----------|---------------------|---------------------|
|                                | 原資 <sup>(1)</sup> | 支出額 <sup>(2)</sup> | 2019年1月1日 | 受取約定 <sup>(3)</sup> | 支払約定 <sup>(3)</sup> |
| 支援国より資金提供を受けているプログラム/口座        | 38,663            | (25,328)           | 13,335    |                     | 6,094               |
| 全て又は主に欧州連合より資金提供を受けているプログラム/口座 | 288,267           | (184,003)          | 104,264   | 84,733              | 135,726             |

|     |         |           |         |        |         |
|-----|---------|-----------|---------|--------|---------|
| 合 計 | 326,930 | (209,331) | 117,599 | 84,733 | 141,820 |
|-----|---------|-----------|---------|--------|---------|

- 注(1) 支援者より受け取った寄付金及び未収利息により構成される。  
 (2) プロジェクトに対し支出した助成金、手数料及び支援者に返還した資金により構成される。  
 (3) 受取約定及び支払約定は、継続事業のみに関するものである。

以下の表は、同様の3つのカテゴリーに分類された付利口座の詳細を示したものである。

(単位：千ユーロ)

| プログラム/口座                                   | 支援者  | 口座<br>開設年 | 原資     | 支出額      | 2019年<br>12月31日 | 2019年<br>1月1日 |
|--|--|-----------|--------|----------|-----------------|---------------|
| <b>支援国より資金提供を受けているプログラ<br/>ム/口座</b>        |  |           |        |          |                 |               |
| イタリア革新的プロジェクト基金                            | イタリア   | 2017年     | 1,000  | (41)     | 959             | 959           |
| 移住者及び難民基金                                  | アルバニア、ボ<br>スニア・ヘル<br>ツェゴビナ、ブ<br>ルガリア、キプ<br>ロス、チェコ共<br>和国、フラン<br>ス、ドイツ、バ<br>チカン、ハンガ<br>リー、アイスラ<br>ンド、アイルラ<br>ンド、イタリ<br>ア、リヒテン<br>シュタイン、リ<br>トアニア、ルク<br>センブルク、マ<br>ルタ、ノル<br>ウェー、ポーラ<br>ンド、サンマリ<br>ノ、スロバキア<br>共和国、スペイ<br>ン、スウェーデ<br>ン、EIB、CEB | 2015年     | 28,415 | (25,459) | 2,956           | 8,638         |
| スロバキア包括的成長口座                               | スロバキア<br>共和国   | 2016年     | 3,000  | (917)    | 2,083           | 1,692         |
| スペイン社会的統合口座                                | スペイン   | 2009年     | 4,044  | (2,101)  | 1,943           | 2,046         |
| 支援国より資金提供を受けているプログラ<br>ム/口座小計              |  |           | 36,459 | (28,518) | 7,941           | 13,335        |
| <b>全て又は主に欧州連合より資金提供を受けて<br/>いるプログラム/口座</b> |  |           |        |          |                 |               |
| <b>地域住宅プログラム(RHP)に関連する口座</b>               |  |           |        |          |                 |               |
| RHP基金国家口座-BiH                              | 欧州連合、ドイ<br>ツ、イタリア  | 2012年     | 58,392 | (41,206) | 17,186          | 17,531        |
| RHP基金国家口座-BiH及びSRB                         | スイス  | 2019年     | 850    | (21)     | 829             |               |
| RHP基金国家口座-クロアチア                            | 欧州連合   | 2013年     | 9,303  | (8,608)  | 695             | 1,603         |
| RHP基金国家口座-モンテネグロ                           | 欧州連合、ドイ<br>ツ   | 2013年     | 3,500  | (2,306)  | 1,194           | 1,814         |
| RHP基金国家口座-セルビア                             | 欧州連合、ドイ<br>ツ   | 2013年     | 60,608 | (38,337) | 22,271          | 18,973        |
| RHP基金地域口座                                  | 欧州連合、トル<br>コ、米国  | 2012年     | 47,257 | (36,354) | 10,903          | 12,306        |
| RHP基金準地域口座                                 | デンマーク、欧<br>州連合、ドイ<br>ツ、ルクセンブ<br>ルク、ノル<br>ウェー、スイス   | 2012年     | 53,096 | (36,554) | 16,542          | 16,349        |
| RHP実施                                      | 欧州連合   | 2013年     | 25,120 | (24,660) | 460             | 1,275         |
| RHP実施2                                     | 欧州連合   | 2017年     | 10,053 | (7,193)  | 2,860           | 4,004         |
| RHP実施支援基金口座                                | スイス  | 2019年     | 500    |          | 500             |               |

|                                      |                  |       |         |           |         |         |
|--------------------------------------|------------------|-------|---------|-----------|---------|---------|
| RHP実施支援基金-ODA口座                      | ドイツ              | 2019年 | 1,000   |           | 1,000   |         |
| RHPキプロス共和国特別口座                       | キプロス             | 2012年 | 50      | (1)       | 49      | 49      |
| RHPハンガリー特別口座                         | ハンガリー            | 2014年 | 30      | (1)       | 29      | 29      |
| RHPスロバキア共和国特別口座                      | スロバキア共和国         | 2012年 | 40      | (21)      | 19      | 27      |
| 東ヨーロッパエネルギー効率化・環境パートナーシップ(E5PR)      |                  |       |         |           |         |         |
| 改築-ジョージアのトビリシにおける公立学校の復旧及びエネルギー効率の向上 | 欧州連合の<br>その他の支援者 | 2016年 |         |           |         |         |
| 欧州地方エネルギー支援機関(ELENA)                 |                  |       |         |           |         |         |
| CEB-ELENA 2012                       | 欧州連合             | 2012年 | 1,000   | (381)     | 619     | 409     |
| トルコ難民支援機関 (FRIT)                     |                  |       |         |           |         |         |
| トルコ難民口座                              | 欧州連合             | 2017年 | 30,000  | (13,161)  | 16,839  | 28,846  |
| 加盟前支援制度(IPA)/西バルカン半島投資フレームワーク(WBIF)  |                  |       |         |           |         |         |
| IPA2009年地方道アルバニア特別口座                 | 欧州連合             | 2010年 | 9,176   | (9,176)   |         |         |
| WBIF：セルビアにおける刑務所施設建設                 | 欧州連合の<br>その他の支援者 | 2015年 | 1,430   | (981)     | 449     | 579     |
| WBIF：ボスニア・ヘルツェゴビナの集合住宅に暮らす弱者         | 欧州連合の<br>その他の支援者 | 2014年 | 1,200   | (979)     | 221     | 471     |
| WBIF：中学校におけるスポーツ施設の建設(LD1611)        | 欧州連合の<br>その他の支援者 | 2012年 | 1,000   | (1,000)   |         |         |
| WBIF：小学校におけるスポーツ施設の建設(LD1732)        | 欧州連合の<br>その他の支援者 | 2012年 | 2,000   | (2,000)   |         |         |
| 全て又は主に欧州連合より資金提供を受けているプログラム/口座小計     |                  |       | 315,605 | (222,940) | 92,665  | 104,264 |
| 付利口座合計                               |                  |       | 352,064 | (251,458) | 100,606 | 117,599 |

注L：社会配当金勘定

当行は、4種類の助成金の財源としてSDAを使用している。

- 当行が付与する貸付金に係る金利補助金
- 社会的に影響の大きい事業に対する当行の資金調達を支援する保証
- CEBが資金調達する事業の枠組みにおける技術支援
- 交付寄付金

SDAを財源とする助成金は、総裁が承認する300千ユーロ以下の技術支援助成金を除いて、当行の管理委員会により承認される。

助成金は、500千ユーロに制限される交付寄付金を除いて、それぞれ2百万ユーロを上限とすることができる。全ての項目をあわせた国別の年次承認の合計は、利用可能なSDAの資金の10%を超えてはならない。

2019年12月31日現在、これらの下位勘定の内訳は以下のとおりである。

(単位：千ユーロ)

| SDAの項目         | 2019年12月31日 | 2019年1月1日 |
|----------------|-------------|-----------|
| 承認された貸付金に係る補助金 | 17,817      | 20,938    |
| 補助可能額          | 2,064       | 1,942     |
| 貸付金に係る金利補助金    | 19,881      | 22,880    |
| 承認された貸付金にかかる保証 | 13,000      | 11,000    |
| 保証可能額          | 7,272       | 9,217     |
| 貸付保証           | 20,272      | 20,217    |
| 技術支援の承認        | 1,640       | 1,824     |
| 技術支援可能額        | 4,781       | 5,292     |
| 技術支援承認された交付寄付金 | 6,421       | 7,116     |

|       |        |        |
|-------|--------|--------|
| 寄付可能額 | 1,970  | 1,965  |
| 交付寄付金 | 1,970  | 1,965  |
| 合計    | 48,544 | 52,178 |

### 資金調達

SDAIは、以下により資金調達されている。

- 当行の年間利益の割当時の社会的性格の配当を通じて、CEBの加盟国から受領した寄付金。
- 管理委員会の承認を受けた当行の加盟国からの任意拠出金。
- 欧州評議会の加盟国並びに理事会及び管理委員会による承認を受けた非加盟国又は国際機関からの任意拠出金。

### 注M：引当金

(単位：千ユーロ)

|               | 2019年<br>12月31日 | 2019年<br>1月1日 |
|---------------|-----------------|---------------|
| 引当金           |                 |               |
| 社会的約定に係る引当金   | 318,781         | 254,942       |
| 融資約定に係る減損(注S) | 1,720           | 2,663         |
| 合計            | 320,501         | 257,605       |

### 社会的約定に係る引当金の変動

当行は、医療保険制度、財務調整制度及び退職給付制度に係る年金計画並びにその他の退職給付金を運営する。各退職給付金に関する約定額は、予測単位積増し保険数理評価方式によって個別に決定される。最新の保険数理評価は、2019年6月30日現在の個別のデータに基づき2019年12月31日現在実施済みである。

退職給付金に係る財務状況は以下に示されている。

(単位：千ユーロ)

|                     | 年金計画    | その他の<br>退職給付金 | 合計      |
|---------------------|---------|---------------|---------|
| 2019年1月1日現在の引当金     | 213,821 | 41,121        | 254,942 |
| 勤務費用                | 10,126  | 2,637         | 12,763  |
| 割引約定に関する利息費用        | 4,332   | 826           | 5,158   |
| 直接株主資本と認識される実差額の変動額 | 42,523  | 7,883         | 50,406  |
| 支払済給付金              | (3,263) | (1,225)       | (4,488) |
| 2019年12月31日現在の引当金   | 267,539 | 51,242        | 318,781 |

(単位：千ユーロ)

|                     | 年金計画    | その他の<br>退職給付金 | 合計      |
|---------------------|---------|---------------|---------|
| 2018年1月1日現在の引当金     | 197,121 | 37,104        | 234,225 |
| 勤務費用                | 9,369   | 3,258         | 12,627  |
| 割引約定に関する利息費用        | 4,526   | 849           | 5,375   |
| 直接株主資本と認識される実差額の変動額 | 5,518   | 637           | 6,155   |
| 支払済給付金              | (2,713) | (727)         | (3,440) |
| 2019年1月1日現在の引当金     | 213,821 | 41,121        | 254,942 |

退職給付金の約定の評価に使用される主要な推定値は、以下のとおりである。

| 諸情報  | 2019年 | 2018年 |
|------|-------|-------|
| 割引利率 | 1.50% | 2.25% |

|            |       |       |
|------------|-------|-------|
| インフレ率      | 1.75% | 1.75% |
| 年金再評価率     | 1.75% | 1.75% |
| 給与増加率      | 3.50% | 3.50% |
| 雇用主の医療費負担率 | 6.28% | 6.28% |
| 平均勤続年数     | 22.57 | 22.19 |

### 感応度テスト

以下の表は、割引率の変動を-/+0.25%と仮定して計算した、2019年12月31日現在で評価された退職給付金に関する約定(予測給付債務(PBO))の感応度、勤務費用、利息費用及び2019年の見積給付額に関する情報を提供するものである。

(単位：千ユーロ)

| 年金計画      | 2019年<br>12月31日<br>PBO | 2020年<br>勤務費用 | 2020年<br>PBOに対する<br>利息費用 | 2020年<br>見積給付額 | 2020年<br>12月31日<br>PBO |
|-----------|------------------------|---------------|--------------------------|----------------|------------------------|
| 割引率-0.25% | 282,133                | 11,810        | 3,495                    | (5,129)        | 292,309                |
| 割引率+0.25% | 253,973                | 10,349        | 4,400                    | (5,122)        | 263,600                |

2019年12月31日現在、割引率が0.25%低下したと仮定した場合、年金約定は5.5%増加する。同日現在、割引率が0.25%上昇したと仮定した場合、当該約定は5.1%減少する。

(単位：千ユーロ)

| その他の退職<br>給付金 | 2019年<br>12月31日<br>PBO | 2020年<br>勤務費用 | 2020年<br>PBOに対する<br>利息費用 | 2020年<br>見積給付額 | 2020年<br>12月31日<br>PBO |
|---------------|------------------------|---------------|--------------------------|----------------|------------------------|
| 割引率-0.25%     | 54,130                 | 2,377         | 666                      | (1,712)        | 55,461                 |
| 割引率+0.25%     | 48,566                 | 2,067         | 835                      | (1,712)        | 49,756                 |

2019年12月31日現在、割引率が0.25%低下したと仮定した場合、退職給付金に関する約定は5.6%増加する。同日現在、割引率が0.25%上昇したと仮定した場合、当該約定は5.2%減少する。

### 注N：資本

#### 資本管理

定款(第3条)に従い、欧州諸国(欧州評議会の加盟国又は非加盟国)及び欧州に重点を置いている国際機関は、当行の理事会が制定した条件に従って、当行の加盟国となることができる。

当行は、加盟国が引き受けるユーロ建の参加証書を発行する。各証書の額面価格は、いずれも同額の1,000ユーロである。

加盟手続は、申請国が当行の定款を承認し、理事会との合意により決定された数の参加証書を引き受ける旨明言した欧州評議会の議長に対する宣言により行われる。当行の加盟国となる国は全て、かかる宣言において以下の目的を承認するものとする。

- 欧州評議会の特権及び免責に関する一般協定のための第三議定書について、できるだけ早い機会に同意すること。
- かかる同意までの間に、当行の財産、資産及び運営に関する議定書による法的処置を適用すること並びに当行の機関及び職員に議定書による法的地位を付与すること(定款第3条)。

理事会は、資本の引受け及び払込みに関する引当金に加えて、増資に関する引当金を設定している。加盟国の脱退の可能性に関する条件については、CEBの定款(第15条)に定めている。当行はこれまでにこの種の要求を受けたことはない。これに基づき、また2008年2月に改訂されたIAS第32号に従い、本参加証書は、資本性金融商品に分類されている。

当行の資本及び準備金に対する出資は、CEBに関する欧州評議会の部分協定の予算に対する加盟申請国による寄与比率に基づき算出されるものとする。

当行の引受済資本金は、払込済資本金及び請求払資本金で構成される。払込済資本金は、資本金のうち、管理委員会の提案を受けて理事会の決定後に当行に加盟する時点で払い込まれる部分である。開始以来、当行は引受済資本金の引出しを行っていない。

当行の業務に関連するリスクに関する自己資本は、様々な比率により構築された健全性に関する枠組みを通じて評価されている(注Cの4.を参照のこと。)

加盟国別の資本金の内訳は以下のとおりである。

(単位：千ユーロ)

| 加盟国          | 引受済資本金    | 請求未了資本金   | 払込請求済資本金 | 引受済資本金割合 |
|--------------|-----------|-----------|----------|----------|
| フランス         | 915,770   | 814,114   | 101,656  | 16.735%  |
| ドイツ          | 915,770   | 814,114   | 101,656  | 16.735%  |
| イタリア         | 915,770   | 814,114   | 101,656  | 16.735%  |
| スペイン         | 597,257   | 530,958   | 66,299   | 10.914%  |
| トルコ          | 388,299   | 345,197   | 43,102   | 7.096%   |
| オランダ         | 198,813   | 176,743   | 22,070   | 3.633%   |
| ベルギー         | 164,321   | 146,083   | 18,238   | 3.003%   |
| ギリシャ         | 164,321   | 146,083   | 18,238   | 3.003%   |
| ポルトガル        | 139,172   | 123,724   | 15,448   | 2.543%   |
| スウェーデン       | 139,172   | 123,724   | 15,448   | 2.543%   |
| ポーランド        | 128,260   | 114,023   | 14,237   | 2.344%   |
| デンマーク        | 89,667    | 79,712    | 9,955    | 1.639%   |
| フィンランド       | 69,786    | 62,039    | 7,747    | 1.275%   |
| ノルウェー        | 69,786    | 62,039    | 7,747    | 1.275%   |
| ブルガリア        | 62,459    | 55,526    | 6,933    | 1.141%   |
| ルーマニア        | 59,914    | 53,264    | 6,650    | 1.095%   |
| スイス          | 53,824    | 43,229    | 10,595   | 0.984%   |
| アイルランド       | 48,310    | 42,948    | 5,362    | 0.883%   |
| ハンガリー        | 44,788    | 39,816    | 4,972    | 0.818%   |
| チェコ共和国       | 43,037    | 38,260    | 4,777    | 0.786%   |
| ルクセンブルク      | 34,734    | 30,878    | 3,856    | 0.635%   |
| セルビア         | 25,841    | 22,973    | 2,868    | 0.472%   |
| クロアチア        | 21,376    | 19,003    | 2,373    | 0.391%   |
| キプロス         | 19,882    | 17,676    | 2,206    | 0.363%   |
| スロバキア共和国     | 18,959    | 16,854    | 2,105    | 0.346%   |
| アルバニア        | 13,385    | 11,899    | 1,486    | 0.245%   |
| ラトビア         | 12,808    | 11,387    | 1,421    | 0.234%   |
| エストニア        | 12,723    | 11,311    | 1,412    | 0.233%   |
| 北マケドニア       | 12,723    | 11,311    | 1,412    | 0.233%   |
| リトアニア        | 12,588    | 11,191    | 1,397    | 0.230%   |
| スロベニア        | 12,295    | 10,930    | 1,365    | 0.225%   |
| アイスランド       | 10,144    | 9,018     | 1,126    | 0.185%   |
| マルタ          | 10,144    | 9,018     | 1,126    | 0.185%   |
| ジョージア        | 9,876     | 8,780     | 1,096    | 0.180%   |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ | 9,689     | 8,614     | 1,075    | 0.177%   |
| モンテネグロ       | 6,584     | 5,853     | 731      | 0.120%   |
| コソボ          | 6,559     | 5,831     | 728      | 0.120%   |
| モルドバ共和国      | 5,488     | 4,878     | 610      | 0.100%   |
| サンマリノ        | 4,867     | 4,206     | 661      | 0.089%   |
| リヒテンシュタイン    | 2,921     | 2,374     | 547      | 0.053%   |
| バチカン         | 137       | 107       | 30       | 0.003%   |
| 2019年合計      | 5,472,219 | 4,859,802 | 612,417  | 100.000% |
| 2018年合計      | 5,472,219 | 4,859,802 | 612,417  |          |

2019年の各参加証書の収益は19.13ユーロ(2018年は17.81ユーロ)に達した。



## 注0：金利差益

収入及び費用は、実効金利法(利息、手数料及び費用)に従って計上される。

金融商品の未収利息を除いて計算された評価の変動額は、「損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益」(注Q)に計上される。

公正価値によるヘッジ・デリバティブにおける金利収入及び費用は、リスクヘッジを提供している項目に由来する収入及び費用とともに表示される。

(単位：千ユーロ)

|                       | 2019年   |           |           | 2018年   |           |           |
|-----------------------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|
|                       | 収入      | 費用        | 純損益       | 収入      | 費用        | 純損益       |
| 株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産 |         |           |           |         |           |           |
| 負債証券取引                | 28,735  | (4,231)   | 24,504    | 28,291  | (7,062)   | 21,229    |
| ヘッジ・デリバティブ金融商品        | 8,851   | (33,315)  | (24,464)  | 9,952   | (34,719)  | (24,767)  |
| 小計                    | 37,586  | (37,546)  | 40        | 38,243  | (41,781)  | (3,538)   |
| 償却原価での貸付金及び前渡金        |         |           |           |         |           |           |
| 貸付金                   | 150,284 | (1)       | 150,283   | 142,845 | (9)       | 142,836   |
| ヘッジ・デリバティブ金融商品        | 12,419  | (131,918) | (119,499) | 13,951  | (122,908) | (108,957) |
| 前渡金                   | 54,099  | (13,056)  | 41,043    | 37,429  | (11,480)  | 25,949    |
| 小計                    | 216,802 | (144,975) | 71,827    | 194,225 | (134,397) | 59,828    |
| 償却原価での負債証券            |         |           |           |         |           |           |
| 負債証券取引                | 62,432  |           | 62,432    | 64,941  | (4)       | 64,937    |
| 小計                    | 62,432  |           | 62,432    | 64,941  | (4)       | 64,937    |
| 信用機関及び顧客に対する負債額       |         |           |           |         |           |           |
| 付利口座                  | 2,372   | (139)     | 2,233     | 1,351   | (158)     | 1,193     |
| 小計                    | 2,372   | (139)     | 2,233     | 1,351   | (158)     | 1,193     |
| 償却原価での発行済負債証券         |         |           |           |         |           |           |
| 債券                    |         | (349,303) | (349,303) |         | (349,767) | (349,767) |
| ヘッジ・デリバティブ金融商品        | 402,802 | (28,284)  | 374,518   | 394,336 | (12,277)  | 382,059   |
| 小計                    | 402,802 | (377,587) | 25,215    | 394,336 | (362,044) | 32,292    |
| その他の利息費用及び類似費用        |         | (5,158)   | (5,158)   |         | (5,376)   | (5,376)   |
| 金利差益                  | 721,994 | (565,405) | 156,589   | 693,096 | (543,760) | 149,336   |

## 注P：セグメント情報

CEBIは、社会的使命を有する多国間開発銀行である。CEBIは、加盟国における金融プロジェクトに対して貸付を行っている。かかる事業の資金は、公募及び私募により調達される。

この範囲内で、当行は、単一の事業分野を有する。当行は、その拠出金を最も必要とする地域、特に対象国を構成する中欧及び東欧諸国に介入する。

プロジェクトファイナンス事業は、欧州においてのみ行われている。しかしながら、その他の金融事業、特に公募に関しては、CEBIは欧州のほか、他の地域においても事業を行っている。したがって、これらの事業については、下記の表に含まれていない。

借入人の属する国別の貸付における利息の内訳は以下のとおりである。

(単位：千ユーロ)

| 借入人の属する国別内訳 | 2019年  | 2018年  |
|-------------|--------|--------|
| ポーランド       | 22,250 | 18,673 |
| トルコ         | 18,722 | 19,190 |
| ルーマニア       | 11,370 | 13,181 |
| ハンガリー       | 8,731  | 9,056  |

|              |         |         |
|--------------|---------|---------|
| クロアチア        | 5,270   | 5,847   |
| リトアニア        | 4,646   | 5,050   |
| キプロス         | 4,008   | 4,196   |
| スロバキア共和国     | 3,476   | 3,521   |
| アルバニア        | 2,058   | 2,158   |
| セルビア         | 1,582   | 1,514   |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ | 1,326   | 1,252   |
| チェコ共和国       | 1,172   | 1,064   |
| 北マケドニア       | 916     | 896     |
| モルドバ共和国      | 798     | 837     |
| ブルガリア        | 747     | 521     |
| ラトビア         | 654     | 752     |
| モンテネグロ       | 362     | 235     |
| スロベニア        | 270     | 287     |
| エストニア        | 260     | 357     |
| ジョージア        | 192     | 237     |
| マルタ          |         | 123     |
| 対象国小計        | 88,810  | 88,947  |
| ベルギー         | 19,612  | 19,890  |
| スペイン         | 9,052   | 8,834   |
| ドイツ          | 7,442   | 7,202   |
| フランス         | 7,307   | 6,954   |
| オランダ         | 5,079   | 1,694   |
| ポルトガル        | 4,620   | 4,696   |
| アイルランド       | 3,200   | 2,205   |
| イタリア         | 1,713   | 433     |
| アイスランド       | 1,308   | 1,297   |
| スウェーデン       | 1,265   | 127     |
| フィンランド       | 797     | 472     |
| その他の国小計      | 61,395  | 53,804  |
| その他の国を通じた対象国 | 78      | 94      |
| 合 計          | 150,283 | 142,845 |

国別貸付残高は、注Hに記載されている。

注Q：損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益

損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純利益は、「金利差益」(注0)で表示される金利収入及び費用を除く金融商品に関する損益項目を含む。

(単位：千ユーロ)

|                                      | 2019年    | 2018年    |
|--------------------------------------|----------|----------|
| ヘッジ商品の公正価値の正味残額                      | 40,563   | 43,980   |
| ヘッジリスクに起因するヘッジ項目の再評価                 | (38,995) | (41,923) |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの残額<br>為替持高の再評価 | (1,355)  | (2,055)  |
| 自身の信用リスクに係る価額調整(債務評価調整 - DVA)        | 182      | 358      |
| 相手方のリスクに係る価額調整(信用評価調整 - CVA)         | (93)     | (402)    |
| 相 計                                  | 364      | (195)    |
| 合 計                                  | 665      | (237)    |

注R：一般営業費用

(単位：千ユーロ)

|            | 2019年    | 2018年    |
|------------|----------|----------|
| 賃金及び給料     | (25,167) | (23,708) |
| 社会保障及び年金費用 | (11,902) | (11,638) |
| その他の一般営業費用 | (11,958) | (11,772) |
| 合 計        | (49,027) | (47,118) |

2019年12月31日現在、当行の職員は、4名の指定役員(総裁及び副総裁)及び206名の専門職員から構成されている。2018年12月31日現在では、3名の指定役員(総裁及び副総裁)及び206名の専門職員であった。

#### 注S：リスク費用

CEBが使用する一般的な減損評価モデルは、以下の2つの段階に基づく。

- ・当初認識後の信用リスクの著しい増加の有無を評価すること。
- ・当初認識後に信用リスクの著しい増加がない場合は12ヶ月の予想損失に基づき減損引当金を測定し、当初認識後に信用リスクの著しい増加が生じた場合は全期間の予想損失(すなわち、満期時点の予想損失)に基づき減損引当金を測定すること。

これらの2つの段階は、将来予測アプローチに基づくものでなければならない。

#### 信用リスクの著しい増加

信用リスクの著しい増加に係る評価は、取引相手方の種類及びその内部格付によって異なる指標及び閾値に基づき、各取引ごとのレベルで測定される。

信用リスクの著しい増加に係る評価に用いられる指標は、取引相手方の内部格付である。内部格付システムについては、注C(信用リスクセクション)に記載されている。評価は関連する基準、すなわち当初の格付と比較して何段階格下げされたかに基づいて行われる。しかしながら、取引が2018年1月1日現在の当行のポートフォリオに既に表示されていた場合、信用リスクの著しい増加に係る評価の基準を評価日現在の内部格付に基づく絶対評価とする。

いずれの場合も、評価日現在の信用格付が3.5以下の場合、信用の質の低下は重大とみなされ、当該取引はステージ2に分類される。しかしながら、ソブリンはCEBの優先債権者の地位を前提として、一貫してステージ1に分類される。

90日超支払が遅延した場合、かかる資産は債務不履行状態にあるとみなされ、ステージ3に分類される。

## 将来予測アプローチ

当行は、予想信用損失(以下「ECL」という。)の測定の際に、将来予測情報を考慮している。

当行は、可能性のある将来の経済情勢を幅広くカバーするため、3つのマクロ経済シナリオを使用することを選択している。これらのシナリオは現在、ムーディーズ・アナリティクス(Moody's Analytics)により策定され、毎月更新されている。

主要なマクロ経済変数は、ユーロ圏におけるGDPの進展及び欧州の株式市場の進展である。予測期間中のマクロ経済変数のモデル化は、2つの変数及び3つのラグを用いる自己回帰モデルを使用するモンテカルロ・シミュレーションに基づく。

IFRS第9号の下で使用されるシナリオは以下のとおりである。

- ・ 5年間の予測期間中に最も実現しそうな経済情勢を記述した基礎シナリオ。
- ・ 顕在化したリスクを基礎となるシナリオに加重した影響を反映し、結果として好ましくない経済情勢となった不利なシナリオ。かかるシナリオは、ユーロ圏のGDP成長率のモンテカルロ・シミュレーションにおける10%の分位点として定義される。
- ・ 顕在化したリスクを反映し、結果として良好な経済情勢となった好ましいシナリオ。かかるシナリオは、ユーロ圏のGDP成長率のモンテカルロ・シミュレーションにおける90%の分位点として定義される。

バランスの取れた引当金の推計を行うため、有利なシナリオの発生確率は、不利なシナリオの発生確率と等しい値としている。

シナリオに設定された加重は以下のとおりである。

- ・ ベースのシナリオについて60%
- ・ 不利なシナリオについて20%
- ・ 有利なシナリオについて20%

## 期間中のリスク費用

(単位：千ユーロ)

|               | 2019年 | 2018年   |
|---------------|-------|---------|
| 減損引当金の純額 - 資本 | 1,965 | (2,819) |
| 減損引当金の純額 - 利息 | 7     | (14)    |
| 合 計           | 1,972 | (2,833) |

## 期間中のリスク費用の詳細

(単位：千ユーロ)

|                       | 2019年 | 2018年   |
|-----------------------|-------|---------|
| 中央銀行における残高            | (18)  | (14)    |
| 株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産 | 35    | (178)   |
| 償却原価での金融資産            |       |         |
| 貸付金                   | 941   | (2,155) |
| 前渡金                   | (41)  | 62      |
| 負債証券                  | 90    | (88)    |
| その他資産                 | 22    | (16)    |
| 融資約定                  | 943   | (444)   |
| 合計                    | 1,972 | (2,833) |
| 減損を伴わない残高に係るリスク費用     | 1,972 | (2,833) |
| うち、ステージ1              | 1,972 | (3,928) |
| うち、ステージ2              |       | 1,095   |
| 減損した残高に係るリスク費用(ステージ3) |       |         |

期間中における減損の変動

(単位：千ユーロ)

|                         | 12ヶ月の予想損失を伴う残高に係る減損<br>(ステージ1) | 全期間の予想損失を伴う残高に係る減損<br>(ステージ2) | 貸倒残高に係る減損<br>(ステージ3) | 合計       |
|-------------------------|--------------------------------|-------------------------------|----------------------|----------|
| 2019年1月1日現在             | (16,879)                       |                               |                      | (16,879) |
| 減損引当金の純額                |                                |                               |                      |          |
| 期間中に取得した金融資産            | (2,961)                        |                               |                      | (2,961)  |
| 期間中に認識中止された金融資産         | 1,208                          |                               |                      | 1,208    |
| ステージ2への移転               |                                |                               |                      |          |
| ステージ3への移転               |                                |                               |                      |          |
| ステージ1への移転               |                                |                               |                      |          |
| ステージの移転を伴わないその他の引当金/戻入額 | 3,725                          |                               |                      | 3,725    |
| 2019年12月31日現在           | (14,907)                       |                               |                      | (14,907) |

注T：付与された又は受領した融資約定

(単位：千ユーロ)

|              | 2019年<br>12月31日 | 2019年<br>1月1日 |
|--------------|-----------------|---------------|
| 付与された融資約定    |                 |               |
| 信用機関向け       | 934,595         | 911,522       |
| 顧客向け         | 5,508,682       | 5,368,056     |
| 付与された融資約定の合計 | 6,443,277       | 6,279,578     |
| 付与された融資約定の減損 | 1,720           | 2,663         |
| うち、ステージ1     | 1,720           | 2,663         |
| うち、ステージ2     |                 |               |
| うち、ステージ3     |                 |               |

2019年12月31日現在、受領した融資約定は計上されていない。

以下は、2019年12月31日に終了した年度の財務書類についての独立した監査法人であるアーンスト・アンド・ヤングの監査報告書の日本語訳である。

## 欧州評議会開発銀行

2019年12月31日に終了した年度

独立監査人による年次財務書類についての監査報告書

欧州評議会開発銀行理事会、管理委員会及び監査委員会の構成員 各位

### 意見

我々は、欧州評議会開発銀行(以下「本銀行」という。)の年次財務書類を監査した。これらの年次財務書類には、2019年12月31日を年度末とする貸借対照表、同日に終了した年度に係る損益計算書、包括利益計算書、株主資本勘定変動報告書、キャッシュ・フロー計算書及び重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記が含まれている。

我々の意見では、添付の年次財務書類は、全ての重要な点において、EUにより採用される国際財務報告基準に従って、2019年12月31日現在の本銀行の財務状況、並びに同日に終了した年度に係る本銀行の財務成績及びキャッシュ・フローを、適正に表示している。

### 意見の基礎

我々は、国際監査基準(ISAs)に準拠して監査を行った。かかる基準に基づく我々の責任の詳細については、下記「年次財務書類の監査に関する監査法人の責任」の項に記載されている。我々は、フランスにおいて我々の行う年次財務書類の監査に適用される倫理的な要求とともに国際会計士倫理基準審議会の「職業会計士のための論理規定」(IESBAコード)に従い、本銀行から独立しており、また、かかる要求及びIESBAコードに従い、その他の我々の倫理的責任を果たしてきた。我々は、我々が取得した監査証拠が、本意見の基礎を提供することについて十分かつ適正であると確信している。

### 事項の強調

我々は、注Aの「当行によって適用される主要な会計方法の概要」並びに年次財務書類に対するその他注記に記載されるヘッジ会計に関するIFRS第9号「金融商品」のフェーズ3の初回適用及びIFRS第16号「リース」の初回適用に係る会計方法の変更、さらにはそれらの影響に対し注意喚起する。我々の意見は、当該事項に関して修正されることはない。

### 重要監査事項

重要監査事項とは、我々の専門的判断において、我々が当期の財務書類を監査するにあたり重要度が最も高い事項である。これらの事項については、我々の行った財務書類の監査全体の文脈の中で、我々の意見を形成しつつ対処しており、これらの事項に関する個別の意見は述べていない。

## **株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産及びデリバティブの評価**

### **特定されたリスク**

2019年12月31日現在、損益を通じて公正価値で測定する金融商品は、313,302千ユーロの資産及び187,340千ユーロの負債となった。ヘッジ・デリバティブ金融商品は、838,246千ユーロの資産及び531,460千ユーロの負債となった。株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産は4,117,841千ユーロであった。

財務書類に対する注Aに定義されているとおり、当該区分に基づく金融資産及び金融負債は、その時価で評価及び計上される。かかる商品の時価は、活発な市場における見積価格の使用、又は以下の評価技術を適用することによって決定される。

- ・ 財務上の仮定に基づく数学的計算方法
- ・ 活発な市場において取引される商品価格の利用、又は活発な市場がない場合には統計的推定若しくはその他の定量法に基づいて決定された価値のパラメーター

かかる金融商品の重要性、関連する見積りの内在不確実性及び2019年1月1日現在のIFRS第9号のフェーズ3の初回適用により、我々は、株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産及びデリバティブの評価を重要監査事項とみなしている。

### **我々の対応**

我々は、有価証券ポートフォリオ、金利スワップ及び通貨金利スワップに係る公正価値の決定に関する本銀行のプロセスを理解し、また、流動性の高い市場における市場価格の確認のため又は公正価値評価の定式化のために本銀行が実行に移した技法について理解した。

我々は、2019年1月1日現在のIFRS第9号の初回適用による影響の特定及び予測に関する本銀行のプロセス及び技法を理解した。

証券に関しては、我々は公正価値評価額を入手可能な市場価格と比較し、これらの年度末における3つのレベルの公正価値への分類について調整を行った。

スワップに関しては、我々はスワップ評価額を取引相手方が作成した外部情報と比較し、金利スワップ(IRS)及び通貨金利スワップ(CIRS)のサンプルに対する評価を再度計算した。

### **経営陣及びガバナンスを担当する者の年次財務書類に関する責任**

経営陣は、EUにより採用される国際財務報告基準に従って、年次財務書類を作成し、公正に公表すること、及び故意によるものか又は過失によるものかを問わず、重要な虚偽記載のない年次財務書類を作成するために経営陣が必要と判断する内部統制について責任を負う。

経営陣は、年次財務書類の作成にあたって、本銀行の継続企業として存在し続ける能力を評価し、継続企業に関連する事項を(適用があれば)開示し、また経営陣が本銀行を清算するか若しくは業務を停止する意図がある場合又はそうする以外に現実的な代替手段がない場合を除き、会計上の継続企業の前提を使用する責任を負う。

ガバナンスを担当する者は、本銀行の財務報告過程を監督する責任を負う。

### **年次財務書類の監査に関する監査法人の責任**

我々の目的は、故意によるものか又は過失によるものかを問わず、年次財務書類全体に重要な虚偽記載がないかどうかについて合理的な保証を得ること並びに我々の意見を含む監査報告書を公表することである。合理的な保証は、高いレベルの保証であるが、ISAに従って行われる監査によって、重要な虚偽記載が存在する場合にそれを常に発見できるという保証ではない。虚偽記載は、故意又は過失によって生じる場合があり、そのみによるか又は全体の中でのものかを問わず、これらの年次財務書類に基づいて利用者が行う経済的意思決定に影響を及ぼすと合理的に予想される場合に重要とみなされる。

ISAに従って行われる監査の一環として、我々は専門的判断を行い、監査を通して職業上の懐疑心を持ち続ける。また我々は、以下のことを行う。

- ・故意によるものか又は過失によるものかを問わず、年次財務書類の重要な虚偽記載のリスクの特定及び評価を行い、当該リスクに対応する監査手続の企図及び実施を行い、かつ我々の意見の根拠を提供する十分かつ適切な監査証拠を取得すること。故意による重要な虚偽記載を発見できないリスクは、過失による重要な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは、故意によるものは、共謀、偽造、故意の脱漏、不実表示又は内部統制の無効を含むことがあるからである。
- ・特定状況において適切な監査手続を企図するための、監査に関連する内部統制への理解を得ること。但し、これは本銀行の内部統制の実効性に関する意見を表明することを意図するものではない。
- ・経営陣により使用される会計方針の適切性並びに経営陣によってなされる会計予測及びそれに関連する開示の合理性を評価すること。
- ・経営陣による会計上の継続企業の前提の使用の適切性、及び取得した監査証拠に基づき、本銀行の継続企業として存在し続ける能力に重大な疑いを掛ける可能性のある事象又は状況に関連する重要な不確実性が存在するかどうかについて、結論を出すこと。我々が重要な不確実性が存在すると結論付けた場合には、我々は、年次財務書類の関連する開示に対し、監査報告書において注意喚起する義務があり、又は当該開示が不適切である場合には、我々の意見を修正する義務がある。我々の結論は、監査報告書の日付現在までに取得した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来における事象又は状況によっては、本銀行が継続企業として存在しなくなる可能性もある。
- ・年次財務書類の表示全般、構成及び内容(開示情報を含む。)並びに年次財務書類が公正な表示となる様式で基となる取引及び事象を表しているかどうかを評価すること。

我々は、とりわけ監査の予定範囲及び時期並びに重要な監査上の検出事項(監査中に我々が特定した内部統制の重大な不備を含む。)について、ガバナンスを担当する者に通知する。



また我々は、ガバナンスを担当する者に、我々が独立性に関して該当する倫理的要件に準拠した旨の報告書を提出し、我々の独立性に影響を及ぼすと合理的に考えられる全ての関係性及びその他の事項並びに(適用があれば)関連するセーフガードについて通知する。

2020年3月3日、パリ市ラ・デファンスにて

独立監査人

アーンスト・アンド・ヤング監査法人

(署名)

Luc Valverde

( 6 ) 【その他】

2020年1月1日以後提出日までに、重要な変更は生じていない。

( 7 ) 【発行者の属する国等の概況】

該当事項なし